

都市政策

季刊 '09. 10

第137号

特集

環境共生都市づくり

巻頭言

豊かな環境をまもり育て、美しい神戸のまちに …………… 矢田 立郎

論文

低炭素社会はまちづくりの目標像になりえるか … 盛岡 通
 生物多様性の保全とその取り組み …………… 武田 義明
 環境都市クリチバ …………… 中村ひとし
 神戸市における地域での環境学習・環境保全活動の支援について
 ～エコタウンまちづくりの推進～ …………… 茶屋道利広
 神戸市における環境行政の現状と今後の方向について
 ～低炭素社会・循環型社会・自然共生社会の実現を目指して～
 …………… 横田 雅弘

行政資料

神戸市における新型インフルエンザの現況と取り組みについて
 - 8月6日神戸市新型インフルエンザ本部員会議資料から -
 新型インフルエンザ発生時における消費行動調査報告 (概要版)
 新型インフルエンザの対策と影響に関する市内企業調査報告
 市民に向けて情報発信 広報紙 KOBE
 「新型インフルエンザ特別号(保存版)」(一部抜粋)

特集 環境共生都市づくり

巻頭言

豊かな環境をまもり育て、美しい神戸のまちに …………… 矢 田 立 郎

論 文

低炭素社会はまちづくりの目標像になりえるか …………… 盛 岡 通 4

生物多様性の保全とその取り組み …………… 武 田 義 明 13

環境都市クリチバ …………… 中 村 ひとし 20

神戸市における地域での環境学習・環境保全活動の支援について

～エコタウンまちづくりの推進～ …………… 茶屋道 利 広 32

神戸市における環境行政の現状と今後の方向について

～低炭素社会・循環型社会・自然共生社会の実現を目指して～

…………… 横 田 雅 弘 38

歴史コラム

大都市財政と三部経済制 …………… 近 谷 衛 一 50

潮 流

広域地方計画 52 / 公文書の管理と公文書管理法 52 / 臓器移植法改正 53 / 統計法の改正 53 / 住民基本台帳法の改正 54 / 経済財政白書－雇用・所得問題－ 54 / 消費者庁創設 55 / 総務省サイバークリーンセンター 55 / 文部科学省「低炭素社会づくり行動計画・研究開発戦略」 56 / 健康研究推進戦略 56 / 「行こう！神戸」キャンペーン 57 / 神戸コンシューマー・スクール 57

行政資料

神戸市における新型インフルエンザの現況と取り組みについて

－8月6日神戸市新型インフルエンザ本部員会議資料から－ …… 神戸市危機管理室 58

新型インフルエンザ発生時における消費行動調査報告（概要版）

…………… 神戸市市民参画推進局 62

新型インフルエンザの対策と影響に関する市内企業調査報告

…………… 神戸市産業振興局庶務課 69

市民に向けて情報発信 広報紙 KOBE

「新型インフルエンザ特別号(保存版)」(一部抜粋)

…………… 神戸市危機管理室・神戸市保健福祉局 76

新刊紹介

リサイクル政策の形成と市民参加 82 / 国土形成計画（全体計画）の解説 82 / 自治体を民間が運営する都市 82 / 分権改革は都市行政機構を変えたか 83 / グローバル化する文化政策 83 / H5N1 強毒性新型インフルエンザウィルス 日本上陸のシナリオ 83

巻頭言

豊かな環境をまもり育て、 美しい神戸のまちに

神戸市長 矢 田 立 郎

恵まれた自然と、美しく、ゆとりある都市空間をいつまでも維持し、さらにより良い環境を目指すため、市民・事業者・市がそれぞれの責任と役割を自覚・実践して、自然と共生し、環境に与える負荷の少ないまちづくりをすすめること ―これが目指すべき神戸の環境像です。豊かな環境をまもり育て、美しい神戸のまちを将来に引き継いでいこうという想いは今昔を問わず全ての市民が共有しています。

例えば、神戸の象徴となっている六甲山は、薪や炭等の過度の利用のために明治初期にはほとんど樹木のない荒廃した山でしたが、先人が100年前に多くの労力をかけて植林事業を行い、それを継続することで現在の緑あふれる六甲山を育てあげました。

また、1972年7月には、市民・事業者・行政が一体となって神戸の環境と守り育てていくという認識を共有するため、「人間環境都市宣言」を行うとともに、宣言内容を具体化するために同年8月に「神戸市民の環境をまもる条例」を制定するに至っています。

このような経緯を踏まえ、今日では地域力を基盤とした協働と参画の取り組みによってごみの減量・資源化や不法投棄対策等を着実に進める一方、地球温暖化防止や生物多様性の保全等の環境保全施策にも尽力しているところです。

昨年5月には神戸でG8環境大臣会合が開催され、「気候変動」「3R」「生物多様性」の3つのテーマに即して議論が行われました。その成果が「神戸イニシャティブ」「神戸3R行動計画」「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」として神戸から世界に向けて発信されましたことは記憶に新しいところです。

本市におきましても、「新・神戸市環境基本計画」に基づき、各種の環境施策を展開していますが、社会経済情勢が大きく変革している中で、現計画目標年度の平成22年度を前に、次期計画の策定作業を進めることとしています。

また、地球温暖化防止では、「神戸市地球温暖化防止地域推進計画」に掲げる温室効果ガス削減目標（2010年度に1990年度比で△6%）の達成に向けて、市民、事業者とともに取り組みを進める一方、国においても「地域グリーンニューディール基金事業」が創設され、当面の雇用創出と省エネ・グリーン化推進等に向けた施策の展開が注目されています。

更には、生物多様性基本法に基づく地域戦略である「生物多様性神戸戦略」の策定に向けて検討を進めてまいります。

低炭素社会、循環型社会、自然共生社会を構築し、持続可能な「環境共生都市」の実現につなげていくため、市民一人ひとりが環境問題を身近なものとして気づき、考え、行動することが何より大切です。今後とも、安全で安心な生活、快適で豊かな生活を守り、地域との協働と参画による取り組みを一層推進してまいります。

特集「環境共生都市づくり」にあたって

平成4年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された環境と開発に関する国連会議（地球サミット）以降、国際社会において、環境問題への取組みが進展している。

我が国においても、1997年には、京都で開かれた第3回気候変動枠組条約締約国会議で議決された京都議定書を受けて、我が国の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、地球温暖化対策推進大綱を定め、その削減方針を明らかにした。

また、温暖化の要因は、日常生活や業務活動に深く関わっており、温暖化防止を推進するためには、グローバルレベルだけでなく、ローカルレベルにおいて、市民、事業者、行政の協働による取組みが必要となる。

一方、神戸においても、平成20年5月に、G8環境大臣会合が開催され、その中で、今後も温暖化対策の対話を継続するとして日本提唱の「神戸イニシアチブ」が盛り込まれ、「神戸3R行動計画」、「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」といった合意が、神戸から世界に向けて発信されたことは、非常に意義深いものであった。

また、この大臣会合の開催が、日々の暮らしの中で、市民一人ひとりが環境問題に対して、「気づき」「考え」「行動する」機運を高める格好の機会になったと考えられ、神戸市は、その後もこの機運を一過性のものとしないうちに、①温室効果ガス削減のためのアクションプログラムの実行、②新たなゴミ減量・資源化の推進（家庭系ごみの指定袋制、大型ゴミの申告有料制、容器包装プラスチックの分別収集の導入）、③路上喫煙防止対策、④「もったいなんやん！KOBE運動」の更なる推進、⑤「守りたい神戸の生き物百選」等生物多様性を守り育てる事業の推進、⑥公用車への低公害車の導入など、さまざまな取り組みを進めている。

本号では、緑に恵まれた環境を次世代に継承していくために、地球温暖化防止や廃棄物の発生抑制などに取組むとともに、緑地、農地、市街地で構成される空間を市民・事業者との協働と参画により総合的にマネジメントすることによって、自然と共生し、環境への負荷の少ない持続可能な都市「環境共生都市」づくりを進めていくにはどうすればよいのかを議論する一助としたい。

まず、論文「低炭素社会はまちづくりの目標像になりえるか」では、環境面から社会や都市のあり方を考えていく場合の視点や我が国を含めた世界的な動向について、論じていただいた。次に、「生物多様性の保全とその取り組み」では、産業の発展や経済のグローバル化などがもたらす大規模な環境変化が、地球規模となって、人類も含めた生態系を脅かしている現状やそれに対する身近な取り組みを論じていただいた。そして、「環境都市クリチバ」では、「都市は人間のためにあるべき」という強い信念のもとに、環境都市の創造に成功したブラジルの都市クリチバの事例を紹介いただいた。

また、低炭素社会・循環型社会・自然共生社会に関して、神戸市の環境施策の方向性と今後について整理するとともに、地域住民・企業・行政との協働の取組みについても掲載している。

低炭素社会はまちづくりの 目標像になりえるか

関西大学環境都市工学部教授 盛岡 通

1. 低炭素社会とは何か

環境面から社会や都市のあり方を考えていく時に、1970年の国連の環境と開発に関する会議で打ち出された環境像が、途上国にとっても、先進国にとってもあいまいであり、特に先進国は、自らの都市や国土を美しく、暮らしやすいものとすることに熱心でも、グローバル経済の進展による資源とエネルギーの大量収奪の影響には、有効な手を打ち得なかった。

自らの経済や都市の発展に環境配慮を副次的、補完的に組み込んでいく視点は、日本の都市域でも環境影響評価や地域環境計画の導入によりかなりの程度は実現されたが、行政の縦割りと担い手の不足から、緑の保全とみどりづくり、景観づくり、水環境計画、交通環境マネジメントなどの生活環境系でも、まちづくりとして総合的に取り組まれるには、かなりの時間がかかった。

それでも、「人間環境都市」や「環境共生都市（エコシティ）」などの呼び方で、暮らしやすい快適な都市を創ることで成功をおさめた。関心を集めたソウル中心部の清溪川の再生と高架道路の撤去は、大都市の中心市

街地の環境を再生することによって、都市の魅力を高め、賑わいを創り出すことができるモデルとなっている。

清溪川再生の工事中に開催された市民団体主催によるグリーン・ビジョン・ソウルの提案は、市街地中心部にある米軍基地の移転後の緑地を含む環境整備、あるいは、漢川沿いの緑地づくりへの参画型プログラムを含むもので、日本から参加した私たちにとっても、極めて注目されるものであった。

加えて、その際に大阪市とともに招待されたシアトルとベルリンのそれぞれの「緑と水のネットワーク」は、市街地の面的な取り組みの代表的な環境づくりとしてアピールされた。いずれも市内に骨太の水・緑の回廊が形成され、その回遊性や涼風は、都市のアメニティの重要な要素となっていた。ソウルを含む三都市は、いずれもC40グループの「最良の実践」で、まちの環境への取り組みを誇りにしている。C40は、気候変動に対する都市の政策を推進し実践するイニシアティブである。

ところで、低炭素社会は、もともとは日本の2050年社会を「脱温暖化社会」と形容していた研究グループが、英国との共同研究等を通じて、低炭素社会の名づけをしたことから

始まった概念である。すでに、日英の共同研究では、“Low-carbon Society”という名称になっている。また、日本の環境省の環境立国宣言では、日本の将来の社会像を環境面から「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」の三つで語ることがなされている。しかし、この社会は実態的な社会（単数複数を区別）なのか、それとも概念なのかもあいまいであり、暮らし方（ライフスタイル）を含んで幅広く考えていく日本のアプローチは包括的であるが、やや実証性に欠けるとの批評もある。ちなみに、ブリティッシュ・カウンシルは、“Zero Carbon City”を提案し、各地でワークショップも行っている。

このように、低炭素社会を低炭素都市と置き換えると、そのベンチマークや各種の事業の費用対効果を明らかにしていくことがより迫られてくる。すなわち、二酸化炭素削減のパフォーマンスを明示的に示しながら、都市の運営を行っていき、その中期的な目標として、2020年頃には、大幅な削減の見通しを示すことが、課題となっている。アブダビのゼロ炭素都市などの提案はいかにもオイル資金の回遊の色彩がするが、総じて見れば、都市で低炭素像を語る方が社会と表現するより検証が容易となる。

2. 低炭素社会に向けた都市の取組みが加速している

低炭素型社会に組み換えていくことは、地球環境に責任をもつ都市の自主的な取組みとして試みられている。温暖化対策に米国が政府として以前より積極的に取り組む姿勢を示すようになった今、地方自治体として展開した施策を、国レベルはもちろん、地球全体として、再吟味することが必要に思える。

地方政府の温暖化対策は、国際環境自治体

連合（ICLEI）によって試みられ、リオサミットの推進のための地域イニシアティブとしてのローカル・アジェンダで推進された。クリチバやボゴダなどの途上国の都市交通施策は、交通の利用者と公共セクターとが協力しながら、過度に車に依存しないまちづくりを進めることが、可能であることを示している。同時にフライブルグやグルノーブルなどで、路面電車、LRTを活用した中心市街地の賑わいづくりや歩いて楽しめるまちづくりが成果をあげてきた。

世界の大都市が、温暖化対策、さらに持続可能な都市づくりに取り組む上で、重大な転機となったのは、クリントン元大統領とロンドン市長リビングストンとが、世界の大都市と共同して地球温暖化対策を推進する組織として、C40（世界大都市気候先導グループ）を結成したことである。

温暖化対策では、エネルギーの源を都市として再生可能なものに変え、省エネルギーを徹底し、公共交通優先のサービスを提供するなど、地方政府の役割が大きい。廃棄物や水も含み都市装置システムを資源循環型に変えることによって、二酸化炭素の排出量を減らすことが可能となる。

C40都市グループでは、まず、2010年の京都議定書の第1約束期間に対応した二酸化炭素削減目標を定めているだけでなく、2020年－2030年の排出量を削減する計画をつくることにより、温暖化対策を都市自身の主要な課題の一つとして扱っている。その実現は容易ではないが、ロンドンが2025年に60%を、ニューヨークは2030年に30%を削減することを提案し、ロサンゼルス、トロント、ロッテルダム等も25-50%とかなり大幅な中期削減目標を提示している。

C40の都市グループは、これらのCO₂削減のプログラムに対して、気候政策と呼ぶ都

市を含めて、都市政策の中心課題に温暖化対策を扱っていて、その実践行為の経験を交流する目的で、「最良実践」の項目を分類して情報を発信する方式をとっている。その分類には、照明、ビル省エネ、廃棄物、水、都市交通、港などがあり、約10程度の都市が競いあっている。そのいくつかを以下に見ることにする。

都市そのものがエネルギー供給システムを管理運営することのできる立場にある例はまれであり、今までは北欧都市の一部で、熱併給発電やバイオマス発電、バイオ燃料供給などを実施しているにすぎない。すなわち、エネルギー供給は、国家的事業であって、都市政策として位置づけるのは資源調達、運転操業管理、経営安定のいずれからみても容易ではないからである。この点では、C40のメンバーでもある東京都が、ロンドンの計画にも刺激され、2020年に再生可能エネルギーの割合を20%に高める計画を立案したのは、野心的である。しかし、その実現は、相当程度、太陽光発電の普及に依存している。以下の都市レベルでの取り組みの難しさは割り引いて評価しておかねばならない。

- C40の実践報告は、その効果を費用便益分析の考え方により明示。他都市への適用上の留意点を系統的記入表で示す。都市のエネルギー施策は初期投資額、年間節約額、エネルギー効率などの運営上のベンチマークで表現。C40都市のエネルギー分野の事業では、地域冷暖房やヒートポンプ（トロント、アムステルダム等）、住宅建築改修（ヒューストン、ハーグ等）、インテリジェント街灯照明・省エネ交通信号（オスロ、ポートランド等）、廃棄物資源化（イエテボリ、コペンハーゲン等）等で投資対効果が明確。
- 先進国の都市交通ではLRTが強調される。

途上国での導入を意識して、BRT（基幹バスシステム）の実践がジャカルタ、ボゴダ等で報告。乗り換え率、時間短縮、二酸化炭素削減、事故減少数など効果が示され、施策のベンチマークが明確。

- 燃料電池での消化ガス発電など技術開発をとまなう試みについても報告。キングカウンティの下水汚泥からの燃料電池コジェネレーション（メガワット級）の場合では、初期投資は年間削減量当たり4千\$/t-CO₂の水準。都市は環境技術開発の拠点として、低炭素技術を新たに採用する場合の回収年数の情報提供に努める。
- 交通では需要サイドに高度情報システムを組み入れた施策が展開。ロンドンの中心市街地進入への課税、ソウルの「運転しない日の宣言実行プログラム」等が印象的。ソウルの事例では、ウェブサイトへの自主的申告、電子タグの車への取り付け、RFIDのモニタリングなどの情報システムの活用、自動車税や駐車料金の割引やガソリンの割引等で交通由来の二酸化炭素排出量の約20%を削減という明瞭な成果。他にも12都市の削減手段ごとに一人当たりの削減量が明示され、施策推進上のベンチマークとなる。
- 建築物の省エネでは、サンフランシスコ・コンベンションセンターの大規模太陽光発電（省エネ照明含む、回収年数約14年）はかつてのシンボル。建物の断熱・省エネ改修のプログラムは欧州、アメリカの各都市で多くの実践。2015年までに全新築住宅をゼロエネ住宅（オースティン）、市の公共ビルの10年で約35%削減の実績（ハイデルベルグ）など、すでに費用対効果や基準（CASBEEに類した設備基準）は、都市間の競争になり、ビジネス波及も大。
- 水ビジネス、廃棄物管理も低炭素型に移行。オースティンの水の適正利用プログラムは、

二酸化炭素削減と循環型資源管理にもつながる。港の管理で停泊中のエネルギー供給を電力で行うシアトルの例、航空機の二酸化炭素排出の削減を検討し始めたロンドンの例など、2010年以降の国際取り決めを新たに国内で受ける政策を検討。

3. 日本政府の温暖化対策の転換点

2009年夏に至って、日本政府は、2020年目標として排出量取引などの手段を含めないで、2005年比15%削減と言う数値を提案した。この15%削減には、世帯当たり年間約36万円の負担を伴うとしたが、その負担は、いかなる形で徴収されるのかを示すことはできず、800兆円を超える国の債務の中の一滴とされたにすぎない。太陽光発電の買い取り制度で10年間にわたり、当初は48円/kwの買電でコストの増大する電力会社の負担を緩和するために、一世帯当たり年額100円程度の負担を電気需要家に求めるものとした。

その後、登場した鳩山首相は2009年9月、2020年中期目標として1990年比25%削減（排出量取引など海外削減分を含むものと推定される）を目指すと言明し、国際社会において鳩山イニシアティブを提案することとなった。このような削減は、従来の太陽光発電の普及やハイブリット車への乗りかえだけでは不十分であり、より革新的な技術の開発とそのため社会システムの整備が不可欠である。

この場合、技術開発には助成措置が必要であり、しかもそれは産業団体や企業への資金メカニズム上の刺激に力点が置かれていた。一言で言えば技術の供給サイドへの助成が産業システムを構築することに役立ち、そして製品を安く市場に提供しようというのがその中心であった。

しかし、このような供給サイドの助成措置

のみでは技術を社会的に受容させ、かつ普及させてゆくには十分でない。すなわち、次の2点が低炭素社会の実現に不可欠である。まず第1点は需要サイドへの環境行動への誘導策である。需要サイドは市場を通して製品とサービスを受けとるのであるから、価格のなかに環境への配慮が含まれているか否か、また環境コストの適正な負担のもとで支払ができる範囲内に価格が設定されているか否かに強い関心をもつ。

環境品質の高い商品が普及初期に高い価格とならざるを得ない場合には、需要サイドに対する直接の期間を限定した金銭的助成を行って製品サービスを構成する部門ごとの技術開発を促し、費用を低減することは是とされる。しかし、この場合の助成は環境に配慮したグリーンな環が拡大してゆくことをめざすべきであって、単発的で意味が薄弱なものに希釈させるのは妥当ではない。

この点で2009年初夏より開始されたエコポイントの発行される商品の基準、エコポイントを使うことのできる波及効果のいずれにもグリーンではない「景気対策の消費拡大」の効果が大胆に含まれているのは、本来のエコの趣旨が異なる。実行した枠組みを尊重するなら、グリーンな連関のためには、常にレビューを行って見直しをすべきであろう。固定価格買取制度を再生可能エネルギー（資源）の市場に導入することは、分散した投資家としての消費者の行動を変える上で極めて効果的であり、風力発電やバイオマス発電にも適用範囲が拡大して行くことが期待される。逆に初期の試みでグリーンな連関・連鎖の効果から低いと判断された分野は、助成措置を弱め、除外することになる。

第二点は、このような環境製品が普及してゆくと社会インフラにも変革が必要となってくる。この社会インフラの一つは、いわゆる

社会制度であり、もう一つは社会システムの技術的側面のイノベーションである。社会制度の代表が税制度であり、助成措置や技術開発などの費用を負担する方式として環境税なる考え方を具体化してゆくことになる。炭素税はその代表であり、漸く、日程に上ってきたと言える。技術システムについては次に述べたい。

4. 技術システムのイノベーション

技術システムは、それを包む社会制度によりその発展方向が規定される。グリーン・ニューディール政策としてオバマ大統領は環境技術による経済成長を進めようとしているが、その柱としてあげられているスマート・グリッドに対し、「米国の送電網の管理（電力品質あるいは停電等の安定性）があまりにも貧弱であるからとりあげようとしているのだ」という冷めた見方が日本国内ではある。そのニューメキシコでの実験とでも、停電が常態化しているからこそ、停電時の応答を確かめることができるので、日本国内では事情が違うというのである。これを技術システムのイノベーションの対象として考えてみよう。

系統電力に対して常に安定した電力を送ることを社会が要求して、それに最も適した形に形成された電力網だからこそ、大規模供給源から集中的かつ階層的に制御されたシステムは最も効率的であるとされる。すなわち、電力の地域独占（発電と送電もある時期までは同一）に適応した形の技術開発がなされ、それが地域の需要に向きあうことになる。結果的には地域または都市の独自のエネルギー政策や技術運営は皆無となり、分散型電源や変動の激しい自然エネルギーはやっかいものとされて、系統電力に接続させてより効果を高める試みは見向きもされなかった。

しかし、地球温暖化対策として自然エネルギーや再生可能エネルギーの開発が重視される時代となった。それらを活用するには技術システムのイノベーションは欠かせない。基本的にそれらは小規模分散型であり、それらに単独で供給量（質）の安定化を求めても限界があるだけに、その組み合わせや需要側の制御、さらに地区レベル等の（管理主体が成立するユニットでの）マネジメントが有望となってくる。また、蓄熱や蓄電の効果が供給安定化に及ぼす費用対効果が大きいと評価されると、蓄熱および蓄電の技術開発は急速に促される。

リチウムイオン電池、キャパシタ、氷蓄熱などはすでに普及期に入り、その高性能化が進みつつある。熱搬送用媒体やNAS電池も実機での運用が開始されている。低炭素街区を想定したビル内有機物資源からのエネルギー再生や太陽光発電の変動に対応したパワーコンディショナーや制御系の技術も急速に高度化している。この結果、スマート・グリッドを質的に拡充し、地域のファシリティ・マネジメントをおこなう技術的条件は整い、総合効率が大幅に改善されることが期待されている。低炭素社会の礎としてのスマート・グリッドは、地域内資源・エネルギーの自給最大、車の電動化（モビリティ・イノベーション）と連携し、さらに二酸化炭素排出（カーボン・フットプリント等）の勘定・集計および金銭勘定への組み入れを支える基盤として育って行くであろう。すなわち、需要が変われば、技術システムが変わるのである。

5. 低炭素都市イニシアティブの原点を読む

低炭素都市のC40のネットワークは、ビル・クリントン元大統領のイニシアティブで始ま

り、ロンドン市長が画期的な気候変動対応行動計画を作成し、シアトル市長が全米400の市の賛同を得て都市づくりの先導的役割を果たしたことによって大きく拡大した。ロンドン市では、年間44メガ（百万）トンの二酸化炭素の排出が、成り行きにまかせると2025年には15%増の51メガトンとなるとされた。市内排出量のうち、製造業部内は7%にしかすぎず、商業・金融・公共セクターの33%、交通の22%、家計部門の38%を主な対象に削減を注力し、未規制の航空部門（加算するとロンドン市の排出は1.5倍となる）にも対策を計画書の別の章節で描いている。このあたりは後に述べる日本国内の大都市とはかなり構成比率が違う。

ロンドン市のプランは2016年に20%削減を、2025年には1990年比で30%削減という目標を示し、市長行動計画で達成する19.6メガトンのうちを家計で39%、商業・金融・公共セクターで39%とし、その両者にまたがるエネルギー供給セクターの削減割合を全体の17%、19%（全体の合計36%）として、最大の削減要因としている。

このアプローチに関しても、日本国内のそれとは大きく異なる。日本国内では分散型エネルギーを日本国内の大都市で描くことは極めて困難であると考えてきた。ロンドン市は、ローカルで低炭素型の分散型のエネルギー供給におきかえると宣言している。この違いは何に起因し、かつどちらの信頼性が高いのだろうか。今後の行方で、検証されてゆくことになるだろうが、まずは議論の上に載せるべきであろう。

東京は、C40のメンバーであり、2020年に再生可能エネルギーの割合を20%とする目標をかかげたエネルギー計画を作成した。項目的にはかなり共通点があるので、ここでは航空機由来を除き、ロンドン市の削減の柱を項

目書きとしておこう。信頼度の違いは、これらの技術のイノベーションの効果と導入程度に対する判断の違いからくるものと考えられるからである。

- エネルギー供給では、CCHP（冷熱電併給）の劇的導入
- 焼却ではなく廃棄物からエネルギー供給
- オンサイト型再生可能エネルギーの組み入れ
- 大規模（風力、潮力）再生可能発電の実行
- 再生可能エネルギーの供給への投資の促進
- 炭素隔離を支える
- 地上交通では、ロンドン市民の移動と旅行の仕方を変える
- 車の効率的な操作
- 低炭素型の車両と燃料の導入
- 交通への炭素価格の導入
- 家庭対象プログラムでは、ロフトやキャビティの壁面の遮（断）熱改修
- 省エネ啓発はワンストップサービス（指導）や誘導型サービス
- 住宅ストックの省エネ改修
- 省エネや再生可能エネルギーの導入の技能トレーニング
- 業務など各種組織対応では、省エネ改修などのための優良ビルへのパートナーシップ
- グリーンなビルの紋章制度
- ロビーイング
- 都市開発に対する指導基準の改定
- エネルギー効率を強調して市長が計画構想を推進し役割を果たす
- エネルギー効率向上を指導する区レベル職員の技量の強化
- 市が直接に関与する模範的事例（ゼロカーボン開発例）を示す

この模範的事例としてロンドン開発庁（LDA）が推進するチームズ川ゲートシティ

の Gallions Park の二酸化炭素ゼロ住宅地開発が紹介されることも多い。日本国内でもカーボンオフセットによる私鉄新駅の駅前開発が姿を見せているだけに、この LCZ（低炭素ゾーン）の制度的都市計画の上での扱いを個別開発許可制度以上の一般手順とするための工夫が急速になされるだろう。

6. 日本の政令指定都市の気候変動政策への取組み

気候変動政策と言えば、いわゆる温暖化対策法（温対法）に基づいて2010年の目標達成をおこなう都市が日本国内では目立ち、多くの都市では国の目標に準じて6%程度の削減を積み上げ計算で行って、その施策を網羅的に示してきた。住宅やビルの断熱や省エネ型照明器具への切り替え等は計算がしやすいが、それでも既存からの切り替えに具体的な誘導・規制策が乏しく、ましてや自動車利用の節減やエコライフの勧め等は期待に過ぎない。

この間、ドイツ等の住宅・建築物性能の等級付けとその中古住宅市場への反映、ロンドンに代表される中心市街地への車の乗り入れ規制やロードプライシングの導入等のように、効果を推定しうる手段を得ることによって、二酸化炭素の出口の排出規制に頼るのではなく、都市政策として都市活動を環境適合型に変えてゆくこととなった。日本国内では環境共生、環境適合型、さらにサステナブルまで言葉を新しいものに置き換えてゆくことは為されても、まちづくりの手段との結合が日本の環境政策としては極めて弱い。

まちづくりを首長のトップマネジメントとして展開し、都市と地球の環境を良くしていくことをその中核に位置付けるならば、その推進母体は副市長のもとでの推進本部や市長公室等となり、従来の出口規制の環境行政を

超えることになる。低炭素まちづくり推進本部が確立されていない段階では、企画部門がその役割を担い、ある時期に低炭素まちづくり推進本部が形成された段階でも、プロジェクトや新規課題を横つなぎするのは企画担当の理事級である。

昨年11月に神戸で開かれた大都市企画主管会議で話題提供したことを契機に、17都市の気候変動政策について学ぶ機会を得た、ここでは特定の市の施策と言うより、それらを包摂する形で取り組みを解釈してみたい。まず、結論的に言えば、低炭素まちづくりの戦略的柱はエネルギー、交通、緑の三つである。そして、地球温暖化対策の総合的戦略としては、長期ビジョンの策定、実行性を担保する条例化、主要な柱ごとの中期計画の運用等を打ち出している。

C40等が用いる都市の気候政策という言葉は日本国内では採用されておらず、温対法のしがらみが強いけれども、都市によっては次のような提案と工夫がみられる。

- 2030年、2050年脱温暖化・低炭素化に向けた行動指針とそれに応じたロードマップと制度づくり
- 30-50%の削減目標を設定する
- 市の特徴と強みを発揮した環境対策を進め、環境技術による国際貢献を推進し、多様な主体の協働で取り組むという3本柱で持続可能社会をつくると宣言
- コンパクトシティ（機能集約型、節約型）の都市構造を強化し、公共交通の軸に沿って開発を誘導し、総合都市交通戦略を進める
- 新エネルギービジョン等を通してエコロジカルで分散型エネルギー供給が卓越するように組み換え、低炭素モデル街区や環境産業団地を開発する
- エコポイントなどのインセンティブを市民

等の行動形式と価値観を転換し、炭素マネジメントの金融との好循環を構築する

- タウンミーティングによる対話と協調を進め、地域資源活用ビジネスを通して産業・雇用を創出し、協議組織の運営を強化するエネルギー、交通、緑を3本柱とする都市戦略は、いずれも事業の経営側面と継続性の難易の面から評価され、選好されているように思える。次の特徴を持つ。
- メガワット・ソーラー共同利用運営モデルへチャレンジし、次世代エネルギーパーク事業の推進は、大規模集中の系統エネルギーシステムと協調して推進する
- 消化ガス・メタンを回収利用し、バイオエタノール・DME・BDF等の有機資源の低炭素精製システムを開発
- 下水熱（水）を利用し、都市内外に都市の運営する風力発電を設置し、スチームネット等の事業化をはかる
- エリアマネジメント、ファシリティ・マネジメント、環境価値実現のBOTやDBO等の技法の多様化をはかる
- 森林整備からの地域木材利用やバイオマスの循環利用を促進する
- 都市の森の大規模な拠点と面、線による緑の回廊をつくる
- 市民の参画による植樹、花づくり、木づくりの家の推進などで炭素の見える化を図る
- 町家や住まいを支えるカーボンニュートラルな木の文化の推進を図る
- 開発保全の財源（新税）を確保し、官民負担方式の導入を図る
- カーボンチャージ（カーボン・マネジメント）や総合交通ビジョンなどの上位の戦略と一体化した需給両面政策を進める
- EV・プラグイン車両等の利用にインセンティブを与え、拠点整備を図る
- 鉄軌道整備、交通結節点の整備、パークア

ンドライド整備、市街地自転車利用促進、「歩いて楽しめるまち」等の事業を低炭素効果とユーザー利用のし易さで評価し一括化を図る

- エコマイレージやカーボンフットプリント（CF）に対応した課金あるいは割引制度を導入する
- 健康福祉と文化交流のモビリティ・マネジメントを進める
- CATや環境学習館を超える街かどの低炭素ミュージアムを発展させる。
低炭素街区（LCZ）の形成法はまちづくりの中心課題であり、C40の実践と同様に国内の街区レベルでも試行やモデル事業がおこなわれている。
- 街区の接道や天空条件に応じて、集合住宅やビル壁面への太陽光発電パネルの設置を誘導する
- 省エネ型の街灯・交通信号等の丸ごと導入
街区による地区整備手法を開発し民地側の協調連携を図る
- 省エネ住宅（省エネビル）格付け制度、省エネ改修促進制度、建築物環境配慮設計制度等を導入する
- 建築物緑化促進制度、都心部緑化推進制度、事業所廃棄物管理報告制度等に連動しつつ、手続きを簡素化し行政指導に透明度のある温暖化対策計画書制度を導入する
- 商業・金融・業務の負荷の削減へのエコ・ストア、エコ・オフィスの等級付けと表彰制度を導入する
- 市街地で提供される商品・サービスにカーボンフットプリント勘定を導入して、表示し、オフセットプログラムを提案する
- トランジットモールや変電所内の街区のエリアマネジメントの導入により「炭素の見える化」をはかる
- 車両等のシェアリング、共同物流及び低炭

素型交通の利用と民地側での省エネ行動をつなぎ、街区で利用可能な情報端末と情報ネットワークを開発し整備する

このように、低炭素指向の行動は、関係者の間で連続してつながっていくことが望まれる。環境行動を誘発し、誘導していくことが都市の環境ガバナンスであり、成熟した都市の役割になっていく。ここには5までに述べた連携のための社会制度の見直しが欠かせない。

7. 終わりに

低炭素都市は、環境面から見た将来像である。少子高齢化と雇用促進、産業空洞化を打ち消す新規産業育成等の課題が都市には山積している。それだけに、低炭素まちづくりをおこなえば、これらの課題の解決にもプラスになるような方向での取り組みが欠かせない。それは、低炭素都市づくりが、技術開発を促し、環境インフラの改善が長期にわたり金銭的便益をもたらし、かつ都市と企業経営の知的財産として利得となるような継続的連関をつくり出すことである。しがらみを超えて、「低炭素街区・地区」への重点的投資と創意工夫・社会実証を展開することを望みたい。

参考文献

- <http://www.c40cities.org/bestpractices/>
Greater London Authority, Action Today to Protect Tomorrow, the mayor's climate change action plan, p.1-232, Feb.207
London Climate Change Adaptation Strategy, Draft, <http://www.london.gov.uk/mayor/publications/2008/08/climate-change-adapt-strat.jsp>
The Stern Review, The Economics of Climate Change, www.hm-treasury.gov.uk/media/8AC/F7/Executive_Summary.pdf, Nov.2006
Prime Minister of Japan and his Cabinet (2008) Integral Regional Revitalization. www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/ (accessed on July 22, 2009 (in Japanese))

生物多様性の保全とその取り組み

神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授 武田 義明

はじめに

約46億年前に地球が誕生し、約40億年前に生命が生まれ、地球の環境に適応して多様な生物が進化してきた。また、生物が地球の環境を変化させ、それに伴って生物自身も変化してきた。現在知られている生物の種数は約150万種であるが、知られていないものを含めると1000万種から3000万種いるといわれており、深海から高山まで、熱帯から寒帯まで、湿潤地から乾燥地までの様々な環境に適応し、様々な形や機能を持ち、多様な生物相を作り上げてきている。しかも、これらの生物は互いに関係し、その地域の生態系を形成している。人類もその一翼を担って来たが、人口が増えるにつれて環境を大きく変化させた。特に近年の産業発展やグローバル化によって、環境の改変が大規模になり、地球規模となった。それに伴って人類の存在基盤となっている生態系も地球規模で変化し、気候も大きく変わり、人類の生存そのものが危ぶまれるようになった。

このような地球規模での生物多様性の低下が問題になり、1992年にリオデジャネイロで行われた国連環境会議で生物多様性に関する

条約が提唱された。

生物多様性条約

1993年に日本も18番目の国として締結し、現在では190もの国が締結している。その主な内容は次の通りである。

- (1) 締約国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用を目的とする国家的な戦略又は計画を作成する。
- (2) 締約国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のために重要な生物の多様性の構成要素等を特定し、監視する。
- (3) 締約国は、保護地域の設定等、生物の多様性の構成要素をその生息地域内において保全するための措置をとる。また、右を補完するため、生息域外において保全するための措置をとる。
- (4) 締約国は、生物の多様性への著しい悪影響を回避し又は最小にするため、事業計画案に対する環境影響評価等を行う。
- (5) 締約国は、遺伝資源を研究・開発し又は商業的に利用して得た成果又は利益をその遺伝資源の提供国である締約国と公正かつ衡平に配分するため、適宜措置を

とる。

- (6) 締約国は、開発途上締約国に対し、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連のある技術の取得の機会の提供及び移転を公正で最も有利な条件で行い又はより円滑なものにする。知的所有権によって保護される技術の取得の機会の提供及び移転については、知的所有権の十分かつ有効な保護を承認し及びそのような保護と両立する条件で行う。
- (7) 締約国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用の分野における国際的な技術上及び科学上の協力を促進する。
- (8) 先進締約国は、開発途上締約国が、この条約に基づく義務を履行するための措置の実施に要する増加費用を負担すること等を可能にするため、新規のかつ追加的な資金を供与する。贈与又は緩和された条件により開発途上締約国に資金を供与するための制度を設ける。国際連合開発計画、UNEP 及び国際復興開発銀行の地球環境基金（GEF）は、この条約の効力発生から暫定的に、第21条に規定する制度的組織となる。

この内容をもっと簡単に言うと生物多様性の保全、持続可能な利用、資源・技術の平等な利用の3点につきる。

生物多様性国家戦略

生物多様性条約において締結国での生物多様性に関する国家戦略の策定が求められている。日本はそれを受けて、1995年に生物多様性国家戦略を策定している。その後、2002年に新生物多様性国家戦略として改訂し、2007年に第3次生物多様性国家戦略として再改訂している。

その中で生物多様性の重要性として4つの

点が挙げられている。第1は生物の生活基盤である大気や水などをはじめとする自然環境の保全で、森林などの植物があることによって二酸化炭素が吸収され、酸素が供給されていること、生物に必要な栄養塩類が生態系を通して循環するシステムを作り上げていることなどである。第2には、人間の生活にとって不可欠な食料、木材、燃料、医薬品などの供給していることである。第3は、日本は四季の変化に富み豊かな自然があり、生物もそれによって多様化し、人々はそれぞれの風土にあった多様な文化を形成してきたことである。第4には生物多様性を保全することが将来にわたって私たちの生活を保証してくれることである。

さらに、この戦略で生物多様性の保全および持続可能な利用の目標、生物多様性の保全および持続可能な利用の基本方針を定めており、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画も示されている。

この第3次生物多様性戦略が策定される前の2003年には自然再生推進法、環境保全・環境教育推進法が施行され、さらに、戦略策定後の2008年に生物多様性基本法が施行されて、生物多様性保全に関する法律が整備されてきた。

生物多様性基本法

この法律の目的は第一条に示されており、以下の通りとなっている。

この法律は、人類の存続の基盤である生物の多様性を将来にわたり確保することの重要性にかんがみ、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の基本理念にのっとり、生物多様性の保全等について、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、並びに生物多様性国家基本計画の策

定その他の生物多様性の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、生物多様性の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

さらに、基本理念として第三条に次のことがあげられている。

- (1) 生物の多様性が確保されるよう、適切かつ持続的に行われなければならない。
- (2) 科学的知見の充実の下に生物の多様性を確保する上での支障が未然に防がれること。
- (3) 事業者、国民または民間の団体がそれぞれ適切な役割を果たすことが重要であり、多様な主体の自発的な参加と協力が得られるように行われなければならない。
- (4) 生物の多様性が地域の多様な自然的社会的条件に応じて確保されることが必要性であり、地域の特性に応じた取組を促進するよう行われなければならない。
- (5) 生物の多様性が人類共通の財産であり、我が国の経済社会が国際的に密接に相互依存していることで、国際的協調の下に生物多様性の保全等に関する国際的な秩序の形成および発展のために先導的な役割を担うこと。

また、国、地方自治体、事業者、国民の責務について定めており、国は生物多様性の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有し、地方公共団体は関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、実施する責務を有し、その効果的な推進を図るため地方公共団体相互の広域的な連携協力を努めなければならないとされている。事業者は、活動に関し、これに伴う生物の多様性への影響の低減その他生物多様性の保全

等自ら努める責務を有し、国民は、その日常生活に伴う生物の多様性への影響の低減し、その他生物多様性の保全等自ら努める責務を有する。また、事業者および国民は、国や地方公共団体が実施する生物多様性の保全等に関する施策に協力する責務を有するとされている。

さらに、この基本法では、各都道府県および市町村ごとに生物多様性戦略を策定することを求めている。生物多様性基本法は理念を述べているだけで、具体的な保全やその対策については各都道府県や市町村でその地域の実情に合わせた生物多様性戦略を作り上げる必要がある。すでに千葉県では2008年に「生物多様性ちば県戦略」を、兵庫県では2009年に「生物多様性ひょうご戦略」を策定している。また、明石市、神戸市では現在策定中である。その他の都道府県や市町村でも早く策定されることが望まれる。

生物多様性の危機

「生物多様性国家戦略」では生物多様性の3つの危機をあげている。それは、(1) 人間活動や開発による危機、(2) 人間活動の縮小による危機、(3) 人間により持ち込まれたものによる危機である。第3次生物多様性国家戦略ではこれらに加えて地球温暖化防止が加えられている。

(1) 人間活動や開発による危機

人間が生活していくためにはある程度の開発はやむを得ないと考えられる。しかし、それが行きすぎると生態系が大きく改変され、生物多様性が低下し、環境そのものが破壊され、人間の存続も危ぶまれる。都市域では住宅のために土地が改変され、森林等の緑地は分断され孤立化する。そのような状態になる

とそこに生育できる森林性の植物も限られたものになってくるし、残された面積が小さいとさらに減少する。図1は兵庫県三田市フラワータウン、埼玉県所沢市、大阪府吹田市千里丘陵における孤立林の面積と森林性の植物の出現種数を調査し、その関係を現したものである。これをみるといずれの地域も林の面積が小さくなれば出現する種が少なくなることがわかる。同じ面積であってもフラワータウンで出現種数が多く、千里丘陵で少なくなっている。このことはこれまでの土地利用や孤立してからの経過時間によって異なると考えられる(石田ほか 2002)。小面積化によってもっとも影響を受けるのは、森林の下層にある草本類である(戸井 2003, 服部ほか 1994, 石田ほか 1998; 2002)。これら草本類の種子散布型の多くは重力散布と風散布であるが、都市化によって緑地立が低下すると動物散布型の増加し、重力散布型の減少することが報告されている(浜端 1980)。また、孤立によって重力散布型や風力散布型の種子が供給されなくなることが報告されている(守山ほか 1984, 井手ほか 1994)。このことから、孤立して種が絶滅すると再びそこへの侵入は困難となる。したがって、現在、存在している種はできる限り存続していけるような管理が必要となるであろう。

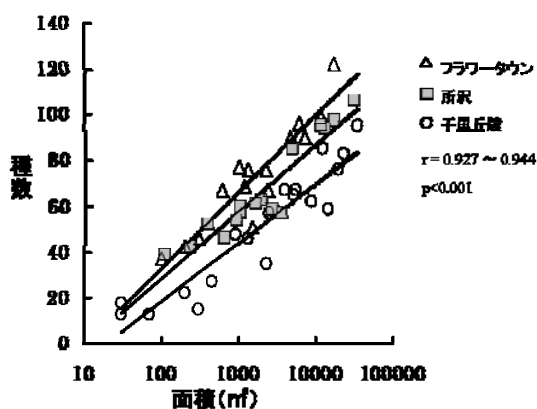


図1 孤立林の面積と出現種数との関係

このように人間活動によって完全に破壊された場所だけでなく、たとえ残されたとしても影響を受けることが避けられない。

(2) 人間活動の縮小による危機

人間活動や開発による危機とは逆に、人間の活動が縮小することで生物多様性にも影響があることがわかってきた。日本では、人間はこれまで、原生林や原野を切り開き田や畑に作り替え、山林は木材の生産や燃料・肥料の採取の場として利用してきた。しかし、徹底した破壊ではなく、自然と上手く折り合いをつけながら利用してきたために、そこでは新しい生物多様性の高い生態系が作り出され、維持管理されてきたのである。しかし、近年の燃料革命や農業形態の変化によって里山が管理されなくなった。関西地方では里山林の多くはアカマツ林やコナラ林であるが、管理放棄によって遷移が進行し、アラカシやソゴ、ヒサカキなどの常緑樹が増えてきた。そのため、下層が暗くなり夏緑樹などの陽地性植物の生育が困難になり、生物多様性が低下してきている。

神戸市再度山において10m×10mの永久方形区が12ヶ所設置され、1974年から5年毎に30年間調査されている(武田ほか 2006)。その内、方形区No. 1からNo. 3の3ヶ所はマツ林内に設置され、手を加えられずに放置されている場所である。No. 1の出現種数は1974年に44種であったのが、2004年では38種と減少している。No. 2は49種から42種へ、No. 3は46種から35種へとそれぞれ減少している(図2)。

この減少の主な原因はソゴやヒサカキなどの常緑樹の増加にあると考えられる。いずれの方形区においても陽地性の夏緑樹が減少し、耐陰性の常緑樹が増えてきている。このように常緑樹が増えると下層に光が届かなく

なり、生育できる種が限られ、多様性が低くなると考えられる。六甲山地でも多様性の低い林が増えてきていることも報告されており(内田ほか 2006)、多様性を維持するためには常緑樹を定期的に伐採するなど適切な管理が必要と思われる。

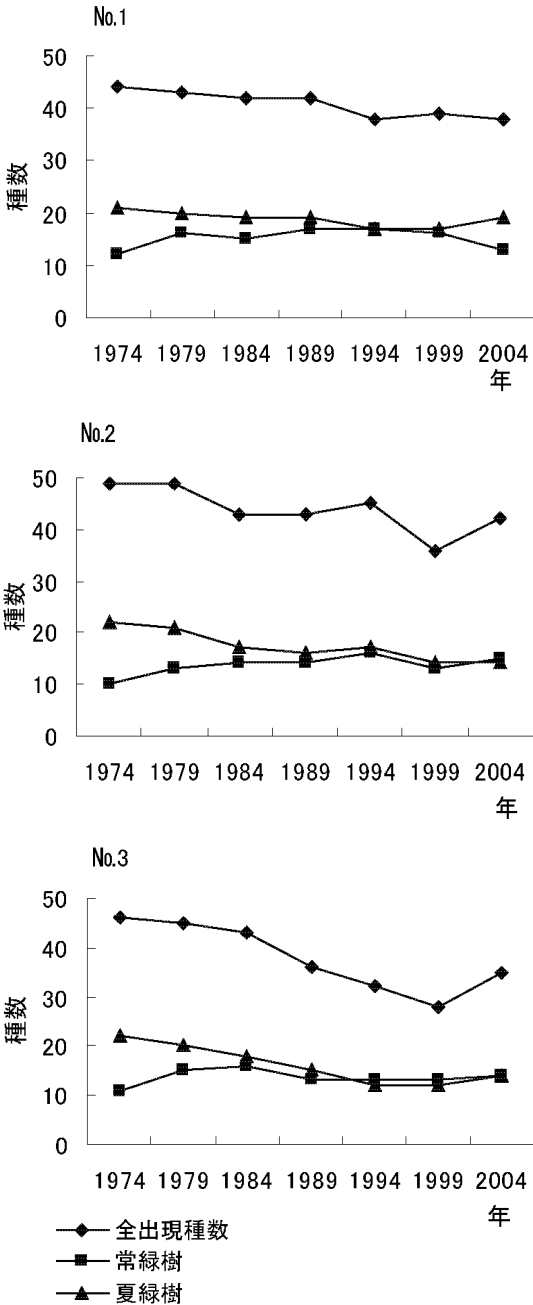


図2 再度山永久方形区における出現種数の変化

(3) 人間により持ち込まれたものによる危機

人間の活動が国際化すればするほど、それに伴って移動する生物の種も増え、範囲も広がる。また、移動のスピードも速くなっていく。これらの種が移動した先で定着し、在来の種を圧迫し、影響が大きい場合はその地域の生態系そのものを変えてしまうことがある。ブラックバスやブルーギルなどは池や川の小動物を多量に食べるため、在来の動物相を変えてしまっている。外来種の侵入経路については毛皮をとるためのミンクなどのように経済目的やハブを退治するために導入されたジャワマングースのような生物コントロールなどの意図的導入、食用のスクミリンゴガイ、釣り目的に入れられたブラックバスなど耕作地や養魚地から逃げ出した逸出導入、船のバラストに混じって入ってきたチチュウカイミドリガイやマツノザイセンチュウのような輸入された木材などからの侵入する非意図的導入などがある(川道 2001, 日本生態学会 2002)。

最近、外来生物を規制する外来生物法(2004年)が施行された。この法律の目的は、「特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬(以下「飼養等」という。)、輸入その他の取扱いを規制するとともに、国等による特定外来生物の防除等の措置を講ずることにより、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止し、もって生物の多様性の確保、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的とする」となっている。外来生物による生態系等への被害を防止するために輸入の制限やすでに侵入している外来生物の駆除などが盛り込まれている。特に現に生態系に被害を与えている生物を特定外来種として指定して、その移動を制限し、駆除をするよう求めている(表1)。一旦侵

表1 特定外来種（2008年1月）

ほ乳類（20種類）
フクロギツネ、ハリネズミ属、タイワンザル、カニクイザル、アカゲザル、ヌートリア、クリハラリス、タイリクモモンガ、トウブハイイロリス、キタリス、マスクラット、アライグマ、カニクイアライグマ、アメリカミンク、ジャワマングース、アキシシジカ属、タマジカゾク、シフゾウ、キョン
鳥類（4種類）
ガビチョウ、カオジロガビチョウ、カオグロガビチョウ、ソウシチョウ
は虫類（13種類）
カミツキガメ、アノリス・アングスティケプス、グリーンアノール、ナイトアノール、ガーマンアノール、ブラウンアノール、ミドリオオガシラ、イヌバオオガシラ、マングロープヘビ、ミナミオオガシラ、ボウシオオガシラ、タイワンズジオ、タイワンハブ、
両生類（11種類）
ブレーンズヒキガエル、キンイロヒキガエル、オオヒキガエル、アカボシヒキガエル、オークヒキガエル、テキサスヒキガエル、コノハヒキガエル、キューバズツキガエル、コキーコヤスガエル、ウシガエル、シロアゴガエル
魚類（13種類）
チャネルキャットフィッシュ、ノーザンバイク、マスキーバイク、カダヤシ、ブルーギル、コクチバス、オオクチバス、ストライプトバス、ホワイトバス、ヨーロッパアンバーチ、バイクパーチ、ケツギョ、コウライケツギョ
クモ・サソリ類（5種類）
キョクトウサソリ科、アトラクス属、ハドロニユケ属、ロクソケレス属3種、ハイイログモ、セアカゴケグモ、クロゴケグモ、ジュウサンボンゴケグモ
甲殻類（5種類）
アスタクス属、ウチダザリガニ、ラストークレイクフィッシュ、ケラクス属、モクスガニ属
昆虫類（8種類）
テナガコガネ属、クモテナガコガネ属、ヒメテナガコガネ属、セイヨウマルハナバチ、ヒアリ、アカカミアリ、アルゼンチンアリ、コカミアリ
軟体動物（3種類）
カワヒバリガイ属、クワツガガイ、カワホトトギスガイ、ヤマヒタチオビ、ニュギニアヤリガタリクウズムシ
植物（12種類）
オオキンケイギク、ミズヒマワリ、オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、オオカワジシャ、ナガエツルノゲイトウ、ブラジルチドメグサ、アレチウリ、オオフサモ、スバルティナ・アングリカ、ボタンウキクサ、アゾラ・クリスタータ

入して定着してしまうと駆除するのは困難であるので、侵入直後もしくは前に対策をとるのが最善と思われる。ジャワマングースにみられるような短絡的な考えによる導入や最近のクワガムシブームにみられるように多量に昆虫が輸入されているが、生態系にどのような影響があるかわからないうちは輸入すべきでないと考える。

神戸市での生物多様性保全の取り組み

生物多様性の低下は地球規模での問題ではあるが、その保全については各地域で取り組んで行く必要がある。つまり、身近なところ

から取り組んでいかないと効果が期待できない。しかし、2008年神戸でG8環境大臣会合が開催され、そこでのテーマは（1）気候変動（地球温暖化）、（2）生物多様性、（3）3R（ゴミ問題）の3つであったが、生物多様性は他の2つのテーマほど一般には認知されていない。もっとわかりやすく解説し、認知度を上げていく必要がある。

神戸市では2009年3月に「守りたい神戸の生き物百選」を選定しており、市民が神戸市を代表するような種に関心を持ち、その保全に取り組んでもらうことを目的にしている。そのために希少な種だけでなく、市民からアンケートをとりツバメやメジロなどの市民に親しまれやすい普通種も多く含まれている。また、その種だけでなくその種が住める環境を保全するというのが目標となっている。

生物多様性の保全を将来にわたって行うためにも、生物に身近に触れてもらい親しみを持ってもらうことが必要である。特に、子どもたちは将来の担い手であるので、そのための環境教育が重要となる。神戸市ではビオトープが111の学校で作られており、教員の他に子どもたちや保護者も一緒になって作っている。また、神戸市では「ビオトープ整備・管理・活用マニュアル」を発行しており、誰もがビオトープの管理や活用ができることになっている。しかしながら、これが十分に活用されておらず、ビオトープも作りっぱなしになっているところが多く見られる。今後、これらを改善していく必要があると思われる。

生物多様性基本法で国、地方公共団体、事業者、市民の責務が明らかにされているが、それぞれが連携して行わないと効果が上がらない。それには行政と市民の参画と協働および専門家や事業者の支援が必要である（図3）。たとえ行政主導型の保全計画であっても実際の現場は市民やNPOがかかわることが多い

と思われ、保全の方針や計画段階から協働で行うことが望ましいと考えられる。

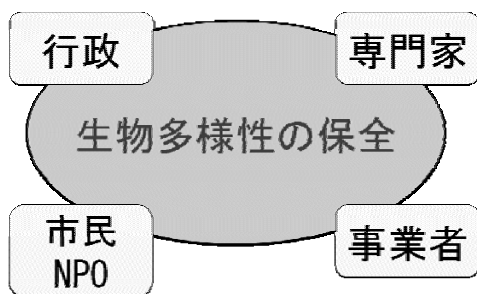


図3 生物多様性保全の体制

参考文献

- 川道美枝子 2001. 移入種, 何が問題なのか, 移入・外来・侵入種, (川道美枝子・岩槻邦男・堂本暁子編), 14-41. 築地書館.
- 環境省 2008. 第3次生物多様性国家戦略. ビオシティ.
- 神戸市環境局 2004. ビオトープ整備・管理・活用マニュアル. 神戸市環境局.
- 浜端悦治 1980. 都市化に伴う武蔵野平地部二次林の草本層種組成の変化—都市近郊の森林植生の保全に関する研究 I—, 日生態会誌, 30: 347-358.
- 服部 保・上甫木照春・小舘誓治・熊懐恵美・藤井俊夫・武田義明 1994. 三田市フラワータウン内孤立林の現状と保全について, 造園雑誌, 57: 217-222.
- 井手 任・原田直国・守山 弘 1994. 孤立二次林における種子供給が下層植生に与える影響, 造園雑誌, 57: 199-204.
- 石田弘明・服部 保・武田義明・小舘誓治 1998. 兵庫県南東部における照葉樹林の樹林面積と種多様性, 種組成の関係, 生態学会誌, 48: 1-16.
- 石田弘明・戸井可名子・武田義明・服部 保 2002. 大阪府千里丘陵一帯に残存する孤立二次林の樹林面積と種多様性, 種組成の関係, 植生学会誌, 19: 83-94.
- 守山 弘・原田直国・山岡景行・榎本末男・重松 孟 1984. 都市における緑の創造 第4報 都市区域につくり出した林にみられる植生遷移の歪み, 人間と環境, 10: 11-23.
- 日本生態学会編 2002. 外来種ハンドブック (村上興正・鷲谷いづみ監修). 地人館.
- 武田義明・大野百合子・山田聖士・福井 聡・小舘誓治 2006. 再度山永久植生保存区における植物群落の遷移に関する研究 IV. 再度山永久植生保存地調査報告 第7回, 3-67. 神戸市建設局公園砂防部.
- 戸井可奈子 2003. 都市部に残存する孤立林の保全生態

学的研究. 神戸大学大学院 総合人間科学研究科修士論文.

内田 圭・浅見佳世・武田義明 2006. 兵庫県南東部, 六甲山地における二次林面積と種多様性の約50年間の変化. ランドスケープ研究, 69: 497-502.

環境都市クリチバ

元クリチバ市環境局長 中村 ひとし

1. はじめに

ブラジル南部パラナ州の州都クリチバ市（写真1）は、「環境都市」として国際的な評価を得ている。度々、国連や国際的な環境機関からも表彰されている。前回の地球サミット・92でも表彰された。

では、何故クリチバ市は、経済的にも貧しい発展途上国のブラジルの一地方都市（現在

人口180万人）でありながら、環境政策を充実させ、生活の質を重視した都市計画を実現し、モデル都市となり得たのであろうか。さらに、クリチバ市には、日本の近代都市にあるような、最新式技術による焼却炉や分別機、又は地下鉄、地下街等はなく、ゴミは、埋立地方式、公共交通機関はバス、その上、発展途上国の典型的な現象である都市部への人口集中によって、スラムが多く形成されている。では、どこが環境都市なのか。また、どのような環境政策を行って、国連、そして世界が評価する環境都市および人間都市を実現していったのかをここで紹介する。

2. 人を大切にする街づくり

クリチバ市は、1971年までは、南米のどこにでもある都市と同じように、交通渋滞、大気汚染、水汚染、緑地不足と環境のよくない都市であった（その頃の人口60万人）。そこに、1人の都市計画画家 Jaime Lerner 氏が市長となり、都市の問題を根本から考慮しなおした。彼いわく、街は、人間の持つ最高の知恵から、全ての人々のよりよい、質の高い生活を求めてつくられたもの、即ち、街は、人



写真1 クリチバ市の位置

のためになければならない。そして、都市計画は、その実現のためにある。故に、計画は実行に移し、実現していかなければ意味がない。計画は小さくても、シンプルでも、実行可能になって、はじめて意味を持つ。一般的に、計画家は、100%のプロジェクトを求めすぎて時間的に、予算的に不可能なものが多く（特に都市の問題には、すばやい解決が求められるが）、役に立たない場合が多い。そして、Jaime Lerner氏はさらに云う。都市の悪所（病氣）を直すのに、西洋では、最新の技術・薬品を使った大手術をするのと同じように、大整備計画等と、大変な工事を行っている。しかし東洋では（特に日本）、鍼治療で、その一突き（刺激）で病気を治す方法があるが、都市に於いてもその例が最近世界でよく見ることが出来る（Jaime Lerner 著の都市の鍼治療）。そして、その鍼治療では、その壺を見つける力があるし、すばやい一突き（でない）と痛くて大変が必要である。そのためには、都市の本質をよく知る必要がある。このように、クリチバ市は Jaime Lerner 市長のもとに“都市は人のために”“都市の主人公は人である”を合言葉に、シンプルな計画をすぐに実行していった。故に、クリチバには、都市大整備計画もないし、地下鉄計画のような大計画もない。小さなシンプルな計画、人を大切に作るまちづくりの計画、それらが集まって環境都市クリチバである。

3. 人間都市クリチバのシンボルー花通りの実現

クリチバ市の人を大切にする街づくりは、花通り建設から始まった（1972年）。それは、キャンペーンではなく、演説でもなく、現実に行なわれた、全くの歩行者専用の通りになった。当時、この通り（11月15日）は、クリチ



写真2 花通りになる以前の11月15日通り

バ市で一番の繁華街として、にぎわっていた所で、交通量も多くにぎやかな商店街であった（写真2）。

そこから自動車を追い出す（自動車が通れなくなる）ということ、繁華街の商店主達は、自分達の商売繁盛は客が車で来るからだと思っているので、もしそのような計画が実現したら、必ず売上げが落ちると思い、全員大反対を訴えた。しかし、結果は二ヶ月後には売上げがさらに伸び、集客率が上がり、隣接する区画の商店主達からも、自分達の通りも花通りにしてくれとの要請があり、花通りがさらに延長された。

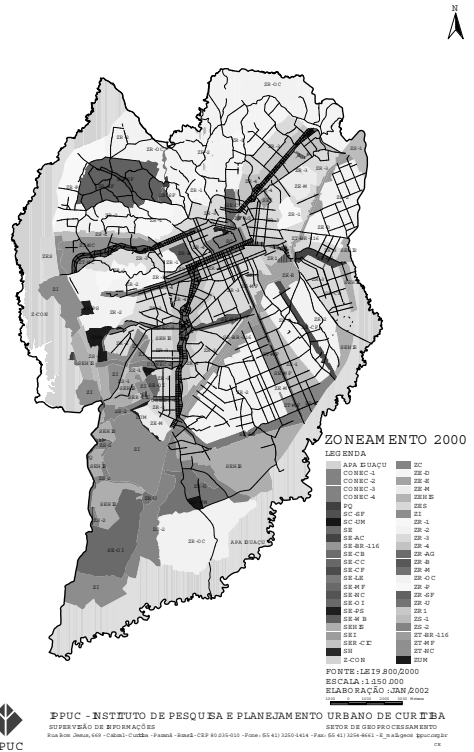
このように自動車がいない通りは、人々が、或いは家族づれが、買物をし、子供達が絵を書き、年寄り達が集まっておしゃべりをし、若者たち、友人達、恋人たちとの出会いの場となり、騒音と排気ガスの苛立った車道から、花や木に囲まれた自然の要素を持つ、人間のための空間に変わった。そして、この人間のための花通りは、今でもクリチバ人間都市のシンボルとなっており、市民の誇りの場でもある（写真3、4）。



写真3 現在の花通り



写真4 毎土曜日午前の花通り



EPUC - INSTITUTO DE PESQUISA E PLANEJAMENTO URBANO DE CURITIBA
 GOVERNO DO PARANÁ
 Rua Marquês de Caxias, 1000 - Funchal - Curitiba - Paraná - Brasil - CEP 80.220-010 - Fone: 51.411.3200-0434 - Fax: 51.411.3200-0401 - E-MAIL: EPUC@EPUC.PR

写真5 土地利用計画図

4. 土地利用政策と交通政策

クリチバ市の都市政策の特徴は、土地利用政策と交通政策が、統合的に考えられ、一体的に展開されている。高密度の土地利用が公共交通の幹線に沿って整備され、都市の発展を誘導している。即ち、5本の軸線に沿って高層建築が伸び、都心と同じ繁華街が線上に発展している（写真5、土地利用計画図・写真6、線状高層建築）。

そして、その軸線も三つの平行な道路から構成されており、トライナリーシステムと呼ばれ、それは、多い交通量を円滑に処理するためである。日本の都市では、大通りの幹線道路となるであろうが、クリチバ市では、そのような工事をする予算もなく、また時間もかかるので、現存する三つの道路に、それぞれの機能を持たせ、経費と時間の節約を達成した（写真7、トライナリーシステム）。

中央にある道路の真ん中の車線は、バス専用レーンとし、公共交通（バス）のための利



写真6 線状高層建築



写真7 トライナリーシステム

用とし、その側道は、その道路に面した店や商業へのアクセス道路とし、その中央から両側に1ブロックのところ、都心—郊外を結ぶ高速一方通行道路とした。そして、これらの幹線道路が都心に於いて、絶対に交差ないように計画した。

都市の発展方向にある軸線に沿って、特別

用途地区として、そこだけに高層建築が許可され、密度を高めて、そこに公共交通（バス）を通す、バス専用レーンをバスだけが走るのでバスは渋滞にまきこまれずスムーズに時間通り走る。またその通りの1ブロック両側は、高速で走れる優先道が軸線に平行にあり、密度の高い通りの交通をスムーズに回転するようになっている。また街の中心部に於ける通過交通をなくし（そのほとんどが歩行者専用）、環状的な動きで、反対側に向かう。このように交通政策に於いても、車より人という政策をはっきり見ることができる。即ち、車のためではなく、人間のための交通政策である。

またクリチバ市の交通政策で、世界的に有名になったのが、公共交通として、バスを使ったこと。そして、今180万人の人口を持つクリチバ市は、地下鉄なしで、世界の都市から見捨てられたバスで十分に公共交通として、市民に喜ばれている。もちろん、日本や世界の都市で運行されているバスシステムではダメで、クリチバ市は、独自の解決方法を考えた。のろい、いつ着くかわからない、時間通りには来ない、快適ではないバス交通を速い、快適、時間通りに来るバスにかえてしまった。

Jaime Lerner（当時市長）は言う。「世界的に100万人を越す人口を持つ都市の公共交通は地下鉄が望ましいと専門家は云うが、クリチバ市は、資金もなく、技術もない、しかし、必ず、その都市、地方に経済的にも技術的にも適した解決方法があるはずだ」と。そして、「我々のすぐ近くにあるバスを、地表を走る地下鉄のように扱ったら良いのではないか、速く、時間通り、快適のために、バスを優先する交通政策を。出来るだけ便利なものに（車より）」、等々で、次のような工夫がなされていった。

1. バス専用レーンの建設（他の車などの邪魔がなく、渋滞を防ぐ）（写真8）



写真8 幹線・軸線（バス専用道路）

2. はじめのうちは、バス一台分で100人乗りであったが、利用が増えるごとに、より運送力を増すために、今では、3台連結のバス（270人乗り）（写真9）



写真9 3台連結バス（乗員270名）

3. 乗り降りの時間を短縮するために、プラットフォームを路上につくり（チューブステーション）、日本と同じくプラットフォームに入るときに料金を払ってしまい、バスが着くと2、或いは3つの乗降口が、電車と同じように開き、一度に乗り降りができ、そして、また、プラットフォームの床の高さとバスの床の高さを同じくし、ステップなしで、乗り降りができ、今まで平均2分かかっていたのが、5秒でできるようになり、ピークの時は、すぐに次のバスに乗れるので（30秒間隔）、時間当たりの運送力は、地下鉄を越す結果になった（写真10, 11, 12）。



写真10 バスの高さチューブステーションの高さが同じ



写真11 チューブステーションの内部



写真12 バスターミナル（中型）とバス

4. 2重, 3重の環状線をつくり, 都心を通過しないで, 反対側に行けるようにした。
5. ターミナルを造り (28ヶ所), そこに全ての種類 (7種類) のバスが集まるようにし, 再支払い無しで乗り換え可能にした (写真13, 14, 15)。
6. 9つのターミナルには, 市民通りが対となり, そこには市役所の各局の出張所, 水道局, 銀行等々がありその他にもマーケット, 店舗があり, 用をすませて, 判子をもらって, またそのまま乗り継ぎができるようにしてある (便利) (写真16)。



写真13 ターミナルとバス

Composição da Frota	Tipo de Linha	Capacidade	Frota Operante	Nº de Linhas*
	Circular Centro/Micro	30	09	01
	Convencional/Micro-Micro Especial	40/70	280	89
	Convencional-Troncal/Comum	80	115	19
	Troncal / Articulado	160	24	
	Alimentador/Consum-Micro Especial	80/70	670	
	Alimentador / Articulado	160	75	212
	Interbairros / Padron	110	35	06
	Interbairros / Articulado	160	90	
	Linha Direta / Padron	110	385	18
	Expresso / Biarticulado	270	165	06

写真14 バスの種類



写真15 バスターミナルと市民通り（外観）

7. ターミナルには, 大駐車場があり (無料), 家からそこまで車, 或いは自転車で来て, そこから公共交通に乗りかえることができる。



写真16 市民通り（市役所の各局や銀行等）

8. バスシステムを網のように張り、どこの地点からもこのシステムに入れるようにした。以上のような事で、利用者に出来るだけ有利なように計られており、乗客を増やすようにして（現在、移動人口の75%がバス利用）、車を使わないようにする。

また、特筆すべきは、これらのバスシステムの全ての計画、運営、管理は、クリチバ市都市交通会社がやっており、運賃、時間表、路線の設定、等々、最近10企業がこのバスシステムに入っている。そして、都市交通公社は、各社にその日の走行距離について支払いをする。その理由は、乗客数について支払いをすると、各社は、乗客率を高めるため、少ないバスを運行させようとして、市民には迷惑になる。故走った距離についての支払いだと、バス会社は喜んでどんどんバスを走らせる（乗客がいようがいまいが）。故に、クリチバ市のバスは、ひっきりなしに来る。故、また利用者が増える。現在までバス会社は、一切市からの補助金を受けずに、運営できている。というのは、お客さんが多いということ。さらに市内料金均一性により、社会的目的も達成されたというのは、クリチバ市は、市の中心地から遠い郊外のところに、経済的に困難な貧困者が多く住み、ほとんどの人は20~30kmとバスに乗り、またバスを乗り継いで行くため、他の都市と同じ

ように距離ごと、そして乗り換えるごとに支払っていたら、合計すると大変な金額になる。しかし、クリチバシステムでは、どれだけ乗っても、また何回乗り換えても、1回分の料金（約120円程度）で、目的地に着ける利点がある。そのかわり市内の住宅に住む人は、短い距離バスに乗っても120円払うことになり、少し裕福な人が、貧しい人の分を間接的にカバーしていることになる。しかし、全ての市民の移動権利は、平等に取り扱われていることになる。ここにも、人を大切にする街づくりが認められる。

この公共交通システムの他に、クリチバ市は、自転車道路が完備された。現在、約150kmの自転車道路があり、通学、通勤、レクレーションに使われている。全ての自転車道路には、標識があり、全くの自転車専用道路で、他の乗り物とは、一緒にならない（写真17、18）。

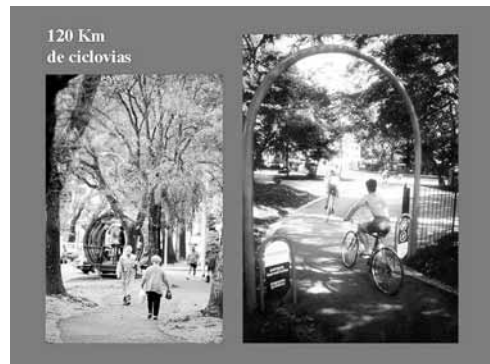


写真17 自転車専用道路



写真18 自転車専用道路（標識）

5. 緑地政策

クリチバ市の現在の一人当たりの緑地面積は55㎡で世界でも最も恵まれた都市の一つだ。しかし35年前は、一人当たり0.6㎡と非常に少なく、いわゆる南米の貧しい一地方都市であった。時々、都市のQualityを緑地面積の多少で測ることもあるが、緑が多い程、Qualityがあり、都市も裕福だとみられる。しかしクリチバは、先にも記したように、南米の開発途上国の一地方都市で、決して裕福ではなく、むしろ日本の都市に比較すると貧しい都市である。では何故そんなに多くの緑地を持つのか？

日本では（世界も）、都市計画法があり、それには都市内の人口一人当たりの緑地面積は、6㎡が必要であり、様々な種類の公園と、その誘致距離も決められている。

しかしクリチバ市は、到底その条件に近づくことは出来ず、特に、市街地内の土地の価格は大変なもので、それより、現在残っている自然林、または非常に土地条件が悪く、経済価値がなく、開発されていない所、等等を先に抑えていったほうが良いと判断した。次にその幾つかの公園の例をあげてみる。

(1) 河川が常時氾濫するところを公園化

*バリグイ公園（写真19）

市の中心地から、たった4kmのところであるが、そこはバリグイ川が常時氾濫するところ、その辺一帯が湿地帯となっており、開発が遅れていた。しかもその湿地帯にスラムが形成されつつあり、水害ごとの市の救援費もかなりの額だったので、連邦政府の水害対策の援助で湿地帯を湖にして、開発の遅れで残っていた自然林をも含めて、公園にした。またスラム住宅も市の他の危険のない土地に



写真19 バリグイ公園

計画的に移ってもらった。それ以来洪水も起きなくなり、公園になったことにより、周辺がスラムでなくなった救援費も含めて、10年で公園建設費が取り戻された。環境的に正しいことを行うと経済的にもプラスになるという例である。

*チングイ公園（写真20）

先のバリグイ公園からバリグイ川に沿って1km上流にある公園で、ここも川の氾濫が多く、住民への被害もかなりで、開発が遅れ、自然林がかなりの面積で川沿いに残っていた。そこで3人の地主と交渉し、水の浸りやすいバリグイ川に沿っての土地を市に寄付し、残りの土地には、市が土地利用計画を、特別住宅地に指定し、一住宅地を2000㎡以上の高級住宅地にすると決定し、寄付された土地については、市が責任を持って公園にし、水害をなくすことで話がきまった。その後、水害がなくなり、住民は、災害がなくなり、市は一銭の土地代の出費もなく、自然を保護しての大公園ができ、地主は、



写真20 チングイ公園

開発に役に立たない土地を寄付することによって、逆に大変な利益を得て、また市民のために役立つことが出来、ここでも環境にやさしい政策では、経済的にも、市民の生活の Quality にもプラスになることを実証した。

(2) 河川を保護するために造られた公園

バリグイ公園，チングイ公園も基本的には河川の保護のための公園である（クリチバのほとんどの公園がそうである）。そのため，クリチバ市を流れる90%の川岸は，コンクリートではなく，自然のままである（経済的にも非常に安上がりである）。

(3) 昔の古い工場跡を公園（写真21）

クリチバ市の昔の代表的工場跡を公園化。また工場も煙突もそのまま風景的に残し，内部を，工芸教室，美術絵画教室，展示会場，視聴覚室に改装して使う。



写真21 サンローレンソ公園(古い建築物をそのまま再利用)

(4) 放置された石切場を公園化

* 石切り場公園（針金オペラ）（写真22）

クリチバ市の石切り場（1960年代まで使われていた）で，市街地化が進むにつれて，ダイナマイトの使用ができなくなり，放置されていた。そしてそこはゴミ捨て場になったり，泥棒の隠れ場所になったりで，住民の非難の場所であったクリチバで一



写真22 石切り場公園（針金オペラ劇場）

番汚い場所であった。そして，人が石を取るために，自然を破壊し，40mの高さの石壁で囲まれた場所は，経済的にも何の価値もなく，何の利用価値もない場所であった。そこを，その40mの高さの石垣で囲まれているという，短所を逆に長所に変えて，音響効果がよいのではと考えて，自然に囲まれた，オペラ劇場にした。そして，クリチバで一番汚く，醜いところが，一番美しい，また，環境的に，自然と人間の調和された合作となった。

* 環境市民大学（写真23）

この放置されていた石切り場は，民間のもので，やはり汚く，治安の悪い所だった。しかしそこは，自然自身の力で石壁に緑が生え始めており，ここで，クリチバ市民が，環境について，様々なことを知り，学び，考える場所として，最適な所と考え，環境市民大学を建設した。自然と人間が共に働きかけ，さらに美しく，意味のある空間づくりに成功した。持ち主とは，開発権との交換で了承してもらった。



写真23 環境市民大学（放置されていた私有石切り場）

* タングア公園 (写真24)

バリグイ川の一番の上流で、やはり民間の石切り場が放置されていて、そこを企業が買い、産業危険ゴミの保管場所にしていった。企業と話し合い、市の工業団地にある土地と交換し、そこを産業ゴミの処理場にしてもらい、石切り場を公園にした。その石壁の高さを利用して、瀧にして落とした。ガケには一切手をいれず、ありのままの土地状態で、すばらしい公園が出来ることを証明した例である。



写真24 タングアイ公園 (石切り場の石カベを利用)

(5) 環境悪化された河川敷きを公園 (写真25)

イグアス川の河川敷は、昔から砂採取が大面積で多くの場所で行われており、現在にまで及んでいる。今は、環境法で規制されているが、昔の砂取り跡は、大変醜く、そこで、砂取り跡の池を全部繋ぎ合わせて、湖にして、ボート競技や、カヌー競技等、水スポーツができる大公園にした。

(6) 自然林の保護

市の条例で、私有地の2000㎡以上の自然林を保護するため、全ての自然林が登録され、利用開発が規制がされ、伐採も禁止された。その代わりに、持ち主は、土地税が免税されたり、その他の利点が得られ、開発がどうしても必要な場合は、全面積が森林の場合は、30%の利用が、



写真25 イグアス近郊公園(砂取り場をつないでボート競技場)

その他の場合、50%の利用ができる。また開発権の使用で出来るだけ、森林を残す方向で処理されている (1111保護林が登録)。

(7) 貯水湖の保護公園 (写真26)

クリチバ市には、2つの貯水湖があるが、2つとも公園で保護されており、その上、環境保全地区に指定されている。



写真26 バサウナ公園 (貯水湖)

(8) 移住者の母国の公園 (写真27, 28, 29)

クリチバ市は、移民の街ともよばれ、数多くの様々な国々の移住者が集まっている。それらの市民が、母国の伝統文化を大切にし、自国の記念日や、お祭りが出来るような各国の公園がある。自分の母国の文化が大切なら、同じように、他の国の人の文化も大切に重んじようという、クリチバ市民の、こころの表れである。

(9) 道路公園 (写真30, 31)

住宅地区内で、通過道路になるのをさけるために、道路巾を狭くして、公園にする。或いは、四つ角の交差点を公園にして、通り抜けが出来ないようにする。これも、クリチバ市が、自動車より人を大切にする街であることを示す良い例である。



写真27 ウクラニア公園



写真28 日本公園



写真29 ドイツ公園



写真30 四ツ角を公園



写真31 道路公園 (道幅を狭くして公園)

6. ゴミ対策

クリチバ市が環境都市として、世界的に認められた政策の一つがゴミ対策である。ゴミ処理は埋立地で、別に特別にとりあげることではない。ただ大切なのは、埋立地に行くゴミの量を少なくするために、全市が再生可能ゴミ分別に参加しており、ゴミでないごみというプログラムで、家庭からゴミを仕分けして出す。現在ではほとんどの再生可能ゴミは、埋立地にもっていかれず、再生されている。ゴミでも、再生可能ゴミを仕分けるとゴミではない、資源である、が全市民にいきわたっている。ここでクリチバに於いて代表的なゴミに関してのプログラムをあげてみる(国連から環境賞をもらった)。

(1) ゴミでないゴミ (写真32, 33)

即ち再生可能ゴミの分別収集プログラ



写真32 ゴミでないゴミプログラム(再生可能ゴミ収集トラック)



写真34 緑の交換プログラム



写真33 ゴミでないゴミプログラム(学校内での環境教育・葉っぱ家族)

ムで、これをゴミ問題の対策として市民に打ち出さず、環境教育プログラムとして、参加をうながした。それも小学校の生徒から意識を持つように、最初は、全先生への講習、それから教室へと。またとても楽しいプログラムとして(押し付けがないで)、すすんで参加出来るように気をつけた。一家庭からでも、毎日自然保護、環境保全に参加できることを意識させる。一歌、漫画、葉っぱ家族というキャラクターもつくって、とても楽しいプログラムになり、子供が親に教える結果になった。

(2) 緑の交換プログラム(写真34)

貧困家庭が集まっている地区では、再生可能ゴミの収集量がかなり低く、意識がほとんどないことが分かり、これらの地区だけ、再生可能ゴミと野菜、果実と交換することで、再生可能ゴミは、価値があり、

普通ゴミと違うことを自覚させた。これも、環境教育の一環としておこなった。

(3) ゴミ買いプログラム(写真35)

このプログラムは、不法侵入で出来たスラム内で、道路もなく、ゴミ収集のトラックも入れないところで行われた。不衛生で、幼児の死亡率も多く、その解決策として、住民と共に行ったプログラムで、「ゴミを買いますから、このトラックがはいるところまで、ふくろに入れて持って来てください」ということで、住民会長に責任を持たせた。

実際は市のゴミ収集業者が、スラムの人を臨時に雇って、ゴミ収集をしてもらっていて、持ってきたゴミの重さに対して、市が業者に払っている1kg当たりの値段と同じ値段を、彼らが必要としている野菜、果物で、業者が払う、という方法をとった。

これも、効果は早く、ゴミのないきれ



写真35 ゴミ買いプログラム

いなスラムになり、幼児死亡率も大幅に減少した。

7. その他の特別な計画

(1) クリチバ市の歴史的建築物の保護（写真36）

特にクリチバの歴史にかかわってきた、建築物（工場、駅、兵舎など）を、壊さないで、外観を保存しながら、開発するよう、企業家たちの協力を得て、歴史を軽んじないよう、景観の保存をはかった。



写真36 歴史的建造物の保護と内部利用

(2) 環境寺小屋（写真37）

スラム（不法侵入地）で、子供がストリートチルドレンにならないよう、また、学校ができるまで、両親のそばにいるよう、また、空腹で、間違ったことをしないよう、環境教育の場として、貧困の子供達を、環境的に、正しい子供にするよう、この小屋を造った。



写真37 環境寺小屋

(3) クリチバ市環境局（写真38, 39）

この建物は、クリチバ市の環境政策のシンボリックな存在となった。材料は、使い古した電信柱で作られ、公園の自然林の中に、自然と対話しながら建てられた。故に、大建築物ではなく、小さな建物がいくつか、庭でつながっているもので、自然のなかに、事務所がある雰囲気である。しかし、よく考えてみると、この考えは、昔から日本にあった。そして、その特徴は、自然との調和の実行であり、人にやさしく、環境にやさしい、自然との共生の実現が可能であるという例である。日本は、あまりにも西洋の都市計画を神格化しすぎて、日本が持つ独特な伝統的なすばらしい都市についての考えを置き去りにしてしまったのではないだろうか。



写真38 クリチバ市環境局（電信柱再利用）



写真39 クリチバ市環境局（電信柱再利用）

神戸市における地域での環境学習・環境保全活動の支援について

～エコタウンまちづくりの推進～

神戸市環境局環境創造部地球環境課長 茶屋道 利 広

神戸市では、平成13年度より、地域自らが主体的に、まちの美化、資源集団回収、環境学習会などの環境にやさしい取組みを行うとともに、これらの活動を通じて環境問題に「気づき」「考え」「行動」することを促し、その活動の「輪」を広げていく取組みである「エコタウンまちづくり」を進めている。以下、「エコタウンまちづくり」の取組みについて紹介する。

1. エコタウンの目的及び背景

(1) なぜエコタウンなのか？

限りある資源や豊かな自然を私たちがの子や孫の世代に引き継ぎ、持続的な発展が可能な都市づくりを図るためには、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした社会の仕組みやライフスタイルを見直し、「低炭素型社会」、「資源循環型社会」、「自然共生型社会」に転換していく必要がある。

このためには、産業構造やエネルギー政策の転換、環境にやさしいライフスタイルへの誘導を図る様々な制度やしきみが必要なことはいうまでもないが、あわせて市民一人ひとりが自らの生活と環境との関わりについて理

解を深め、環境を慈しむ心を育て、より環境にやさしい行動を選び取っていく「エコ人材づくり」を進めることが不可欠である。

神戸市でも、「エコ人材づくり」を進めるため、環境大学、エコスクールなどの市民個人を対象にした環境教育や学校と連携した環境教育を推進しているが、地域を環境教育の場、環境保全活動の実践の場として捉え、ひとりでも多くの市民が環境に配慮した行動を行えるよう、地域に根ざした市民の主体的な環境学習・環境保全活動をベースにした「まち（コミュニティ）づくり」と「エコ人材づくり」である「エコタウンまちづくり」を進めている。

(2) 神戸市における地域活動等の現状

神戸市でこのような地域活動に根ざした「まちづくり」と「エコ人材づくり」を進めることのできる背景は、次のような神戸市のコミュニティ活動の特徴がある。

神戸市内の各地域には、おおむね町丁目ごとに自治会などの地域組織がつくられ、現在、約2900の自治会・町内会等が、それぞれの規模に応じて、防犯活動、美化活動等を行って

いる。また、概ね小学校区規模で約130の婦人会が組織され、消費者問題活動、福祉活動、美化活動、資源集団回収等を行っている。この他、老人クラブ、子ども会など様々な団体が地域で活動を行っている。

さらに、神戸市では、平成2年度から、概ね小学校区に1箇所、地域活動の拠点となる「地域福祉センター」を整備し、自治会、婦人会、民生委員児童委員等で構成する「ふれあいのまちづくり協議会」を組織化して、地域福祉センターの管理運営及び地域福祉活動を行う「ふれあいのまちづくり事業」を実施している。現在1つの小学校区を除く187の地域福祉センターで様々な地域福祉活動が展開されている。

また、阪神・淡路大震災の後、地域における自主防災活動の重要性を再認識し、防災と福祉が連携した活動を行う「防災福祉コミュニティ」が小学校区を基本に市内全191地区で結成されている。

このように、神戸市は、大都市の中でも比較的、地域団体を中心としたコミュニティ活動が活発であり、また市も地域を主体とした協働と参画のまちづくりを積極的に進めてきたという特徴がある。

2. エコタウンまちづくりの概要

神戸市では、このような地域特性を活かしながら、「神戸市エコタウンまちづくり支援要綱」を定めエコタウンまちづくりを推進している。

(1) 要件等

この要綱では、エコタウンとは、「地域の住民や事業者が主体となって、積極的に環境にやさしい行動を選択しながら生活していくまち」、エコタウン活動とは、「エコタウンに

向けた活動」と定義している。

また、エコタウン活動の推進主体は、概ね小学校区を活動範囲としているふれあいのまちづくり協議会を原則とし、その活動範囲内の防災福祉コミュニティ、連合自治組織、婦人会、まちづくり協議会等の地域団体である。

エコタウン活動の推進主体は、地域情報紙等による広報活動（年4回以上、活動範囲内に全戸配布するように努めること）及び地域の実情に応じて、自主的・自立的に環境にやさしい取り組みを行うものとしている。

(2) 結成状況

平成13年度の制度発足以来、平成21年7月末現在、市内で91地区がエコタウン活動に取り組んでいる。（表1参照）

市内の小学校数が166校であるので、約5割強の地域で取り組んでいることになるが、（表2参照）北、須磨、垂水、西区のように大規模ニュータウンを抱え小学校の多い区では結成が遅れている。

推進主体別の内訳は、表3のとおりで、ふれあいのまちづくり協議会を原則としているため、ふれあいのまちづくり協議会が半数以上であり、続いて婦人会や自治会などである。いずれの団体も、それぞれの団体の中に環境部会を設けて、エコタウン活動に取り組んでいる。

（表1）年度別結成推移

年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
新規	15	29	15	5	3	4	8	6	6
累計	15	44	59	64	67	71	79	85	91

※H21分は、7月末現在

（表2）区別内訳

	東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	計
地区数	11	15	6	8	11	8	6	15	11	91
小学校数	14	12	11	10	34	14	20	23	28	166

（表3）推進主体別内訳

ふれまち協	婦人会	まち協	連合自治会	その他	計
48	30	5	5	3	91

(3) 活動内容

平成20年度の主なエコタウン活動内容（平成21年3月末団体数85団体）は、表4のとおりで、大半の地域では、地域全域一斉クリーン作戦（写真1）やふれあいエコツアーや出前トークなどに取り組んでいるほか、エコバザー（写真2）、歩きたばこ・ぼい捨て禁止キャンペーン（写真3）なども行われている。さらに少数ではあるが、ごみの堆肥化や地域一斉打ち水大作戦に取り組んでいる地域もある。

（表4）主な活動内容

活動内容	団体数
地域全域一斉大クリーン作戦	53
ふれあいエコツアーの実施	45
出前トーク「新分別」「ごみと資源とリサイクル」	41
エコ市民フェスタへの参加と広報誌への掲載	37
集団回収お知らせチラシの配布	31
ガレージセール、エコバザーの実施	27
家庭版エコマニュアル地域説明会	23
わが家のもったいないやん！宣言の呼びかけ	15
ぼい捨て禁止キャンペーン	12
ごみ出しカレンダーの作成	8
マイバッグ運動の実施	5
環境教室の開催	5
クリーンステーションパトロール	5
ごみの堆肥化	4
エコ布草履の作成	3
地域一斉打ち水大作戦	3
エコクッキングの実施	2

各エコタウンの具体的な活動内容については、神戸市のホームページ エコタウンまちづくり (http://www.city.kobe.lg.jp/life/recycle/support/eco_town.html) 内のエコタウンレポート、エコタウンニュースを参照。



（写真1）地域全域一斉クリーン作戦



（写真2）エコバザー



（写真3）歩きたばこ・ぼい捨て禁止キャンペーン

3. 神戸市の支援内容

以上のような地域の活動を支援するため、神戸市では、活動助成や取り組みメニューの提案などを行っているほか、地球環境課職員で区ごとの担当者を決め、様々な相談に応じたり、環境に関する民間団体と地域とのマッチングにも努めている。

(1) 活動助成

制度発足当初は、①地域情報紙による広報活動、②まちのマナーアップとクリーン作戦 ③省エネルギーの取組み、④資源集団回収 の4つの活動に取り組むことを、地区指定の要件にしていた。

しかし、地域では、既に美化や福祉、防災・防犯など様々な地域活動を行っており、4つの活動すべて実施しなければ地区指定しないという制度では、地域の自主的な取組みを妨

げるとともに、実施地区が広がらず活動を継続することも難しくなってきた。そこで、平成19年度に、地域の創意工夫を生かしながら、環境にやさしい活動に取り組みやすいように大幅に助成制度を簡素化した。

改正後の助成制度は、表5のとおりである。

(表5) 助成制度

	助成額	助成手続
初期段階(1年目)	50千円(上限)	年度当初の助成申請及び活動計画に基づき助成(概算払)年度末に実績報告に基づき、精算・戻入
基礎活動	20千円(上限)	
地域情報紙(必須)	配布予定枚数×@5円×4回(上限)	
推奨メニュー	100千円(上限)	
独自活動	※実績に応じて支払い	

まず、結成1年目は、次年度以降の具体的事業計画の策定や試行的に事業を実施するための経費として、5万円を上限として助成する。

2年目以降は、エコタウン活動を進めるための打ち合わせなどの基礎活動費として2万円、推進主体に必ず取り組んでもらう活動として、地域住民にエコタウン活動の紹介や参加を呼びかけ、「気づき」を促すため、地域情報誌による広報活動に対し、配布予定枚数(活動範囲内の全世帯)×5円×4回分を上限に、それ以外の活動は、地域の実情を踏まえた様々な環境活動(考え・行動する)を促進するため、実績に応じて10万円を上限に助成するという制度に改正した。

(2) 取組みメニューの提案

地域の自主的な取組みの参考とするため、地域が取り組みやすい活動や地域に取り組んでほしい活動を、毎年見直し提案している。平成21年度は35の取組みメニューを提案している。

また、各メニューごとの事業計画の記載事例や事業を実施するために必要な各種申込書や配布資料のひな形、エコタウン活動を支援する協力団体の活動実績や連絡先の紹介など記載したマニュアルを各団体に配布している。

これまでのエコタウン活動が、クリーン作戦や環境学習施設の見学やごみの減量資源に関する環境学習会の開催などに偏りがみられることから、平成21年度、「家庭版エコマニュアル地域説明会」、「わがまちもったいないやん!宣言」、「歩きたばこ・ぼい捨て禁止キャンペーン」(写真3)など5つの推奨メニューを新たに設定し、新たな課題である家庭における地球温暖化防止活動や路上喫煙防止活動の普及促進を図っている。

(3) その他

「KOBE エコ市民だより(エコエコ)」を年4回市内各所に配布しているが、毎号エコタウン活動記事を掲載し、活動内容の紹介に努めている。この他、エコタウン活動事例の発表や講演会のほか、NPOなど民間団体や企業による環境展示などを行う「エコタウンフェスタ」を開催し、エコタウン地域、民間団体等の相互交流を図っている。

4. エコタウンまちづくりの課題と今後の展望

神戸市では、協働と参画のまちづくりを進めるため、地域福祉、防災、環境など地域を主体とした取り組みを支援しているが、多くの地域団体においてリーダーや地域活動の担い手が高齢化し、取り組みに参加する住民が固定化してきている。また、住民ニーズが複雑多様化し、地域住民の力だけで地域課題を解決しにくくなってきているため、外部の専門家やNPOとの連携協力が必要になってきている。

このため、多くの地域住民が参加したくなるような魅力ある活動メニューを提案するとともに、市職員のコーディネート力の向上を図る必要があると考えている。

(1) 魅力ある活動メニューの提案

まちの美化やごみの減量資源化に関する取り組みについては、既に様々な活動が行われており、今後は、特に地球温暖化防止や生物多様性の保全への取り組みメニューを開発、提案していく必要があると考えている。

①地球温暖化防止への取り組み

～「もったいないやん！KOBE 運動」～

環境局では、子どもから高齢者まですべての市民が明るく、楽しく、積極的に環境に配慮した行動や取り組みを継続的に行えるよう、全市的な市民運動である「もったいないやん！KOBE 運動」を展開している。この活動の一環として、平成20年度、「わが家のもったいないやん！宣言」、「わがまち もったいないやん！宣言」制度を創設し、その展開を図っているところである。

・「わが家のもったいないやん！宣言」

日常生活の中で環境に配慮した行動をとってもらうきっかけづくりとして、マイバックの持参、簡易包装商品の積極的購入、こまめな消灯、公共交通機関の利用など家庭で取り組める省エネ・省資源の12のメニュー（右チラシ裏面参照）を、CO₂削減量などの数値と併せて示し、その中から自ら取り組もうとするメニューを選び「わが家のもったいないやん！宣言」として宣言し、継続的に取り組んでもらうものである。

・「わがまちもったいないやん！宣言」

エコタウン等で「わがまちもったいないやん！宣言」をしていただき、地域で「家庭版エコマニュアル」に関する学習会を開催し、「わが家のもったいないやん！宣言」を右チラシ配布や地域広報紙を通じて地域内で呼びかけ、宣言者数の増加とともに具体的な実践活動を目指す。さらにその宣言に対し、神戸市地球環境市民会議が認証し、地域のやりが

いと励みを引き出しながら、実践活動を促すというものである。

家庭や地域でのごみの減量資源化や地球温暖化防止の具体的な取り組みとして、エコタウンを中心に「わがまちもったいないやん！宣言」の拡大を図っていきたい。

(チラシ表面)



(チラシ裏面)



②生物多様性保全への取り組み

神戸市では、小学校などで池を中心としたビオトープ（環境教育や在来生物の保護のために人工的に作られた生物の生息空間）づくりを進めている。整備にあたっては、学校の教員、児童生徒やPTA、地元住民等が、地元企業の三ツ星ベルト(株)による防水シートの無償提供・施工の協力を得て、これまでに110校で整備している。

学校ビオトープについては、児童生徒が自然環境や生命の大切さを知る「きっかけ」づくり、トンボやメダカなどの身近な生き物との「ふれあい」の場という環境教育の効果が非常に高い。しかし、多忙化する学校現場において特定教職員の負担が大きくなっており、ビオトープを維持管理することが困難な学校も増えてきている。

このような状況の中、エコタウンが、学校ビオトープを地域の貴重な生物の生息空間としてその維持管理に積極的に参加するとともに、児童生徒だけでなく広く地域住民の環境学習、憩いの場として利用することができれば、すばらしい活動になるのではないかと考えている。エコタウンと学校の連携を図っていきたい。

(2) コーディネート力の向上

地球環境課ではエコタウンまちづくりを推進するため、係長級1名、担当者10名（総括1名、各区担当9名）が、エコタウン以外の業務（地球温暖化防止、環境教育、まち美化、路上喫煙防止など）に従事するかたわら、地域からの様々な相談に応じたり、助成に関する申請書類の記載指導や監査等を行う「地区担当制（スタッフ制）」を採っている。

職員には環境局と地域をつなぐ「窓口」としての役割が求められており、所管業務以外

であっても所管課や関係機関と連絡調整を行ったり、地域特性を活かした活動を提案したり、活動に協力できる専門家やNPO等を紹介したりするなどの高い「コーディネート力」が求められている。

このため、日頃から職員は、担当行政区の地域活動状況や協力団体情報の把握に努めるとともに、地域からの相談に親身になって応え信頼を得なければならない。また、エコタウン以外の主たる業務について、その専門性を磨き、エコタウンを通じて主たる業務の重点的な地域展開を図らなければならないと考えている。

エコタウンまちづくりの新規地区拡大や魅力ある環境にやさしい取り組みの展開を進めていくために、研修や情報の共有化、多くの実践活動を通じて、職員個人及び組織のコーディネート力の向上を図っていきたい。

神戸市における環境行政の現状と今後の方向について

～低炭素社会・循環型社会・自然共生社会の実現を目指して～

神戸市環境局資源循環部環境政策課長 横田 雅弘

1. はじめに（神戸の環境の現状と課題）

神戸は、大都市にもかかわらず、六甲の山々と瀬戸内海が身近に存在し、また、気候が温暖で、花や緑に満ちるなど自然の恵みの多い貴重な環境を有するまちである。このような環境をいつまでも維持し、さらによりよい環境を目指し、子や孫たちの次世代に引き継ぐためには、市民・事業者・市がそれぞれの責任と役割を自覚し、実践していくことが何より重要である。

神戸の環境の現状は、公害関係法令や「神戸市民の環境をまもる条例」・「神戸市環境基本計画」等に基づく各種施策を講じた結果、海域の水質や道路交通騒音等、一部改善の遅れている項目は残されているものの、全般的には改善傾向で推移してきている。

一方、近年の環境問題は、便利で豊かな市民生活を支えるための大量のエネルギー消費や、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムに起因する、時間的にも空間的にも広がりを持つ環境問題、具体的には地球温暖化問題とごみ問題が大き

な課題となっている。本市においても、市域全体の温室効果ガス排出量が、2006年度で基準年度（1990年）比でプラス3.3%となり、削減目標（マイナス6%）を大きく上回っていること（図1）や、市民一人一日当たりの家庭系ごみ処理量が、2007年度で729gとなり政令指定都市で最も多い（図2）など、改善すべき大きな課題が残されている。

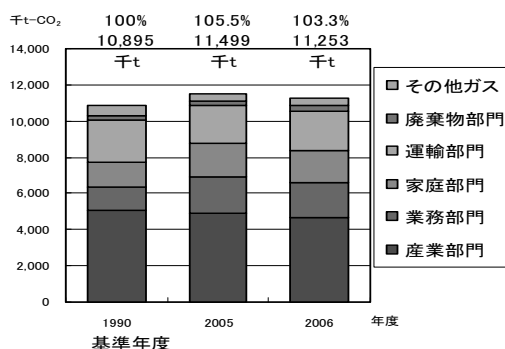


図1 神戸市域全体の温室効果ガス排出量経年グラフ（グラフ上段の数値：は1990年を100とする指数）

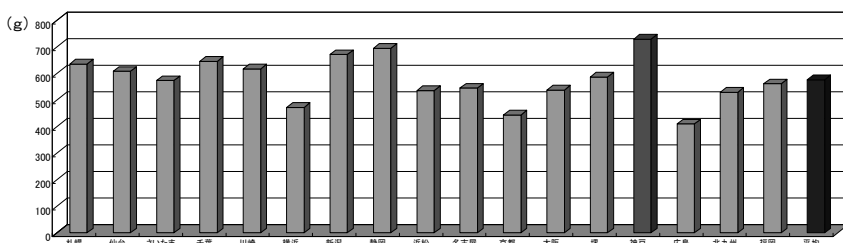


図2 2007年度政令指定都市の市民一人1日あたりの家庭系ごみ処理量比較

2. 環境を巡る大きな潮流の変化

このような状況の中、昨年5月に本市で開催されたG8環境大臣会合では、「気候変動」「3R（リデュース・リユース・リサイクル）」「生物多様性」の3つのテーマについて議論され、その成果は「神戸イニシアティブ」「神戸3R行動計画」「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」として、神戸から世界に向けて発信された。

また、本年4月には、低炭素革命というコンセプトのもとに、思い切った環境対策を講じることにより、環境危機と経済危機を同時に解決することを目的として「緑の経済と社会の変革」（日本版グリーンニューディール）が公表され、次世代自動車・省エネ家電・省エネ住宅のいわゆる「新・三種の新器」の導入支援策が、ビジネスの起爆剤として期待されている。

これらの環境を巡る大きな潮流に共通するのは、「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」といった3つの社会を統合的に実現するという大局的な方向であり、神戸の環境政策についても、このような潮流を踏まえ、将来を見据えた政策転換が求められている。

3. 低炭素社会づくりに向けて

(1) 低炭素社会をめぐる潮流

本年7月に開催されたG8ラクイア・サミットでは、産業化以前の水準からの世界全体の平均気温の上昇が摂氏2度を超えないようにすべきとの認識のもとに、2050年までに世界全体の温室効果ガス排出量の少なくとも50%の削減を達成するとの目標を全ての国と共有することを改めて表明し、この一部として、先進国全体で2050年までに80%又はそれ以上削減するとの目標を支持する旨、首脳文書に

盛り込まれた。

このような大幅な削減目標を達成するためには、既存技術の普及のみでは不可能で、革新的技術開発とその普及が不可欠である。このため、国では「Cool Earth－エネルギー革新技術計画（2008年3月 経済産業省）」や「低炭素社会づくり行動計画（2008年7月 内閣官房）」などにより、革新的太陽光発電やプラグインハイブリッド自動車などの開発技術ロードマップを公表するとともに、太陽光発電導入量の大幅拡大（2030年に40倍など）や次世代自動車の大幅導入（2020年までに新車販売の2台に1台を次世代自動車に）などの普及促進策を掲げている（これらの導入目標量は、鳩山首相の25%削減の国際公約を受け、見直しがなされる模様である）。

これらの計画は、先に述べた「緑の経済と社会の変革」に基づく、省エネ家電のエコポイント制度やハイブリッド自動車等への減免・補助金制度などにより具体化され、例えばハイブリッド自動車为新車販売の第1位になるなど、着実に普及してきている。

(2) 本市のこれまでの取り組み

平成4年にブラジルのリオデジャネイロで開催された「環境と開発に関する国連会議」（地球サミット）を契機に、同年7月に庁内に「地球環境保全推進本部」を設置し、9月には市民レベルで活動を実践するため「地球環境市民会議」が発足した。また、平成6年に全面改正した「神戸市民の環境をまもる条例」や平成8年に制定した「環境保全基本計画」により、地球環境保全対策を市の主要な環境施策として明確に位置づけた。

このような枠組のもとに、温室効果ガス削減のための具体策として、京都議定書の数値目標を市域レベルで達成するため、市域の温室効果ガスを2010年度までに1990年比で6%

削減することを目標として、平成12年に「神戸市地球温暖化防止地域推進計画」を策定し、5つの排出部門（産業・業務・家庭・運輸・廃棄物）別々に実施可能な施策を体系化し、推進してきた。

また、平成13年には市役所を一事業者として、市役所の事務事業からのCO₂排出量を率先して削減するため「CO₂ダイエット作戦（神戸市役所地球温暖化防止実行計画）」を策定し、廃棄物処理事業・下水道事業といった事務事業区分毎に各年度の削減目標を掲げ、市庁舎や公共建築物への太陽光発電等の新エネルギーの導入・ESCO事業の実施、こうべバイオガスなどの新技術の実践などハード面の対策に加え、PDCAサイクルによる進捗管理を徹底してきた。

(3) 温室効果ガス排出量の現状

これらの施策を講じてきた結果、市役所からの2007年度の温室効果ガス排出量は、基準年の2004年度から6.9%減少して552千t-CO₂となり、目標（6.5%削減）を達成した。発生源の内訳としては、廃棄物処理事業が50.9%と過半数を占め、続いて下水道処理事業、水道事業などとなっている。（図3）

しかしながら市域全体の2006年度の温室効

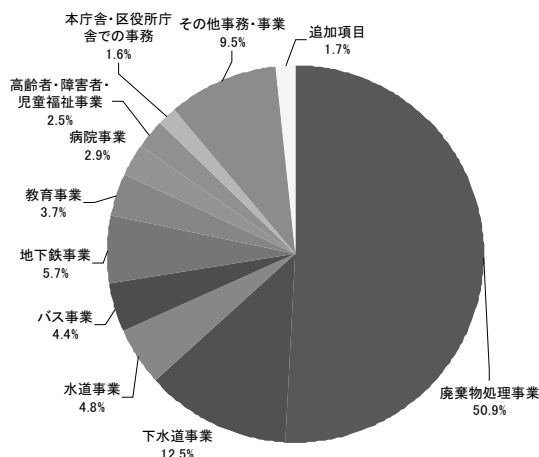


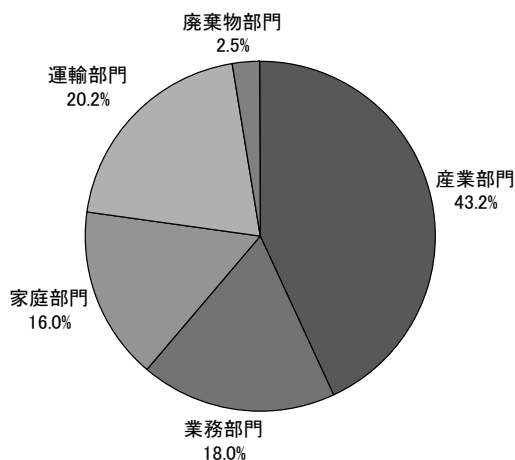
図3 2007年度市役所温室効果ガス総排出量の発生源内訳

果ガス排出量を見ると、前年度よりは2.2ポイント減少しているものの、11,253千t-CO₂となり、基準年（1990年）より3.3%の増加となり、目標（6%削減）までは相当の乖離がある。この要因を部門別のCO₂排出量の推移で見ると、基準年度比で産業部門は8.1%減少しているが、業務部門は51.0%増、家庭部門は30.5%増、廃棄物部門は40.1%増と、大幅に増加しており、喫緊の対策が必要である。（表1）また、産業部門は減少しているものの全排出量の43.2%を占める主要排出源

表1 温室効果ガス排出量 (単位：千トンCO₂)

	基準年度 (1990年度)	2005年度 (基準年度比%)	2005年度からの 増減(ポイント)	2006年度 (基準年度比%)	
合計	10,895	11,499(+5.5)	-2.2	11,253(+3.3)	
CO ₂	産業	5,093	4,875	-3.8	4,682(-8.1)
	業務	1,294	2,083	-9.9	1,955(+51.0)
	家庭	1,332	1,804	-5.0	1,738(+30.5)
	運輸	2,352	2,063	+5.5	2,191(-6.8)
	廃棄物	196	259	+8.0	275(+40.1)
その他ガス*	629	415	+0.2	413	

*その他ガス：メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFCs)、パーフルオロカーボン(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF₆)



※各部門には以下の業種等が含まれる。

産業	製造業，建設業，農林水産業など
業務	事務所，店舗，銀行，病院，ホテルなど
家庭	家庭での電気・ガス・灯油の消費
運輸	自動車，船舶，鉄道，航空
廃棄物	一般廃棄物，産業廃棄物（プラスチック類，廃油などの焼却）

図4 2006年度市域全体のCO₂排出量の部門別内訳

であることに変わりはなく、更なる対策が求められる。(図4)

(4) 緊急対策としての「アクションプログラム」の策定

このような現状や2008年度から京都議定書の第1約束期間(2008年度～2012年度)がスタートすることなどから、「地球温暖化防止地域推進計画」の目標年度である2010年度までの限られた期間内に目標を達成するための緊急的な実行計画として、2008年3月に「温室効果ガス削減目標達成のためのアクションプログラム」を策定した。

このプログラムは、5つの排出部門別にCO₂削減目標(表2)と削減のためのシナリオや重点事業を設定し、とにかく3ヵ年でできることに直ちに取り組んでいこうとするもので、特に運輸部門では、「こうべバイオガス」の開発・普及や、今後買い換える一般



ハイブリッド・パッカー車

表2 アクションプログラムに基づく部門別CO₂必要削減量 (単位:千トンCO₂)

	2006年度 排出量	2010年度 目標排出量*1	必要削減量 (超過割合*2)	必要削減量の内訳	
				市民・事業者・ 市の削減分	電力会社 の削減分
産業	4,682	4,677	5(0.1%)	5	—
業務	1,955	1,672	283(16.9%)	64	219
家庭	1,738	1,376	362(26.3%)	202	160
運輸	2,191	1,851	340(18.4%)	325	15
廃棄物	275	251	24(9.4%)	24	—
計	10,840	9,827	1,013(10.3%)	541	472

*1 2010年度将来予測から部門別CO₂削減目標を引いたもの。

*2 2006年度排出量/2010年度目標排出量-1で計算。

公用車やごみ収集車を全て次世代自動車にするとした「公用車の導入基準」の改正など、全国的にも先進的な施策を講じてきている。

【部門別削減シナリオに基づく取組メニュー例】

- ①産業部門：環境保全協定の内容にCO₂削減目標・削減対策などを新たに追加。
- ②業務部門：「事業者向けエコマニュアル」の配布。省エネ診断補助等。
- ③家庭部門：「家庭版エコマニュアル」の全戸配布。「わが家のもったいないやん！宣言」制度の立ち上げ等。
- ④運輸部門：「こうべバイオガス」の開発・普及。「公用車の導入基準」改正による次世代自動車率先導入。補助制度の拡大等。
- ⑤廃棄物部門：レジ袋削減運動の拡大。容器包装プラスチックの分別収集等。

(5) 今後の方向性

地球温暖化問題は、全ての主体の全ての活動に関わるものであり、また、従来の公害のように、影響が直ちに、かつ局所的に顕在化するものでもないことが、その解決を困難にしている。加えて、例えば家庭部門など電力由来のCO₂排出量は、供給側(電力会社)の事情(原子力発電の停止など)による排出係数の変動に大きく左右されたり、将来目標などは、本年12月にデンマーク・コペンハーゲンで開催される「気候変動枠組み条約第15回締約国会議

(COP15)」などで全地球的に決定されるなど、一自治体の思惑が生かされにくく、また、一自治体の施策では解決できない分野である。

しかしながら、この恵まれた神戸の環境を健全なまま次世代に継承していくためにも、現在を生きる我々が市域レベルで今できることを、中長期的ビジョンのもとに

とにかく実行する、又はその仕組みづくりをしておくことがなにより重要である。

①「次期神戸市基本計画（マスタープラン）」の策定

「低炭素社会」を実現していくためには、エネルギー供給構造・都市構造・交通体系・自動車の性能・建築物の構造・家電製品の性能・廃棄物処理システム、といった都市インフラや設備構造、そしてそれらを利用する人の意識や活動様式、といったハード面・ソフト面のあらゆる観点からの取り組みが必須となる。

現在、次期神戸市基本計画について、神戸市総合基本計画審議会において審議がなされているが、本計画においても「低炭素社会の構築」はひとつの主要なテーマとして議論されており、低炭素社会の構築に向けた方向性や位置づけ等、その仕組みづくりが検討されているところである。

②「地球温暖化防止実行計画」の策定

これまで、温室効果ガス削減対策としては、市域全体を対象とした「神戸市地球温暖化防止地域推進計画」、また、市役所からの削減対策として「CO₂ ダイエット作戦」をそれぞれ策定・推進してきた。

今後は昨年6月に改正された「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、それら2つの計画を統合した「地球温暖化防止実行計画」を平成22年度中に策定し、従来施策の強化に加え、

- ・省エネ住宅・高効率給湯器・太陽光発電・次世代自動車等の化石燃料以外のエネルギーの利用促進に関する事項
- ・事業者や住民の温室効果ガス排出抑制に関する活動の推進に関する事項
- ・公共交通機関の利便の増進、都市における緑化の保全・推進等に関する事項
- ・廃棄物の発生抑制の促進、その他循環型社会の形成に関する事項（低炭素社会と循環

型社会の統合）

等も盛り込み、より実効性の高い計画として策定・推進していく。

③「グリーンニューディール基金事業」の推進

「アクションプログラム」の徹底に加えて、直近で具体的に実施できる事業として、「グリーンニューディール基金事業」がある。これは、本年4月に公表された「緑の経済と社会の変革」に位置づけられた新規施策で、市が行う地球温暖化対策等に対し、国が基金拠出するものである。

本市としても、本事業に基づき、公共施設の次世代化（太陽光発電、急速充電器、LED照明等の導入）など、今できる事業を着実に実行していく。

これらの施策を市民・事業者との協働により進めることにより、「気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中の温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会」即ち『低炭素社会』づくりを進めていく。

4. 循環型社会づくりに向けて

(1) 本市のこれまでの取り組み

本市の廃棄物の減量・資源化対策を顧みると、山間部に布施畑処分場・淡河処分場といった2つの廃棄物処分場があったことや、他都市が急速に減量・資源化対策を進めだした1990年代後半の時期に阪神・淡路大震災があり、震災廃棄物の緊急処理等に追われたことなどにより、減量・資源化対策が立ち遅れたことは否めない。

そのため、平成13年2月に策定した「神戸市一般廃棄物処理基本計画」において、廃棄物行政の基本的な考え方を「ごみの適正処理」中心から「3Rを中心としたごみの減量・資源化の促進による循環型社会の実現」に大き

く転換し、平成16年11月からの家庭系ごみの4区分・6分別収集や、事業系ごみの4区分の実施及び手数料改定など、市民・事業者との協働による様々な施策を展開してきた。

これらの結果、平成12年度には約93万トンもあった年間のごみ処理量は、平成19年度には約64万トンにまで減少したものの、市民一人一日あたりのごみ処理量が政令指定都市で最も多いなど、廃棄物の減量・資源化対策は、喫緊の課題となっていた。

(2) 改正「一般廃棄物処理基本計画」による新たな取組

①一般廃棄物処理基本計画の改正

このような状況から脱却するため、平成18年2月に「一般廃棄物処理基本計画」を改正し、平成27年度を目標年度として、ごみ発生量、資源化量、ごみ処理量、最終処分量などの減量目標を定める(図5)とともに、経済的誘導策や新たな分別収集品目の拡大など、目標達成に向けた様々な減量・資源化施策を掲げた。

②新たな事業系ごみ対策

改正計画に基づき、まず、事業系ごみ対策として、平成19年4月に、袋の代金に市が処

	平成15年度 (基準年度)	平成22年度 (中間目標年度)	平成27年度 (目標年)
発生量	938千トン	860千トン	841千トン
家庭系	587千トン	517千トン	510千トン
事業系	351千トン	343千トン	331千トン
資源化量	125千トン	213千トン	227千トン
資源化率	13%	25%	27%
ごみ処理量 (市民1人1日あたりごみ処理量)	813千トン (1,466g)	647千トン (1,169g)	614千トン (1,107g)
最終処分量	152千トン	111千トン	106千トン

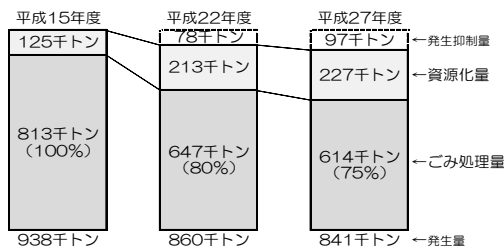


図5 一般廃棄物処理基本計画の減量目標

理する際の処理料金を含めた「有料指定袋制度」を導入した。(可燃物の場合、45リットルの指定袋で72円など) その結果、平成19年度の事業系ごみの処理量は約21.2万トンとなり、前年度の約29.4万トンから約28%もの減量効果が現れた。

③新たな家庭系ごみ対策

次に、家庭系ごみ対策として、平成20年11月から、全市で「指定袋制度(袋の代金に市が処理する際の処理料金を含めない単純指定袋制)」「大型ごみの申告有料収集」を導入し、北区では「容器包装プラスチックの分別収集」も合わせて実施した。その結果、これらの新制度導入後のごみ量は、前年同時期と比較して、家庭系ごみ全体で約16%もの減量効果が現れた。(図6) また、指定袋の使用率も約97%にのぼった。

④容器包装プラスチックの分別効果など

北区で先行実施した容器包装プラスチック

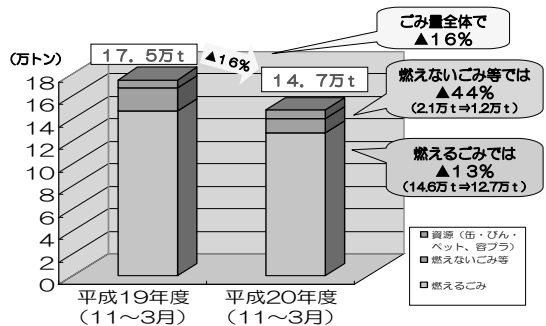


図6 新制度導入後のごみ量の状況
(平成20年11月~21年3月の前年比較)



指定袋の排出状況

の分別収集では、平成20年度（11月～3月）の排出量は約694トンになり、これをCO₂に換算すると約1,920t-CO₂の削減ができた。さらに、この容器包装プラスチックは、不純物の混合割合等で判断される（財）日本容器包装リサイクル協会による品質評価で最高のA判定を受けた。

加えて、新聞紙等の資源集団回収の量も、平成20年度は約6.7万トンとなり、前年度

（約6.3万トン）から約6%増加した。

⑤分別ルールの向上

「指定袋制度」等を実施した後のごみの組成を見ると、「燃えるごみ」に含まれる資源化できるもの（古紙類等）の割合が約28%から約25%へと3ポイント減少するとともに、「燃えないごみ」の排出ルール徹底率が約68%から約78%へと10ポイント向上するなど、分別ルールの向上が確認された。（図7）

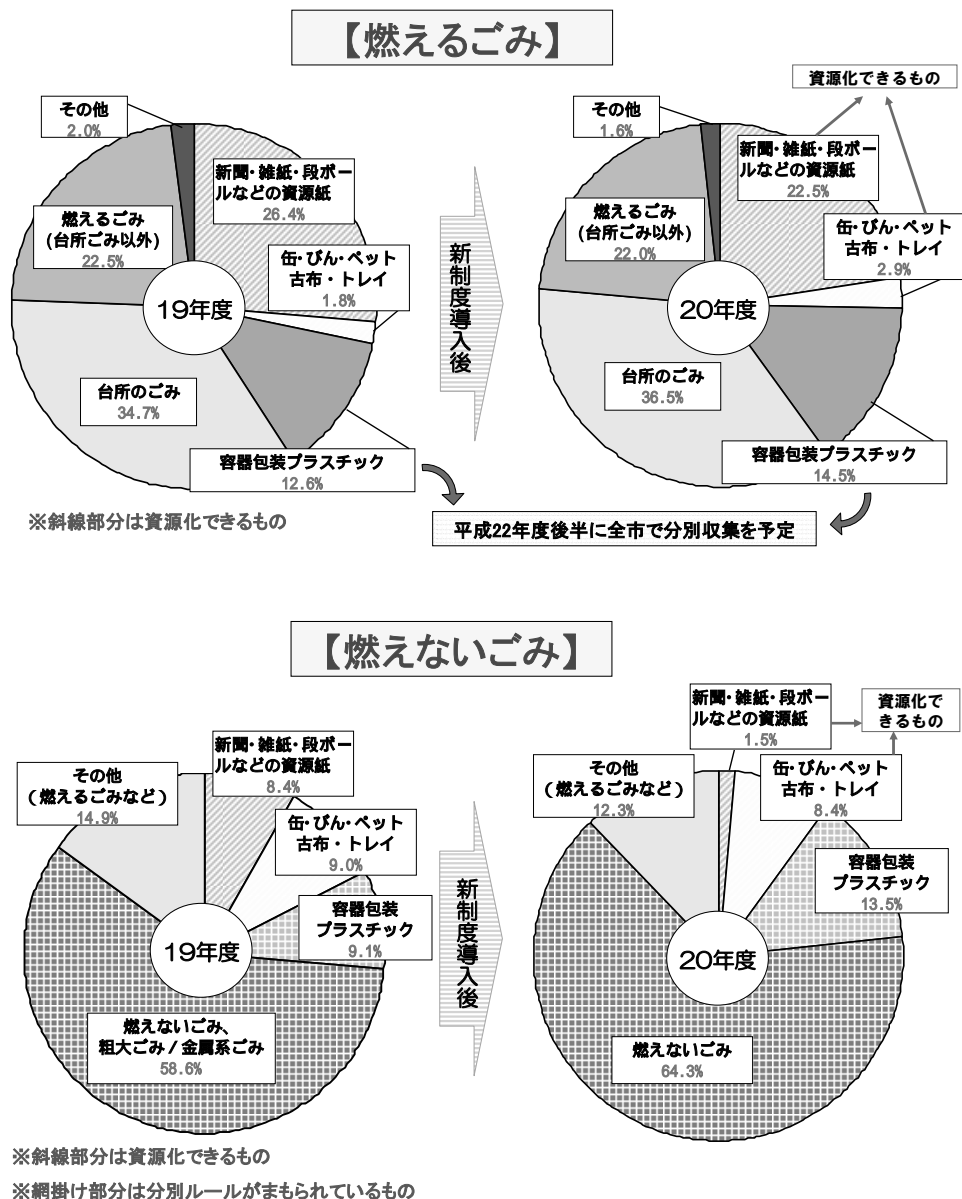


図7 分別ルールの遵守状況

(3) 今後の方向性

このように、昨年11月からスタートした指定袋制度等の新制度は、これまでのところ大きな効果が現れているが、これは、新制度導入に先立ち、市内で約2,500回に及ぶ住民の方々への説明会を開催するなどの啓発活動を頻繁に行い、住民の理解と協力が得られ、住民と一体となって新制度を進めてきたことが大きな要因であると考えている。

これらの経過を踏まえ、今後の施策展開としては、

- ①新制度の減量・資源化効果がリバウンドすることなく、その効果が継続し、さらに進展するよう、地域の実態に応じたよりきめ細かな啓発活動に取り組むこと。
- ②現在北区で先行実施している容器包装プラスチックを速やかに全市で展開すること。
- ③事業系ごみについても、適正排出指導の実施等により、さらなる減量・資源化を進めていくこと。
- ④さらには、現在の一般廃棄物処理基本計画を平成22年度中に改正し、循環型社会の実現にふさわしい新たな減量・資源化目標の設定や、その実現に向けた新たな施策のあり方等を打ち出していくことによって、さらなる減量・資源化に取り組むこと
- ⑤一方、産業廃棄物については、今後とも適正処理・不法投棄の未然防止の徹底を図るとともに、産業廃棄物の3Rの推進に取り組むこと。

などの施策を、総合的に進めていくことが重要であると考えている。

これらの施策を市民・事業者との協働により進めることにより、「資源採取・生産・流通・消費・廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物などの発生抑制や循環資源の利用などの取組により、環境への負荷をで

きるだけ少なくする社会」、即ち『循環型社会』づくりを進めていく。

5. 自然共生社会づくりに向けて

(1) 神戸の自然環境の特性

神戸は、人口150万人を超える大都市でありながら、海と山、水と緑、多様な生物に代表されるように、豊かな自然環境に恵まれている。まず、瀬戸内海国立公園区域に指定される標高931mの六甲山系を中心に、北には丹生山、帝釈山などの山々とともに丘陵地が広がり、六甲山から南側の市街地へは多くの都市河川、西区・北区の田園地帯には明石川等の河川が流れている。一方、須磨から舞子の海岸は、海水浴場など自然とふれあえる場があり、その海は日本有数の海苔やイカナゴなどの豊かな恵みをもたらしてくれる。また、それらの多様な環境のもとに、哺乳類・鳥類・魚類・昆虫類・植物など約6,400種の生きものが神戸の地で命を育んでいる。

このように、山、川、海といった豊かな自然が市街地のすぐ近くに広がり、市民にうるおいや安らぎを与えてくれる豊かな環境、多くの生きものとともに貴重な生態系を育んできた環境は、代々受け継がれてきた神戸の誇るべき財産であり、他都市にはあまり例がない強みであり、ぜひとも次世代に継承していかなければならない。

(2) 生物多様性の危機

近年、生物多様性の危機が指摘されている。生物多様性とは、森や草地、水田、河川、海辺などの地域に固有な自然の中で、多種多様な生きものが互いにつながりを持ちながら生息・生育することをいう。

豊かな生物多様性から、我々は、自然環境のバランスの保持、食料から工業材料等まで

様々な資源の確保，などの恵みを受けている。さらには実利的な恵みだけでなく，我々の心にうるおいや安らぎを与えてくれている。

しかし，近年，開発や乱獲による種の減少・絶滅や生息・生育地の減少，里地里山などの手入れ不足による自然の劣化，外来種の持込による生態系の攪乱，さらには地球温暖化による種の絶滅や生態系の崩壊などが危惧されている。

(3) 今後の方向性

昨年5月に本市で開催されたG8環境大臣会合で「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」が合意され，世界に発信されたことなどを踏まえ，次のような施策展開をすることにより，生物多様性の保全をはじめとする自然共生社会づくりに向けた取組を積極的に進めていく。

①「守りたい神戸の生きもの百選」の選定

本年3月に，市民にわかりやすく親しみやすい事業として，未来の子供たちに継承していきたい生きものシンボルを「守りたい神戸の生きもの百選」として選定・公表した。選定に当たっては，「指標性や地域のシンボル性がある」「保全活動が行われている」「貴重性が高い」「神戸に由来」「親しみやすい」を評価軸として定め，一般市民，小中学校，環境保全団体から生きもの種を公募し，市内の生きもの保全活動団体との意見交換会を参考にしつつ，専門家からなる選定委員会において選定したものである。

【守りたい神戸の生きもの百選】

- ・哺乳類（5種）：コウベモグラ，ニホンリス，スミスネズミ，キツネ，テン
- ・鳥類（14種）：チュウサギ，オシドリ，サシバ，カワセミ，オオルリ，メジロなど
- ・両生類（6種）：カスミサンショウウオ，

アカハライモリ，カジカガエルなど

- ・魚類（6種）：アユ，カワバタモロコ，ドジョウ，ナマズ，メダカなど
- ・昆虫類（23種）：オニヤンマ，ヒグラシ，ヒラタクワガタ，ゲンジボタルなど
- ・植物（40種）：ブナ，オニバス，オミナエシ，エビネ，カンサイタンポポなど
- ・その他：爬虫類（2種），甲殻類（2種），陸産貝類（1種），菌類（1種）

これらの生きものの選定を契機として，多くの市民が神戸にはこんな生きものがあるということに気づき，身近にいる生きものに興味を持って，その生きものが生息・生育する環境そのものを保全する活動につなげていくことを目指していく。

②「神戸版レッドデータブック」の作成

レッドデータブックとは，絶滅が危惧されている野生生物や貴重な群落・自然環境などが絶滅危惧のカテゴリー区分を付して掲載された本の総称である。これまでレッドデータブックは，主に国や県レベルで整備されてきたが，今年度，市レベルで作成することとし，アセスメントでの審査・指導や掲載された種の具体的な保全対策の検討などに活用していく。

③「生物多様性神戸戦略」の策定

昨年6月に「生物多様性基本法」が公布・施行され，地域の生物多様性保全に関する基本的な計画である「生物多様性地域戦略」を策定することが自治体の努力義務とされた。

本市としては，G8環境大臣会合で合意された「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」を具体化するためにも，「守りたい神戸の生きもの百選」や「神戸版レッドデータブック」等の成果も踏まえ，来年10月に名古屋市で開催予定の国連の生物多様性条約締約国会議（COP10）に先立ち平成22年度を目途に，「生物多様性神戸戦略」を策定し，市



絶滅が危惧されているカワバタモロコ

内の生物多様性を保全するための戦略を講じていく。

これらの施策に加えて、動植物データベースの見直しや、生物多様性保全のモデル事業としてカワバタモロコの保全推進事業に取り組むなど、生物多様性が適切に保たれるための各種施策を体系的に講じていくとともに、農林水産業を含む社会経済活動が自然に調和したものとなるよう努めることや、様々な自然とのふれあいの場や機会を確保していくことにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会、即ち「自然共生社会」づくりを進めていく。

6. 実現に向けての枠組みづくり

これまで述べた目指すべき3つの社会、即ち「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」は、それぞれが単独で存在するわけではなく、例えば、地球温暖化により生物多様性が影響を受けたり、反対に3Rの推進により地球温暖化対策に貢献するなど、相互に密接に関連している。従って、今後の環境行政は、3つの社会づくりをそれぞれ進めていくとともに、それぞれの社会の側面の相互関係を踏まえ、その統合的な取組を展開していくことが必要である。そのため、現在、次のような枠組みづくりを進めている。

(1) 「環境基本計画」の改正

環境基本計画とは、神戸市民の環境をまもる条例に基づき策定する環境の最上位計画である。現行計画は平成14年3月に改正したものであるが、G8環境大臣会合の成果やグリーンニューディール政策、また次世代自動車に代表される環境関連技術の進展等、環境を取り巻く状況の大きな変化に対応するため、平成22年度中に改正すべく、現在作業を進めている。

改正に当たっての視点としては、

- ①計画の推進のためには、何より市民・事業者等との協働・参画が不可欠であることから、『全ての主体の自主的・積極的な協働と参画』のもとに、
- ②大気汚染・騒音・水質汚濁等のいわゆる公害から市民の生活環境や健康を守ることが極めて重要であることから、『安全・安心な地域環境を確保』したうえで、
- ③『低炭素社会』『循環型社会』『自然共生社会』それぞれの社会の実現とともに、その

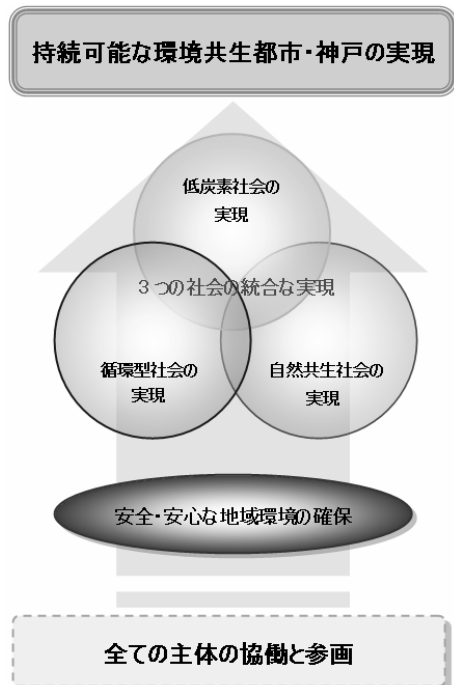


図8 環境基本計画の改正の視点

統合的な取組を展開していくための基本目標や施策大綱といった大枠を定めていく。
(図 8)

(2) 「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」づくりを目指した個別計画の策定

3つの社会づくりについては、環境基本計画で構想した基本目標や施策大綱に基づき、それぞれの実効性を確保するため、

- ①低炭素社会づくりを目指した「地球温暖化防止実行計画」
 - ②循環型社会づくりを目指した「一般廃棄物処理基本計画」
 - ③自然共生社会づくりを目指した「生物多様性神戸戦略」
- を策定・改正し、取組を強化していく。

さらに、基本計画のもとに、実施計画として「自動車対策行動計画」等を年度毎に定め、着実に実行していく。このように、全体として実効性と機動性のある計画群としていく。
(図 9)

おわりに

人間活動から生ずる CO₂ や廃棄物などの環境負荷が環境の容量を超え、その影響が地球規模にまで拡大した結果、地球の生態系の精妙な均衡が崩れつつある。それは、地球温暖化の危機、健全な物質循環の危機、生態系の危機、といった形で表面化しつつある。

このような状況下で昨年5月に本市で開催されたG 8 環境大臣会合の結果、「神戸イニシアティブ」「神戸 3 R 行動計画」「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」として、神戸から世界に向けて発信された。

大きな政策の転換期にある現在、これからの神戸の環境行政は、それぞれ『神戸』という冠詞がつけられたこれらのメッセージにふさわしいものとなるよう、市民・事業者・市が手を携えて、将来にわたって健全で恵み豊かな神戸の環境を将来世代へ継承できるよう、新たな仕組みづくりを、今を生きる我々の世代が仕掛けていかねばならないと考えている。

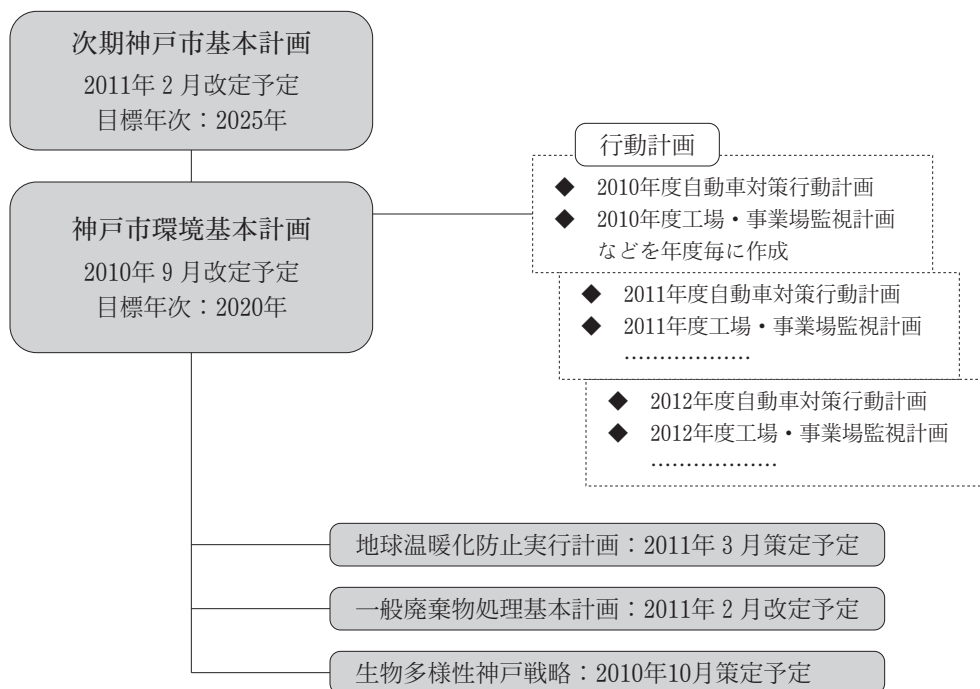


図 9 環境基本計画と個別計画の枠組み

神戸市の最新のプロジェクトや施策を網羅

主要プロジェクト

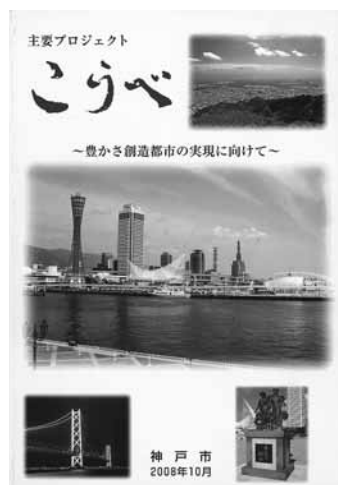
こうべ

～豊かさ創造都市の実現に向けて～

全ページカラー印刷 A 5 版 258ページ

定 価 冊 子 1,000円 (税込)

CD 版 1,000円 (税込)*



主要プロジェクト「こうべ」は、神戸市の最新の施策・プロジェクトをコンパクトに網羅し、市政の新事業・方向を知ることが出来る冊子です。また、今回から本書をより有効に活用していただくため、新たにCD版もあわせて販売いたします。

内 容

第1章 グラフで語る神戸の動き ～人口・経済・財政～

第2章 これからの神戸づくり ～総合基本計画と新たなビジョン(中期計画)・
行政経営方針・「デザイン都市・神戸」の推進～

第3章 主要プロジェクトの動向 ～新規事業・主要施策～

第4章 市民が主役のまちづくり ～協働と参画の事例紹介～

資料編 事業・統計のデータ集

* 冊子購入者は257ページ裏面にある「2008CD」の紙片を葉書に貼付し、下記文書館宛へお申込み頂ければ特別販売価格500円(税込)で購入できます。但し、数に限りがありますので事前に電話での在庫確認をお願いします。(☎ 078-232-3437)

内容お問合せはー

神戸市文書館

☎651-0056 神戸市中央区熊内町1-8-21 ☎078(232)3437 Fax078(232)3840

購入お申込みはー

田中印刷出版(株)内 みるめ書房

☎657-0845 神戸市灘区岩屋中町3-1-4 ☎078(871)0551 Fax078(871)0554

神戸市内主要書店にても発売中

大都市財政と三部経済制

神戸市代表監査委員 近谷 衛 一

1 三部経済制の誕生

三部経済制という制度は、多くの市民はもちろん、市職員にとっても、聞き慣れない言葉であるが、戦前的大都市財政にとって、極めて重要な制度であった。

明治14年12月、「東京府、京都府、大阪府、神奈川県区部規則」が布告された。三部経済制の法令根拠であるが、12年に東京府は、「地方税規則」（明治11年）に基づいて、制度を発足させ、大阪府も13年には創設している。

東京府などの三部経済制を見て、愛知・兵庫県においても、三部経済制の導入を求めて、運動が展開された。当時、神戸地区の重要事業は、兵庫県が行い。神戸市はなく、神戸区で日常的事務事業をこなしていた。

したがって県行財政の動向は、直ちに神戸地区に大きな影響を及ぼすことになる。

神戸区は、直接建白書をもって、貿易港として5港の上位にあること、戸数2万戸以上で、独立経済の力を有すること、区民の要望だけでなく、県会においても、分離の必要性を認めているとして、内務省に上申し、区長自ら上京し、奔走した。

その結果、兵庫県・愛知県は14年に、広島県は遅れて21年に三部経済制の認可を、政府から受けている。

三部経済制とは、要するに当該府県の財政を、市部の市部経済、郡部の郡部経済、そして共通の連帯経済の3つに区分して、運営する制度である。

どうしてこのような複雑なシステムを、創設したかであるが、当時、同一府県でも、市部である大都市と、郡部である農村部とでは、

経済社会的に大きな相違があった。

府県財政で、一体的処理をすると、都市にあわすと、郡部の負担は重く、郡部に合わすと、都市整備の財源が、調達できないという不都合があった。

しかし、政治的には東京・大阪府以外は、市部議員は少なく、市部の重い府県税を課税し、郡部の施設整備に充当される恐れがあった。ちなみに兵庫県会発足当時の神戸地区の県会議員は72名中、たった2人に過ぎず、神戸への負担転嫁と、なりかねない情勢であった。

2 三部経済制の発達

三部経済制は、明治期の大都市財政に、大きく貢献したといえる。要するに神戸地区から徴収される、県税は100%が、神戸地区に還元されるシステムになっていたので、明治22年以前の神戸財政にとっては、かけがえない特例措置であった。

日常業務を賄うのみの神戸区予算では、都市基盤整備の財政力はない。新興貿易都市に必要な土木事業でも、神戸区の単独事業としては、貿易五厘金（関税の他に貿易商人から売買額1円につき5厘、すなわち0.5%を徴収する制度、兵庫県が管理していたが、18年に廃止）といった、インフォーマルな負担金によって、事業を展開している。

五厘金は、いわば租税制度では不可能な、都市税制を変則的負担金制度での、財源調達方式であった。しかし、正式の地方税制度では、明治22年以前は、府県税のみで区税などはなかった。22年に市制町村制が施行され、

神戸市制となり、神戸市が誕生しても、都市税制が強化されたわけでない。

大正8年の都市計画法でも、特別税はなく、受益者負担制が、認められたのみであった。これは都市整備の財源は、不足したままであった。このような制度不備のもとで、三部経済制は、大都市財政の窮地を救済した。

即ち兵庫県における県税において、市部である神戸市は、郡部に比較して、2割程度賦課率が、低い状況であった。そのため神戸市は、市税の国税・県税付加税率を引き上げ、都市財源を確保したのである。

さらに三部経済制の大都市においては、市が県税を、同時に徴収し、県税分を県分賦金として、納入する「分賦金制度」が採用されていた。この制度は、明治33年度以降、京都府市、兵庫県・神戸市、神奈川県・横浜市、広島県市で、三部経済制が、廃止されるまで続けられ、大阪府においても、明治33～38年度まで、採用されていた。

この方式では、年度当初に分賦金額が、決定されていたが、自然増収分は、神戸市の歩留まりとして、財源を市財源として留保できる、「うまみ」があった。

3 三部経済制の廃止

明治～昭和と、経済・社会が発展すると、三部経済制の根拠である、大都市と郡部の地域格差は、少なくなっていた。

府県内で、大都市以外の都市の発達がみられた。一方、大都市は周辺町村を合併して、府県内での、比重が高まっていった。さらに府県行政の充実によって、連帯経済の比率が、膨張していった。

ことに土木事業などにおいて、多くの事業が、連帯経済化されていった。その背景には、郡部経済の貧困性、すなわち都市・農村の財政力格差・負担不均衡が、広がっていた。昭和期になると、府県の自治体としての制度も整備され、府県財政の統一が、府県自治・町

村救済のために、提唱されるようになった。

このような変化をふまえて、三部経済制は、大阪市が市域大拡張をした大阪府で、大正14年廃止され、6年4月に京都府・広島県で廃止され、7年10月、市域大拡張を完了した東京市が、同年に三部経済制廃止に踏み切っているが、多分に三部経済制廃止との交換条件ともいえる廃止である。

兵庫県・愛知県が最後まで残り、昭和15年改革の地方分与税実施のために、三部経済制は、障害となるので、内務省から引導を渡される形で、廃止となっている。

ちなみに兵庫県県会議員数は、59人のうち、神戸市選出議員は、18人に過ぎず、県財政運営において、郡部優遇の措置がとられる恐れが十分にあった。三部経済制は、このような県財政内部の市郡財源調整における、政治的防波堤の役割を果たしていたのである。

廃止において各府県で、最も問題となったのは、市部の負担増加であった。兵庫県では、神戸市の県税負担増加は、187.5万円で、503.3万円の37.25%増加である。また負債残高は市部債1,000万円、郡部債7,000万円もあり、将来にわたって、実質的には、市部経済の負担となる。

ただ激変緩和をめぐって、兵庫県は県費2,500万円をもって、神戸市内の中学校・防空施設の整備、道路建設の促進、神戸市事業への県費補助、阪神上水道への助成を講じることとしたが、16年度以降の戦時財政のため、大部分は空手形に終わった。

三部経済制という、歪められた制度は、大都市特別税財政の欠如がもたらした奇形的制度であった。このような姑息な制度によってしか、都市財源の調達が出来なかった、都市制度の悲劇の産物であった。戦前、大都市特例として、「特別市」をめざしたが、結果は東京都という、官治的制度の創設で、終止符をうたれている。

■ 広域地方計画

広域地方計画は、平成21年7月に閣議決定された「国土形成計画（全国計画）」を受け、複数の都府県にまたがる広域ブロックの自立的発展に向け、概ね10年間の地域のランドデザインをとりまとめたもので、平成21年8月4日に国土交通大臣により決定された。

わが国の国土計画は、国土総合開発法に基づく全国総合開発計画（以下「全総」という。）を中心に展開され、平成10年の「21世紀の国土のランドデザイン」まで5次にわたり、国土政策の基本的な方向を示し、工場の地方分散や地域間の所得格差の縮小などの成果をあげてきた。しかし、人口減少など日本を取り巻く状況が大きく変化していることを受け、平成17年に国土総合開発法を全面改正し、「国土形成計画法」と改め、新しい時代の潮流をふまえ、成熟型社会に対応した国土形成計画を策定することとなった。

国土形成計画は、国土の利用、整備、保全を推進するための総合かつ基本的な計画で、「全国計画」と広域ブロックごとに策定する「広域地方計画」の2層構造となっている。

全国計画では、新しい国土像「多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成」を実現するため、東アジアとの円滑な交流・連携、美しい国土の管理と継承など5つの戦略的目標を掲げ、産業、文化及び観光、交通・情報通信体系、防災、『新たな公』による地域づくりなどの8

つの分野別施策の基本的方向を示している。

「広域地方計画」は、広域ブロックの特色に応じた施策展開を図り、自立的に発展する圏域の形成を目指し、北海道と沖縄県を除く全国を8つに分けて、策定が行われている。

近畿圏では、神戸市など4政令市長や12府県知事、経済団体、国の支分部局の代表らで構成する近畿圏広域地方計画協議会を平成20年8月に発足し、検討を進め、市町村提案の募集やパブリックコメントなどの意見募集をふまえ、国土交通大臣により決定された。

近畿圏広域地方計画は、概ね10年後の近畿圏の目指す姿と目指す姿を実現するための戦略及び主要プロジェクトで構成されている。主要プロジェクトには、才能ある人材が集まる拠点づくりを目指す「次世代産業を創造する『知の拠点』プロジェクト」や、各大都市がそれぞれの有する個性や強みを活かし賑わい機能を確保・強化する「関西を牽引する賑わい創出プロジェクト」など11のプロジェクトが挙げられている。

神戸市の取り組みでは、医療産業都市構想や神戸港におけるスーパー中核港湾の整備、デザイン都市・神戸の推進などが位置づけられており、これらのプロジェクトに取り組むことで、圏域全体の国際競争力の強化や賑わいの創出などに貢献できるものと考えており、今後も国や関係機関との適正な役割分担のもと連携を図りながら、計画の実現に向けて取り組んでいく予定である。

■ 公文書の管理と公文書管理法

公文書等の管理に関する法律（以下公文書管理法）が、平成21年7月1日に公布された。公文書等の管理をめぐる議論は、平成19年12月14日に内閣に「行政文書・公文書等の管理・保存に関する関係省庁連絡会議」が設置された頃より本格化している。平成20年2月末に新たに就任した公文書管理担当大臣のもと「公文書管理の在り方等に関する有識者会議」が設置され、有識者会議でのさまざまな検討・議論を経たのち、10月16日に最終報告「時を貫く記録としての公文書管理の在り方」として最終報告がとりまとめられた。その後、平成21年3月3日に「公文書等の管理に関する法律案」が閣議決定され国会に提出されている。

法律の制定経過の背景には、国におけるいくつかの社会的問題が指摘されている。年金の記録漏れ、葉書肝炎問題などでの文書管理の不備、さらに一部省庁での審議会議事録の不作成などである。また、国立公文書館が独立行政法人化してからの急激な文書移管の低減も法律制定の必要性と言われていた。

公文書管理法の目的は、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存、利用によって行政の適切かつ効率的な運営を図ること、国や独立行政法人等の活動について現在及び将来の国民への説明責任を果たすこととされている。このことは公文書等が政府の活動や歴史的事実の正確な記録であり、国民共有の知的資源であると考えられているからこそ可能となる。またこれを国民の利用に供することは民主主義の原点でもある。過去及び現在の記録を十全に管理し・保存し後世の世代に伝えていくことは、過去・現在・未来をつなぐ国の重要な責務でもある。有識者会議の最終報告が「時を貫く記録としての公文書」と位置つけたのもうなずける。公文書等を国民が正確な情報に自由にアクセスし、それに基づき正確な判断を行い、主権を行使するための民主主義の根

幹をなす基本的インフラと考えるならば、公文書等を作成→保存→移管→利用の全段階を通じて統一的に管理することが課題であった。

公文書管理法のポイントは①文書作成基準、保存期間基準、管理簿の記載事項などの管理ルールを定めたこと②移管か廃棄かの事前設定、歴史資料として重要な行政文書の移管などのレコードスケジュールの導入を求めたこと③府省内の管理状況の報告の義務づけ、内閣府による実地調査制度・勧告制度の新設などのコンプライアンスの確保④公文書管理委員会の新設による外部有識者の知見の活用、国立公文書館の機能強化⑤利用請求権、デジタルアーカイブ化の推進、独立行政法人文書の国立公文書館への移管などによる歴史公文書等の利用促進などである。

公文書管理法の施行は、公布の日から起算して2年以内とされている。その間に関係法令の整備などの準備が行なわれるが、この法律は直接的には国の公文書の取扱について定めたものである。地方公共団体の文書管理については「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に關して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない」と述べられている。これを受けた地方自治体の対応が注目されるが、公文書が時を貫く歴史の証人であるならば、国の文書であろうと地方の文書であろうと国民（住民）から求められるものにはかわりはない。政令指定都市のなかでは神戸市と同じく、公文書館をもたない札幌市において、平成20年10月から公文書館基本構想検討委員会が立ち上げられ、平成21年5月に公文書館新設にむけた提言が行なわれている。今後、各地方自治体でのハード面、ソフト面の充実に課題となってくる。最後に公文書管理において重要な役割をになうであろう文書管理の専門家（アーキビスト）の育成及び配置が不可欠であることも忘れてはならない。

■臓器移植法改正

脳死を「人の死」とすることを前提に臓器提供の年齢制限を撤廃する改正臓器移植法（A案）が平成21年7月13日で成立した。

臓器移植法は、平成9年に施行されたが、脳死からの臓器提供には、本人があらかじめ臓器提供の意思を書面で示し、家族も拒まないことが必要で、15歳未満からの提供は禁止されていた。その結果、書面による意思表示は進まず、脳死からの臓器提供は12年間で81例にとどまっていた。また、世界保健機構が渡航移植を規制する動きを見せたことも、改正論議が高まるきっかけの一つとなった。

今回の改正案の特徴の第一は、現行法が、本人に臓器提供の意思がある場合のみ脳死を「人の死」と位置づけるのに対し、改正法は、脳死を「人の死」とする考え方を前提に作られている点である。特徴の第二は、現行法が臓器提供の条件として本人の意思と家族の同意が必要なのに対し、改正法は、本人があらかじめ拒否の意思表示をしていた場合を除き、家族の同意で提供出来るようになった点である。特徴の第三は、子どもからの臓器提供に関し、現行法が15歳未満は禁止しているのに対し、改正法は、年齢制限がない点である。また、第四に、現

行法にない、親族へ臓器を優先して提供知る規定も盛り込まれた点である。

今回の改正により、現行法ではできなかった脳死の子どもからの臓器移植が可能となり、心臓などの移植を行えるのは海外へ渡るしかなかった子供達や親の持ち望んだ改正であった反面、次のような問題点も指摘されている。第一は、「脳死は人の死」が、前提とされていることである。審議では、臓器移植の際に限るとされたが、改正法にそれを明文化した規定はなく、この定義が移植を離れて独り歩きし、終末医療の現場などに混乱招くおそれはないかとの危惧も示されている。第二に、提供するかどうか判断を委ねられた家族に、心理的圧力が及ばないようにする必要がある点である。第三に、子どもの移植には、大人と違う脳死判定への配慮や、虐待を見分けることができるかという点があることである。また、第四に、現行法にはない、親族へ臓器を優先して提供できる規定は、臓器移植の公平性の観点から、問題があるのではないかと指摘されている点である。

今後、様々な問題点に留意しながら、移植医療を進める必要がある。なお、施行は、公布から1年後とされている。

■統計法の改正

戦後まもない昭和22年に成立した統計法が60年ぶりに抜本的に改められ、平成21年4月1日から、新たな統計法が全面施行された。統計法の目的は、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とするものである。今回の改正は、産業構造の変化（第3次産業のウェイトの上昇等）、調査環境の変化（調査対象者のプライバシー意識の高まり等）、情報処理技術の発達による統計情報への新たなニーズなどの社会経済情勢の変化によるものである。

新統計法のポイントとしては以下の4点がある。

(1) 公的統計の体系的・計画的整備の推進

新統計法では統計調査により作成される統計（調査統計）のほか、業務データを集計することにより作成される統計（業務統計）や他の統計の結果を加工することにより作成される統計（加工統計）を含め、公的機関が作成する統計を広く対象としている。

- ・業務統計及び加工統計を含め、国勢調査によって作成される国勢統計、国民経済計算（SNA）などの行政機関が作成する重要な統計を基幹統計として位置づけ、体系的整備を図った。
- ・公的統計の総合的かつ計画的な整備を政府全体で進めるため、閣議決定によって基本計画を定める。

(2) 統計データの有効利用の促進

従来、基本的に民間では、行政機関が作成・公表した

既定の集計表のみ利用していたが、新統計法では、学術研究や高等教育目的で、国の行政機関等から、オーダーメイドで集計された統計の提供を受けたり、匿名データ（統計調査によって集められた情報を個人や企業が特定できない形に加工したもの）の提供を受けて統計の作成に用いることができる新たな統計データの利用制度を整備した。この制度により、国民や企業の秘密を保護した上で、統計データの多様で高度な利用が広がる。

(3) 統計調査の対象者の秘密保護の強化

統計調査によって集められた情報などを統計の作成に関連する目的以外に利用・提供した者や、守秘義務規定に違反した者に対する罰則を整備強化した。また、国勢調査などの基幹統計調査について、その調査と紛らわしい表示や説明をして情報を得る行為（いわゆる「かたり調査」）を明確に禁止する規定を設けた。

(4) 統計委員会の設置

基本計画の案や基幹統計などに関する調査審議を行なうとともに、関係大臣に必要な意見を述べることで、公的統計において重要な役割を果たす専門的かつ中立公正な調査審議機関である統計委員会が内閣府に設置された。これらにより、公的統計の位置づけが「行政のための統計」から「社会情報基盤としての統計」へと転換されることが期待されている。

■ 住民基本台帳法の改正

住民基本台帳法（昭和45年法律第81号）の一部を改正する法律（以下「改正住民法」という。）が、平成21年7月8日に成立、7月15日に公布された。

外国人登録法が廃止されることに伴い、適法に在留する外国人住民の利便の増進及び市町村等の行政の合理化を目的として、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加え、日本人と同様に市町村等の住民基本台帳に記載をしようとするものである。転出、転入の届出や職権により外国人住民に係る住民票の作成、修正等を行い、外国人住民に関する事務処理の基礎とし、住所変更等に伴う住民行政に関する手続きのワンストップ化（届出の簡素化）が図られることになる。

外国人住民に係る住民票を作成する対象者は、「出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）の一部を改正する等の法律（以下「入管法等改正法」という。）」（平成21年7月15日公布）に定める在留カード交付対象者（3月を超える中長期在留者）及び特別永住者等である。

外国人住民に係る住民票の記載事項は、氏名、住所等のほか、外国人特有の事項である「国籍」、在留カードに記載されている「在留資格」「在留期間」等を記載する。

また、在留資格の変更、在留期間の更新により修正等が必要な場合には、法務大臣から市町村長へ通知することになっている。

外国人住民に係る住民票を作成することで、外国人と日本人で構成する一の世帯（複数国籍世帯）の正確な把握ができ、閲覧制度、記載事項証明書交付制度、市町村長の調査権や職権による住民票の記載の修正、住民基本台帳ネットワークシステム、住民基本台帳カードに係る規定についても、日本人と同様に外国人住民にも適用されることになる。施行日は、入管法等改正法の施行日（公布の日から3年以内の政令で定める日）。

また、住民基本台帳カード（以下「住基カード」という。）の交付を受けた者が他の市町村へ住所を移した場合でも、引き続き住基カードを使用できるようになる。

現行住民法では、住基カードの交付を受けた者が他の市町村へ住所を移した場合、住基カードは交付した市町村へ返納する義務が定められており、改めて転入市町村で住基カードの交付申請手続きが必要である。

改正住民法では、転入市町村長に対し住基カードを提出し新住所を裏書することで継続使用が可能になり、住民サービスの利便に供することになる。施行日は、公布の日から3年以内の政令で定める日。

■ 経済財政白書－雇用・所得問題－

内閣府が7月24日に副題を「危機の克服と持続的回復への展望」とした2009年度の経済財政白書（正式名：年次経済財政報告）を公表した。全3章のうち、第1章「急速な景気後退に陥った日本経済」と第2章「金融危機と日本経済」の2章分で世界同時不況を検証。第3章「雇用・社会保障と家計行動」では格差拡大に焦点を当て、その要因について分析。これまでも格差拡大化があることが取り上げられたが、今回の白書では、「非正規労働者の増加が労働所得の格差拡大の主因となっている」と明記されるなど、雇用・所得問題が大きくクローズアップされたのが特徴。まず、2008年9月のリーマン・ショックははさんだ急速な景気後退に陥った日本経済の状況を振り返り、「速さ」と「深さ」がこれまでにないレベルで進み、「長さ」も過去の平均程度に達したとそのメカニズムを改めて整理。今後は、躍動するアジアを始め世界の再成長の果実を如何に国内に取り込み、内需と外需の「双発エンジン」により牽引される新たな持続的成長プロセスが一刻も早く始動されることを期待。次に、内外における金融危機の歴史的経験を踏まえ、今回の金融危機の影響や波及の特徴をまとめた上で、「危機後」の日本経済が中期的に取り組むべき課題を整理。さらに、今回の景気悪化の過程では、雇用全体に占める非正規雇員の割合が1984年の15%から、足元（2009年1～3月期）では33%まで上昇。また企業がリストラをせずに社内に保蔵している企業内失業者（潜在的失業者）は、同期で最大607万人と、比較可能な1980年代以降で最大。正規雇員と非正規雇員の所得格差は、2002年から2007年までの「景気回復が続かなかで、非正規雇員の給与水準がある程度高まった」ため、緩やかになったが、2007年

の男性正規雇員（女性正規雇員）の平均年収は577万円（385万円）で、非正規雇員の325万円（228万円）の1.8倍（1.7倍）、正規雇員との生涯所得の差も約2.5倍。このように非正規雇員の増大などの雇用不安や格差に対する懸念が、リーマン・ショック後の雇用情勢の悪化で鮮明になり、大きな社会問題となったと指摘。そこで白書では雇用の非正規化が労働市場や家計に及ぼした影響、所得格差の動向とその要因、家計を取り巻く不確実性と個人消費との関係などについて検証。具体的には、経済の収縮による悪影響が非正規雇員等にしわ寄せされる形で顕在化したことを確認。その上で「就業形態の多様化は、失業を低下させる要因ともなる」「非正規雇用が増えたのはここ数年の現象ではない」「非正規雇用が多様な就労ニーズの受け皿として機能した面がある」「厳しい雇用保護規制は非正規雇用比率を高め、平均失業期間を長期化させる効果がある」「失業の増大こそが格差拡大の原因であり、景気回復が最大の格差対策である」と分析。「所得再分配の観点からも、真剣に議論していく必要がある」とし、現在のような公的年金中心の社会保障や税制による再配分制度では現役世代の格差は正に限界があるとし、「給付付き税額控除」の導入などセーフティネットの充実が急務であるなど改めて強調している。また、社会保障制度に対する国民の信頼を確保することが、過剰な貯蓄を減らし、個人消費の下支えに寄与することも示されている。このように、今回の白書では、危機の克服と持続的回復を展望するに当たって、いくつかの重要なメッセージが示されており、同白書の公表により、日本の経済と財政に対する認識が深まり、日本経済が抱える課題の解決に貢献することが期待されている。

■消費者庁創設

これまで日本の消費者行政を所管する官庁は、内閣府、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、金融庁などおよそ10府省庁も存在する。そのうち内閣府は、基本的な政策の企画・立案を担っているが、各省庁への指導権限は与えられていない。また関連する事案が複数の官庁にまたがることも多い。このため、監督官庁間の情報共有や連携の遅れなど縦割りの弊害が指摘されてきた。

そこで、当時の福田総理大臣は、平成20年2月から有識者11名で構成される消費者行政推進会議を開催し、内閣官房消費者行政一元化準備室を設置し、6月には取りまとめを発表、基本計画を決定した。そして9月に国会に提出された消費者庁関連3法案である消費者庁及び消費者委員会設置法、消費者安全法等においては、政府案を一部修正の上、平成21年4月17日に衆議院で、5月29日に参議院においてそれぞれ全会一致で可決・成立した。そして3ヶ月の準備期間を経て9月1日に消費者庁が創設された。

消費者庁創設の意義は、これまでの各省庁縦割りの下で、産業振興に付随する形で推進されてきた消費者行政の仕組みを転換し、消費者の利益を第一に考えて行動する全く新しい原理に基づく組織を作ることであり、これは環境庁設立以来、約40年ぶりの大改革と位置付けることができる。そして、消費者の利益の擁護及び増進を任務とし、消費者を主役とする政府の舵取り役となる消費者庁を設置することによって、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を

営むことができる社会の実現に向けた取り組みを強化できることにある。

消費者庁は、内閣府の外局に設置され、政府全体の消費者行政の司令塔として、強力な権限を有する行政機関として役割を果たしていくこととなり、具体的には、消費者に身近な問題を取り扱う法律を所管し、①消費者に関わる情報の一元的集約・分析②消費者被害の未然防止の体制強化③消費者被害が生じた場合の被害の拡大防止④被害者救済の体制の整備などに取り組んでいくこととなっている。

また、消費者の声が届く透明性の高い仕組みとして、消費者庁と同格と位置づけられる「消費者委員会」が内閣府に設置された。消費者委員会は、委員10人以内で構成され、内閣総理大臣に対する勧告や消費者庁を含め各省庁に対する建議等を行うことができ、消費者行政全般に対する監視機能を有する独立性の高い機関となっている。

消費者の安全・安心を確保するためには、国に組織ができるだけでは十分ではなく、地方の現場における消費者行政の強化が不可欠であり、地方の消費者行政を支援するため、消費者安全法において、苦情相談やあっせんなどの実施等地方公共団体の果たすべき役割や国の支援などを規定している。財政的には、国から合計260億円の交付金を配分して都道府県に基金を造成し、消費生活センターの設置・拡充、相談員のレベルアップなどに取り組む地方公共団体を支援している。

■総務省サイバークリーンセンター

近年、インターネットにおける脅威となっているのが、感染すると、コンピュータが操られ「迷惑メールの大量配信」、「特定サイトの攻撃」をはじめ、コンピュータ内の情報が盗まれるなど深刻な被害をもたらすボット(BOT)ウイルスである。これは、コンピュータが操られる動作が、ロボット(Robot)に似ていることから、この様に呼ばれている。

このボットウイルスに感染したコンピュータは、悪意を持った者が用意した指令サーバなどに自動的に接続され、数十～数百万台のボット・ウイルス感染コンピュータを従えた「ボットネットワーク」と言われる巨大なネットワークを形成する。

また、このボット・ウイルスは、非常に種類が多く、従来のコンピュータウイルスの駆除手法による対応が困難となってきており、ユーザー自身が攻撃や感染の事実を把握できないといった深刻な状況になっている。

このような状況において、安全なインターネット環境を実現するためには、ボット・ウイルスの攻撃・感染を効率的かつ安全に把握し、感染ユーザーに対策手法を提示することで、ボットの駆除を促す活動が必要であると考えられてきた。

サイバークリーンセンターは、このボット・ウイルスの特徴を解析するとともに、ユーザーのコンピュータから、ボット・ウイルスを駆除するのに必要な情報を提供する活動やインターネットサービスプロバイダ)の協力により、ボット・ウイルスに感染しているユーザーに、ボットの駆除や再感染防止を促すプロジェクトの中核を担うとともに、関係機関及びインターネットプロバイダ、ボット対策情報作成者

などと連携して対応する活動を目的としている。

サイバークリーンセンターの活動方針や活動内容については、総合的な観点から検討を行う運営委員会の下に、実務内容に応じた以下に示す3つのグループ体制が運用されている。

- (1) ボット対策システムグループでは、「ボット収集システム」の運用を行い、インターネットプロバイダを通じた感染ユーザーへの注意喚起及びボット対策情報の提供やボットなどのウイルスの最新動向の調査を行っている。
- (2) ボットプログラム解析グループでは、ボット収集システムによって得られたボットプログラムの調査、解析を行うとともに、有効でかつ効率的な解析手法などの検討や解析によって得た情報をもとにボット対策情報作成者と連携した対策技術の開発も行っている。
- (3) ボット感染予防推進グループでは、広く一般ユーザーにおけるボット感染予防策の強化及び再発防止を行う、具体的には、セキュリティベンダ(製造元、製造供給元)と連携して取り組みを進めるため、セキュリティベンダに対して、このプロジェクトで収集したボットウイルスを、検体として提供し、各社の対策ソフトのパターンファイルに反映させて、最新のものに更新することで、ボットを検出・駆除することができるようになり、セキュリティ対策の向上を行うことができる。

この様に、サイバークリーンセンターは、ユーザーのパソコンなどにおけるボット・ウイルス感染予防を推進する幅広い活動を行っている。

■ 文部科学省「低炭素社会づくり行動計画・研究開発戦略」

文部科学省は、低炭素社会の実現を目指す行動計画と研究開発戦略をまとめて公表した。教育現場での環境に対する意識改革と、人文社会科学の知見も活用した社会システムの変革を重視しているのが、特徴となっている。

この行動計画は、①環境の変化を精度よく把握する地球観測、②予測される環境変化への適応策、③二酸化炭素(CO₂)排出削減策の研究開発に加え、④日本の優れた環境科学技術の活用による科学技術外交の重要性を挙げるとともに、これら4つを関連させ、同時進行させる研究開発を展開するとしている。

行動計画では、児童生徒が環境についての理解を深め、環境を大切に、環境の保全に配慮した行動が取れるようにするための教育活動を重視している。通常の授業科目における環境教育に加え、原子力・エネルギー教育の推進を挙げ、さらに自然の中での長期宿泊体験事業(農山漁村におけるふるさと生活体験推進校)など体験活動の取り組み推進も盛り込んでいる。

学校自体を環境に考慮した施設にすることも柱の一つにしており、国庫補助により太陽光発電の導入を推進し、現在の10倍の公立小中学校施設に早急に太陽光発電を設置することを目指す具体的目標を掲げている。

また、研究開発戦略では、「低炭素社会づくり研究開発戦略本部」を設置し、その戦略として、①自然科学に加え、人文科学・社会科学の知見を最大限に活用し、産業構造、社会構造、生活様式、技術体系の相互連関や相乗効果の検討を行い、社会システムの改革や研究開発の方向性を提示するとともに、技術的対応や適応方策など、将来に向けた具体的な社会シナリオを研究する戦略的社会シナリオ研究の実施、②CO₂排出量削減のための技術研究開

発の計画立案や評価のため、新たな環境対策技術と他の技術、さらには適応策や社会システムとの関係に関する技術的検証の実施、③2030年頃のCO₂排出量を大幅に削減しうる先進的技術の開発として、効率性や経済性を飛躍的に高める技術や現在基礎的段階にある技術の実用化を目指した先進的な技術開発の推進、④2050年までの温室効果ガス、とりわけCO₂の排出量の半減を超える削減に寄与する原子力エネルギーの円滑な利用のための研究開発の実施と将来に向けた高速増殖炉サイクル技術、核融合技術、革新的な再生可能エネルギー技術の開発といったエネルギー技術に関する研究開発の着実な実施、⑤気候変動に伴う環境変化により生じる影響の高精度予測とその影響に対する実効性のある対応・対策に関する研究などの推進、⑥何十年にもわたり蓄積された地球環境の観測データを活用するとともに、引き続き、温室効果ガス濃度分布など地球環境状況の把握に必要なデータを収集するために、人工衛星、陸域、海洋からの体系的・統合的な観測の実施、⑦競争的資金制度を活用するなど、研究者の自由な発想に基づく多様で独創的なアプローチを引き出し、CO₂排出量の大幅削減に向けた取り組みの加速や適応策に関する新しい手法の開発など、新しい発想によってブレークスルーを引き起こしうる技術シーズの創出、⑧我が国の優れた環境技術を活用し、関係府省との協力の下、世界の各国・地域や各機関との科学技術協力の実施とアジア・アフリカ諸国等の開発途上国に対する我が国の科学技術の成果の提供、人材育成とその課題対応能力の向上への支援などを通じて環境問題の解決に協力するといったものなどさまざまな具体的施策を挙げている。

■ 健康研究推進戦略

内閣府の健康研究推進会議(厚労労働省、文部科学省、経済産業省の3大臣、内閣府特命担当大臣のほか、総合科学技術会議議員の本庶佑氏で構成)は、学識者や産業界の代表が参画するアドバイザリーボードの提言を踏まえて、「健康研究推進戦略」を策定した。

これは、今後10年程度で実現する目標として、①革新的創薬技術等の実用化(個人の体質に合い、効果が高く副作用の少ない癌、心臓病、脳卒中、糖尿病の治療薬や、認知症等の超早期診断法・治療薬の開発をするほか、iPS細胞を活用した再生医療の実用化と病態や疾患メカニズムの解明)②革新的医療機器などの実用化(放射線治療・内視鏡手術等の低侵襲的手法の開発や、人工臓器・組織の実用化)③新しい複合治療技術の展開(薬剤と治療用デバイスの複合体や、再生医療技術を組み込んだハイブリッド人工心臓など分野を融合した技術の開発)④健康研究を支える領域の強化の4項目を位置づけるとともに、3～5年程度を目処に取り組む課題として、再生医療や医薬品開発の拠点整備、医薬工の融合領域を担う人材の確保・育成などを挙げている。そして、こうした成果を産み出すために、早急に取り組むべき重点課題として、以下の4項目を示した。

研究拠点の整備として、再生医療や医薬品など、特に期待が大きい分野を重点化し、その研究拠点を活用して、開発戦略・知的財産戦略の策定、試験薬等の品質管理、非臨床試験の支援を行う。プロトコル作成支援や臨床データ処理の一元の実施が可能なデータセンターを整備し、会計・経理・契約を担当する事務スタッフの確保にも取り組

む。さらに、研究拠点が臨床研究に用いる試験薬や細胞などの製造・調製に必要な経費について、研究費で手当てできる範囲や、薬事法の適用範囲を周知する。また、広く研究者や研究機関を支援し、民間企業とも連携するなど、誰でも活用が可能な拠点としての機能を充実させる。

人材の確保・育成では、再生医療や医療機器の臨床研究など、医薬工が融合した領域に対応可能な人材を重点的に確保・育成する。また、育成した人材が意欲的に活躍できるよう、キャリアパス確保についても検討を進めるほか、研究機関と企業・審査機関の間の人事交流の活性化も行う。

研究を支える領域の強化については、大規模疫学調査と超高速遺伝子解析技術を融合した研究や、研究で得た情報の統合的シミュレーション研究を実施する。また、健康研究・安全対策に活用できるデータベースの整備や、医薬品・医療機器などの有用性・安全性の迅速評価の研究など、レギュラトリーサイエンスの強化を進める。

社会還元では、実用化のスピードを上げる新たな創薬手法の開発研究を進めて、医薬品開発過程を迅速化・効率化するための技術基盤を確立するほか、承認申請に向けた薬事相談の活用や審査体制の整備を実施する。また、スーパー特区推進による革新的医薬品などの実用化に取り組んでいく。

なお、日進月歩の研究開発の動向を見据えて、アドバイザリーボードからの助言なども踏まえ、必要に応じて、この健康研究推進戦略の見直しを行っていくこととしている。

■「行こう！神戸」キャンペーン

平成21年5月16日、市内で国内初の新型インフルエンザ感染例が確認された。

このため、神戸市では、同日神戸まつりの中止や小中学校等の休校などの対応を早急に決定し、感染の拡大防止に全力をあげて取り組むこととなった。ただ、マスクを着用した多くの市民がまちを歩く様子や閑散としたまちの様子がマスコミ報道で全国・海外に発信され、「神戸は危ない」といったあやまったイメージが広まってしまった。

その結果、観光客が激減し、発生翌日の5月17日から27日の間で、須磨海浜水族園や王子動物園、風見鶏の館など市内主要22観光施設の入込客数は対前年同期比で66.4%の減、市内の70の宿泊施設においても約33,000件、96,000人分のキャンセルが発生し、大きな被害を受けることになった。また、市内4ヶ所の観光案内所でも案内人数が41%も減少した。

そこで、まずは市民や近隣からの観光客誘致のために、6月8日から30日の間、市内53の観光施設で、無料開放や半額サービスを実施した。また、神戸市観光・ホテル旅館協会が中心となり、会員のホテル、旅館にて、宿泊と食事がセットになった格安プランの提供などの「特得キャンペーン」を展開した。

さらに神戸市では、夏の観光客の呼び戻しに向けて、「行こう！神戸」キャンペーンを展開することにした。その主な内容として、①7月17日から8月16日の1ヶ月間、市内の主要な10観光施設の無料開放、②一旦中止となった「神戸まつり」の開催（7月19日）、③「みなと神戸海上花火大会」のスケールアップ（8月1日、過去最大の10,000発で実施）、④有馬温泉や北野、南京町、ハーバーランドといった観光地でのイベント開催に対する支援、⑤首

都圏や福岡等での観光プロモーション活動、⑥国内外からのメディアや旅行会社の招聘、取材助成による情報発信等を行った。

また、「神戸市観光・ホテル旅館協会や神戸からの発信ネットワーク」等で構成された実行委員会が主体となり、ジャズの音楽に合わせてレーザー光線やサーチライトが舞い踊る光のショー「神戸スウィング・オブ・ライツ」を、ハーバーランドのモザイク周辺で8月3日から23日まで新規イベントとして開催した。期間中、約25万人の人々を魅了するとともに、全国のメディアでも取りあげてもらうことにより、神戸の元気な様子を全国に向けて発信することができた。

このような取り組みが奏功し、無料開放した10観光施設では前年同期比で約2.4倍の入込客があった。また、市内主要22観光施設においても、発生直後から3ヶ月間の入込客数が前年同期比で約1.2倍となり、発生後初めて前年を上回る結果となった。神戸まつりにおいても昨年より20万人増の約113万人、みなと神戸海上花火大会においても3.7万人増の約25万人が来場者し、まちに賑わいを取り戻すことができた。

この機運を逃すことなく確実なものとするため、10月3日の「KOBЕ観光の日」を中心とした「KOBЕ観光ウィーク」や「神戸ビエンナーレ2009」（10月3日～11月23日）の開催、また冬の風物詩である「神戸ルミナリエ」（12月3日～14日）の開催、さらに観光地で開催される秋・冬のイベント支援等を通じて、2010年までの目標である、観光入込客数3,000万人の実現に向けて一層の観光客誘致に取り組んでいる。

■神戸コンシューマー・スクール

悪質商法、偽装表示、欠陥商品による事故、昨年 の生活必需品の価格上昇など様々な消費者問題が次々と生じている。安全・安心な暮らしを確保するために、多様化・複雑化する消費者問題に対応でき、市民への消費者教育や啓発、現場の相談員への指導を行う専門家養成のための「神戸コンシューマー・スクール」が、9月5日開講した。

消費生活相談員やアドバイザーの資格を取得後、又は、消費生活相談や企業のお客さま相談窓口で3年の実務経験の後、実践力、専門性のレベルアップを図り、消費者教育を推進する指導者を養成するための全国初のスクールである。

神戸市では消費者教育を推進するために、消費生活講座、くらしのいきいきトーク、消費者学級等の事業を行ってきた。平成20年度までは専門的な勉強や相談員の資格を取得するためには独立行政法人国民生活センター（神奈川県相模原市）で開催される「消費生活相談員養成講座」を受講するしかなかったが、21年度に同講座が地方でも行われることになり、神戸、東京、北九州、大阪、札幌、名古屋で、地元自治体と共催して実施された。神戸市としては、さらなる消費者教育の充実を目指し、「神戸コンシューマー・スクール」では指導者レベルを養成することとした。

国の消費者委員会（9月1日発足）委員長の松本恒雄氏の講演をはじめ、大学、企業、生協、行政などから講

師を招き、法律、経営・経済、環境、食料、心理学などの消費生活に関連する幅広い分野についてケーススタディを中心とした講義やゼミナール、見学・視察会、学生の研究発表会が行われる予定である。例えば、偽装表示について多方面からアプローチし、発生する要因や解決策について学生が主体的に検討を行っていく。

平成21年度は第1期生として30名を募集し、9月から年度末までの毎週土曜日、あすてっぶ KOBЕ等を会場として、59単位（1単位は2時間の授業）の講義を実施する。

修了者は「消費生活マスター」として神戸市に登録し、地域、学校、職場や消費生活相談業務の現場で、消費者教育の推進において指導的な活動を行う。具体的には、市民に対して消費生活に関する講演を行うなどの啓発活動や、消費生活相談員、市民講師に対して最新の消費者問題に関する情報提供、消費生活関連の法律改正に関する研修・指導等を行う。

国に消費者庁が発足し、消費者行政活性化のための基金が都道府県に設置され、地方の消費生活センターの機能強化、相談員のレベルアップ事業などが進められている。今後、消費生活マスターには、神戸市以外の地域で消費者行政の活性化に貢献するような活躍も期待される。

神戸市における新型インフルエンザの現況と取り組みについて

— 8月6日神戸市新型インフルエンザ本部員会議資料から —

平成 21 年 8 月

神戸市危機管理室

[問い合わせ先： TEL 078-322-6481]

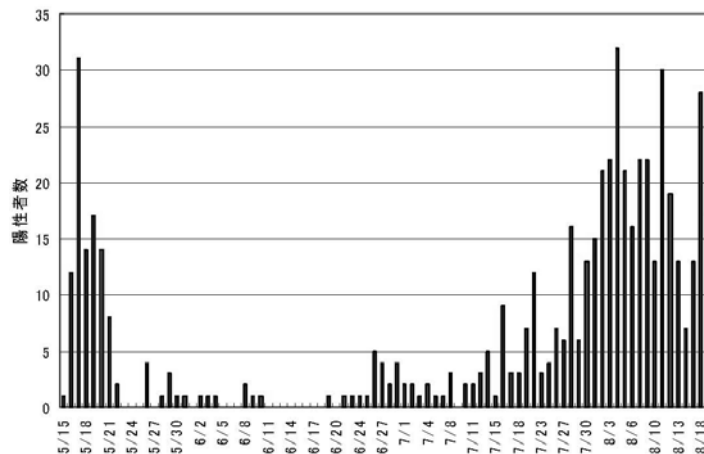
1. 患者発生状況

(1) 神戸市内の状況

神戸市内で国内初の感染者が確認された5月中旬は、高校生の集団発生、及びほぼそれに関連するリンクがつながっていた。その後は、1日数件もしくは感染者ゼロの日が続いたが、6月末以降は海外帰国者を中心とした散発事例が見られ、「くすぶり流行」の状況となっていた。

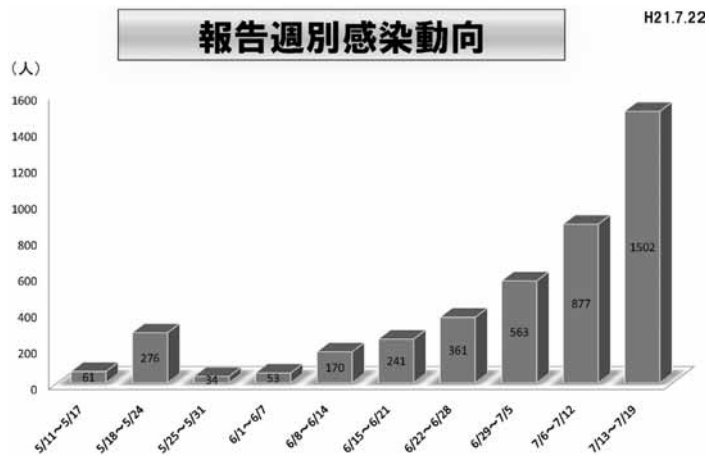
しかし、7月中旬から全国的な傾向と同様に発生が増加し、特定の集団にとどまらない事例が多くなっている。また、基礎疾患を有する方の死亡例も確認され、感染者数の増大と重症化の防止に備えた厳重な警戒と取り組みが必要である。

新型インフルエンザの発生状況



(2) 国内の状況

厚生労働省の情報収集方法の変更に伴い、最終の報告が7月24日現在であるが、国内での発生例は累計で4,986件となっている（報告週別の感染動向は下記のとおり）。その後、第33週（8/10～16）の定点あたり報告数は全国で1.69人となり、流行開始の目安となる1人を超えて厚生労働省は「流行入り」を正式に発表した。



(3) 世界の状況

8月13日現在、170以上の国や地域で新型インフルエンザ（A/H1N1）の診断例が報告され、WHO 発表の症例数は累計で 182,166件（確定例）、うち死亡例は 1,799件となっている。今後、2年以内に世界人口の20～40％程度（10億人超）の感染者が発生する可能性があるとの見方も示されている。

2. 国の指針等の改定（6月19日運用指針改定、7月24日省令改正）

(1) 改定の趣旨

- 世界保健機関（WHO）がフェーズ分類6を宣言。我が国においても、秋冬に向けて全国的かつ大規模な患者の増加が起こるおそれあり
- 基礎疾患を有する者等（新型インフルエンザに罹患することで重症化するリスクが高いと考えられている者 ※文末参照）で重症患者が増加する可能性があり、これに対応することが必要

(2) 目指すべき方向性

- 患者数の急激で大規模な増加を抑制・緩和し、社会活動の停滞や医療供給への影響を低減
- 医療機関の負担を可能な限り減らし、重症患者への適切な医療を提供
- 患者の把握については、個々の発生例ではなく、患者数の大幅な増加の端緒等を的確かつ速やかに探知
- 現時点を、準備期間と位置付け、秋冬の社会的な混乱が最小限となるよう体制を整備

3. 神戸市の取り組み

(1) 予防知識の啓発徹底

従来、新型インフルエンザといえば H5N1型のイメージが強く、今回の新型インフルエンザ H1N1型の性状やその感染予防対策などを市民に啓発する必要がある。

これまでも、ホームページ、チラシ、出前トークなどを活用し、8月10日には県民会館で市民向け講演会を実施した。また、9月1日には、広報こうべ特別号として、新型インフルエンザ対策の保存版を発行し、全戸配布する予定である。

(2) 医療体制

- 発熱相談センターは、原則すべての医療機関で診療を行うことになったことにより、本来の患者振り分け機能がなくなった。そこで、兵庫県と合わせて、名称を「新型インフルエンザ健康相談窓口」に変更した。電話番号はこれまでの発熱相談センターと同じで、24時間体制を継続する。

この健康相談窓口の機能は、受診する医療機関がわからない人への医療機関の紹介や自宅療養する際の留意事項などへの対応となる。

なお、かかりつけ医など受診する医療機関がわかる人は、事前に医療機関に電話し、医療機関の指示にしたがって受診していただくことが原則となる。

- 外来については、当市ではすでに5月21日以降多くの病院、診療所で発熱者の診療をしていただいております、引き続き、原則、すべての一般医療機関で診療をしていただく。

なお、インフルエンザ様症状の患者の診療にあたっては、感染防止対策を講じるようお願いしている。

- 軽症者は、入院はせず自宅療養し、重症者のみ入院治療を実施する。原則、すべての入院医療機関で院内感染防止対策を講じ、入院を受け入れる。

患者が急増した際の休日、夜間の診療体制の強化については、医師会、病院など医療関係者と協議する。

(3) 基礎疾患を有する者等への対応

- 基礎疾患を有する者には、日頃から定期的にかかりつけ医を受診するなど疾患のコントロールに努めていただくよう広報する。
- 新型インフルエンザに罹患した場合、特にその病態を見守り、必要に応じて、早期に抗インフルエンザウイルス薬を投与する。
- インフルエンザ様症状がある場合は、優先的にPCR検査を実施し、重症化傾向が見られるときは、優先的に入院させる。
- 特に、透析、産科など特殊診療科目の入院受入れ機関について、関係病院、医会と調整を開始している。

(4) 医療機関における情報共有

医療機関において、治療や入院受入れを行うには、患者発生情報、患者臨床情報、診療医療機関情報、空床情報、厚生労働省の通知、各種学会等が発出するマニュアルなどを共有する必要がある。

現在、「新型インフルエンザ病院連絡協議会」で、医療機関の情報共有の仕組みづくりの協議を始めている。

(5) 患者発生状況の探知（サーベイランス）

- 従来の全数把握から、学校等の施設における集団感染の探知を目的として、感染症法（略称）に関する省令改正が行われた。今後は、集団感染のみ発生届が出されるようになるので、患者の全数把握は行わない。

これに伴い、PCR検査も原則、学校等の施設における集団感染またはそのおそれがある場合のみ実施することになったが、神戸市においては、早期探知を徹底するため、集団感染のおそれがあると医師が判断した場合は1例目であっても検査を行っている。

- 現在の新型インフルエンザの重症化及びウイルス性状の変化を監視するため、ウイルスサーベイランスにより薬剤耐性等を調べる。また、重症者の発生動向を把握するため入院サーベイランスを行い、患者数及び臨床情報の把握、病原性の変化を監視する。
- 感染症の集団発生の端緒となる事例を早期に把握することで、感染症の拡大を最小限に抑えながら社会・経済機能の維持を図るとともに、平時から地域や学校などへの巡回・指導・助言などを通じて、感染症発生の予防・啓発を進めるために、早期探知地域連携システム（神戸モデル）を推進する。

今後予想される新型インフルエンザの感染拡大に備え、9月1日付けで感染症対策を担当する保健師を各区に配置するとともに、地域での感染症の流行状況や拡大防止対策に関する情報交換を図るため、各区に「感染症対策連絡会」を順次立ち上げる。

また、学校園、社会福祉施設等の実務者を対象に、新型インフルエンザなど感染症発生のサインを

すばやく、的確に把握できるようスキルアップを図るため、神戸市看護大学と神戸市医師会から講師を派遣していただき、8月末の3日間「感染症対策特別講座」を開催した（8月24日、26日、27日神戸市看護大にて開催）。

神戸モデルを通じて、各区での地域・学校園・医療機関等と保健所・区保健福祉部との連携強化を図り、地域で「顔の見える関係づくり」を進めていく。

(6) 社会福祉施設等における新型インフルエンザ発症時の対応

社会機能の維持を図りながら、施設内での集団感染を防止する。

保育所においては、インフルエンザ迅速診断検査でA型陽性と診断された児童又はPCR検査で陽性と診断された児童は、発症した日の翌日から原則7日間の登園自粛とする。

新型インフルエンザの感染が確認され、インフルエンザ様症状を示す児童が多数となった場合は、保護者に集団感染の恐れについて情報を提供し、地域の患者発生状況や個別の健康状況を踏まえ、入所児童の登園自粛要請又は施設の臨時休所措置をとる。

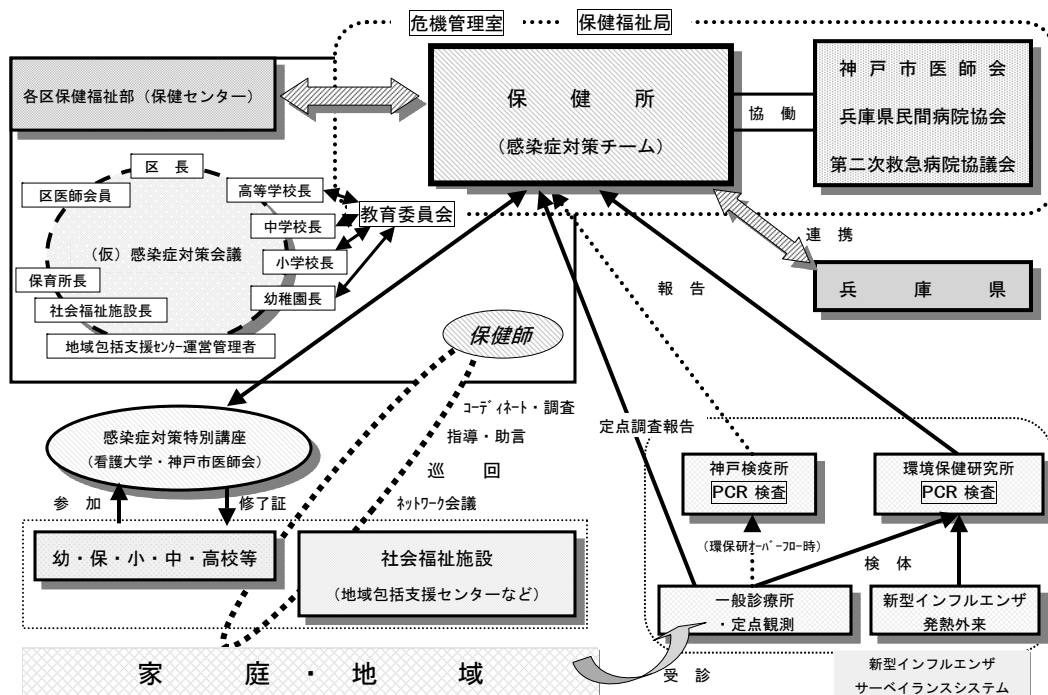
高齢福祉施設及び障害福祉施設においても、同様の対応とする。

※基礎疾患を有する者等

通常のインフルエンザでの経験に加え、今回の新型インフルエンザについての海外の知見により、以下の者が該当すると考えられる。

妊婦、幼児、高齢者、慢性呼吸器疾患・慢性心疾患・代謝性疾患（糖尿病等）・腎機能障害・免疫機能不全（ステロイド全身投与等）等を有しており、治療経過や管理の状況等を勘案して医師により重症化へのリスクが高いと判断される者等

新型インフルエンザ対策神戸モデル（案）－早期探知地域連携システムの整備－



新型インフルエンザ発生時における消費行動調査報告 (概要版)

平成 21 年 8 月

神戸市市民参画推進局

[問い合わせ先：消費生活課 TEL 078-322-5185]

1. 調査の趣旨

5月16日に市内で新型インフルエンザ感染者が確認されて以降、休校やイベント中止の措置等がとられ、市民生活をはじめ、地域経済にも大きな影響があった。

消費の面からみると、新型インフルエンザ対策器材（マスク、消毒液など）や保存食料の購入が増え、店頭の商品の中には欠品となるものもあった。

今後、新型インフルエンザの「第2波」も懸念されており、そうした事態において市民生活の混乱を防ぐための対策を準備しておくことが重要である。

今回の新型インフルエンザ感染確認の前後の時期における市民の消費行動、備蓄行動や新型インフルエンザに対する意識を調査することによって、不安を感じた要因、それによって引き起こされた消費行動、くらしの問題点について把握し、今後の新型インフルエンザ対策に活用していく。

2. 調査期間、調査対象等

- (1) 調査期間等 平成21年 6月10日～30日（郵送調査）
- (2) 調査対象
第10期市政アドバイザー 1103名（20歳以上の市民の中から無作為に抽出）
- (3) 回収数等 回収数864名、回収率78.3%（有効回答数808名）

3. 結果のまとめ

- (1) 新型インフルエンザに対する不安感を感じた人の割合は、初期の時点（4月）では若年層が特に低く、神戸で発症後（5/16～22）は全体的に高まったが、年代別には60歳以上で20%と若年層を下回り、比較的、高齢者が冷静に行動していた。
- (2) 食料、医薬品の備蓄をしていた人の割合は、29歳以下で特に低く、60歳以上では早い時期から備蓄に取り組んでおり、新型インフルエンザへの警戒心が強かったと考えられる。
- (3) 4月から5月にかけては、備蓄用として、米、インスタントラーメンのほか、野菜類（玉ねぎ、ジャガイモ）、レトルト食品、冷凍食品などの保存のきく食料が購入された。実際に神戸で発症者が出て以降は、特にマスクの購入率は35%に上昇し、マスクや消毒液の品薄感や価格上昇感を受けた人の割合が高かった。
- (4) 新型インフルエンザ関連の報道で、9割以上の人が「テレビ」、8割以上の人が「新聞」を重視していた。年代別には、49歳以下では「職場や学校の情報」「インターネットや携帯サイト」を重視する人の割合が高く、一方、70歳以上では「テレビ」「新聞」に集中し、それら以外を重視する人の割合が低かった。「行政機関の窓口」は2割弱であった。

- (5) 情報の不足感については、「**新型インフルエンザの毒性に関する情報**」が35%と最も多く、「**インフルエンザの初期対処法**」「**発熱外来や医療機関の情報**」など、**新型インフルエンザへの対処に関する情報の不足感が多かった。**
- (6) 普段の生活と比べて困ったことについては、**約6割の人が「マスクなど予防商品が入手困難だった」**ことをあげている。その他は、**買い物に出にくい、イベントの中止などがあげられ、消費活動が抑制されていたことがうかがえる。**また、**出張制限、学校・幼稚園の休校や仕事を休まなければならなかった、**といったことも高い割合であった。
- (7) **新型インフルエンザ発症時に遭遇した状況や行動としては、外出や外食を控えた人の割合が高かった。**また「**品不足のうわさや報道をきいた**」「**買いだめ・買い急ぎがみられた**」も高かった。「**食料や日用品の備蓄があり困らなかった**」人の割合は4割で、**一部の人は今回の事態に冷静に対処していたことがうかがえる。**
- (8) 今回の新型インフルエンザ発症を機に**意識や行動に変化があった人は約6割で、その内容は「手洗い・消毒の励行」「マスクや消毒液の備蓄」**の他、「**正しい情報の選択に注意する**」「**インフルエンザの症状について情報を集めた**」といった正しい情報の取捨選択に関する回答が多かった。
- (9) **新型インフルエンザ対応では、休校を即断したことは感染予防に役立った、と評価は高かった。**また、**感染者に関する地域情報についての神戸市広報、学校・幼稚園の対応、小売店の通常営業については評価が高かった。**
- (10) **再発生の備えは、5分の1にあたる人が「常に考えている」、と回答しているが、若い人の割合は低い。**
- (11) **29歳以下については、新型インフルエンザ対策の取組みは低調で、警戒心も弱い。**いざ感染が起きると不安感が一気に高まるが、**流行期を過ぎれば、備えを考えている人の割合は低い。**

まとめ

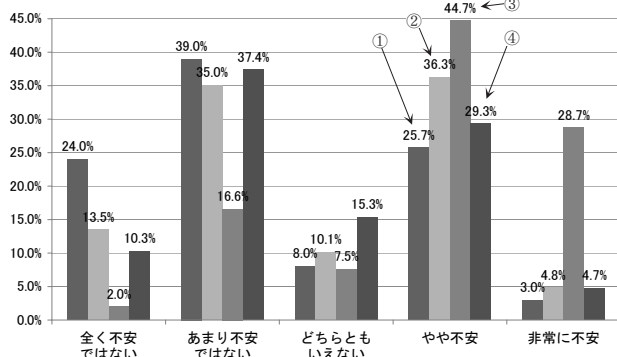
マスク等の予防用品の備蓄不足や品薄感が市民の困惑を深めた面はあるが、**予防用品以外は全体的に落ち着いた購買行動をとっていたことがうかがえる。**

今回の調査結果を通して、**①行政の迅速な判断と対応、②具体的な行動指針の提示やマスコミの冷静で正確な報道、③市民の積極的な情報収集と商品備蓄などの事前対策、の重要性が改めて認識された。**今後も「**第2波**」が生じる懸念があることから、**行政・市民双方が対策をとるとともに、市民に対しては情報収集や商品備蓄などの事前対策を喚起していくことが重要である。**

4. 調査結果

(1) 時期ごとの新型インフルエンザに対する感じ方の変化

■4月28日以前 ■ゴールデンウィークから5月15日(金) ■5月16日(土)～5月22日(金) ■アンケート回答時(6月)



(注：図中の番号)

- ① 4月28日以前 ② ゴールデンウィークから5月15日
 ③ 5月16日～5月22日 ④ アンケート回収時(6月)

時間の経過にしたがって徐々に不安を感じる人の割合が増え、実際に神戸で発症した時点でピークを迎えたが、その後6月にはいと低下している。

年代別の「非常に不安」「やや不安」と答えた人の割合

〔()内は「非常に不安」の割合〕

(単位：%)

	① 4月28日 以前	② ゴールデンウィーク から5月15日	③ 5月16日～ 5月22日	④ アンケート回 答時(6月)
総数	28.7(3.0)	41.1(4.8)	73.4(28.7)	34.0(4.7)
29歳以下	17.9(3.2)	32.6(6.3)	77.9(30.5)	27.4(3.2)
30～39歳	30.8(4.3)	40.0(8.6)	70.8(35.7)	29.7(4.3)
40～49歳	27.8(1.4)	44.6(3.4)	77.7(27.0)	31.8(5.4)
50～59歳	32.7(5.0)	46.6(6.3)	75.5(32.7)	35.9(5.7)
60～69歳	28.7(0.7)	39.9(1.4)	67.2(20.3)	39.2(3.5)
70歳以上	30.8(2.6)	38.5(0.0)	73.1(20.5)	43.6(6.4)
18歳以下子供あり	34.9(4.8)	48.0(7.0)	82.5(35.4)	37.6(4.8)
子供なし	26.2(2.2)	38.3(4.0)	69.8(26.1)	32.7(4.7)

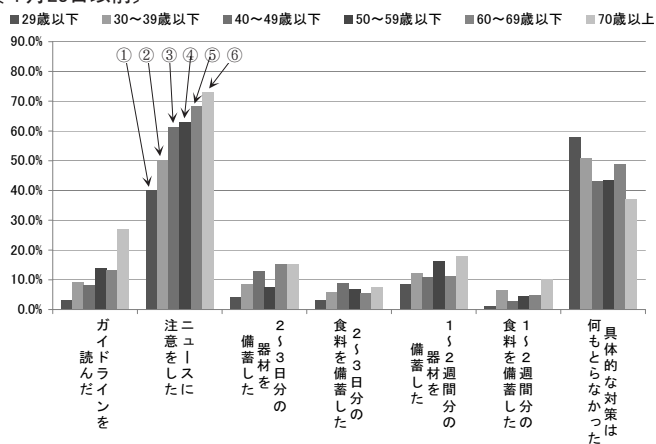
初期の段階では不安感の度合いは年齢によって差が大きく、29歳以下は他の年代より極端に低かった。

神戸で発症者が出た後は、どの年代も不安が高まったが、「非常に不安」と答えた人の割合は、60歳以上で20%にとどまり、高齢者ほど落ち着いていたといえることができる。

18歳以下の子供のいる人は、子供がいない人に比べると、不安と感じる人の割合が高かった。

(2) 新型インフルエンザに対する対策

〔4月28日以前〕

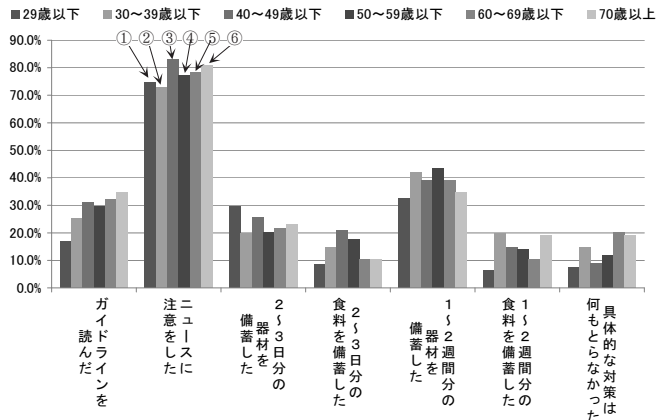


注：図中の番号 ①29歳以下、②30～39歳、③40～49歳、④50～59歳、⑤60～69歳、⑥70歳以上

高齢者ほど早期からガイドラインを読んだり、ニュースに注意したり、食料や器材の備蓄を行っていた。

29歳以下では、こうした取り組みは低調であった。

〔5月16日～22日〕



注：図中の番号 ①29歳以下、②30～39歳、③40～49歳、④50～59歳、⑤60～69歳、⑥70歳以上

神戸で発症以降は、どの年代においても対策をとる人の割合が高まり、年代間の差が縮まった。

(3) 商品アイテム別にみた備蓄や消費目的で購入した人の割合（上位5品目）

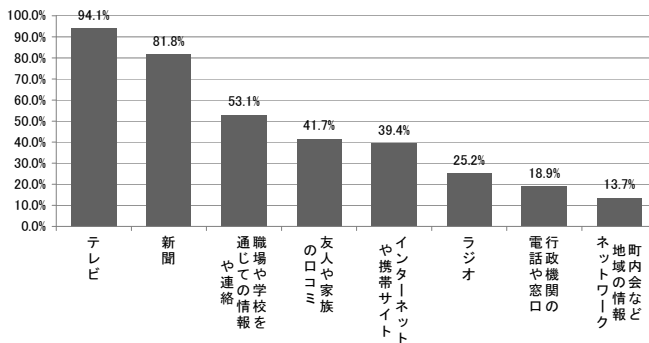
4月（備蓄用）	5月上旬（備蓄用）	5月中旬（備蓄用）
①マスク（19.1%）	①マスク（17.3%）	①マスク（35.0%）
②米（14.2%）	②インスタントラーメン（12.4%）	②インスタントラーメン（16.5%）
③トイレットペーパー（12.9%）	③米（11.5%）	③レトルト食品（14.1%）
④インスタントラーメン（11.8%）	④野菜類（玉ねぎ、ジャガイモ）（8.0%）	④米（13.9%）
⑤うがい薬（9.9%）	⑤レトルト食品（7.9%）	⑤冷凍食品（13.7%）

5月中旬の消費行動と消費アイテムに対する感じ方

消費用として購入	普段より購入多め	品薄と感じる	価格上昇と感じる
①卵（50.5%）	①マスク（22.8%）	①マスク（75.0%）	①マスク（33.9%）
②パン（47.9%）	②インスタントラーメン（15.2%）	②消毒液（30.2%）	②消毒液（7.7%）
③牛乳（46.7%）	③米（13.2%）	③うがい薬（15.0%）	③うがい薬（3.0%）
④野菜類（玉ねぎ、ジャガイモ）（45.8%）	④野菜類（玉ねぎ、ジャガイモ）（12.0%）	④インスタントラーメン（10.3%）	④野菜類（玉ねぎ、ジャガイモ）（2.8%）
⑤乳製品（34.8%）	⑤パン（11.3%）	⑤ウェットティッシュ（6.8%）	⑤卵（2.0%）

神戸で新型インフルエンザが発生した5月中旬では、マスクを備蓄用として購入する人の割合が上昇（17.3%→35.0%）し、品薄感も75%と極めて高く、価格が上昇したと感じる割合も33.9%と高かった。また、インスタントラーメン、野菜類（玉ねぎ、じゃがいも）、レトルト食品、冷凍食品など、保存のきく食料を購入する人の割合が高まった。

(4) 新型インフルエンザ関連の報道で重視した情報源



94.1%の人が「テレビ」、81.8%の人が「新聞」の報道を重視していた。「行政機関の電話や窓口」は18.9%であった。

年代別では、49歳以下で「職場や学校の情報」「インターネットや携帯サイト」を重視する人の割合が高かった。

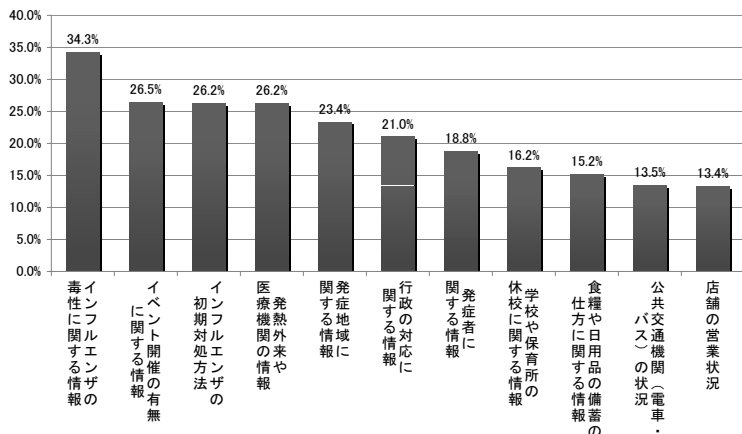
一方、70歳以上は「テレビ」「新聞」以外のものを重視する人の割合は低かった。

テレビ、新聞以外に重視した情報源

（単位：％）

	職場や学校を通じての情報や連絡	友人や家族の口コミ	インターネットや携帯サイト	行政機関の電話や窓口
総数	53.1	41.7	39.4	13.7
29歳以下	71.6	54.7	56.8	12.6
30～39歳	62.7	44.9	56.8	12.4
40～49歳	64.2	45.3	55.4	11.5
50～59歳	59.7	43.4	28.9	14.5
60～69歳	33.6	37.1	18.2	16.1
70歳以上	9.0	16.7	6.4	16.7

(5) 新型インフルエンザ発症時に情報が入らなくて困ったこと（「非常に困った」「やや困った」と答えた人の割合）



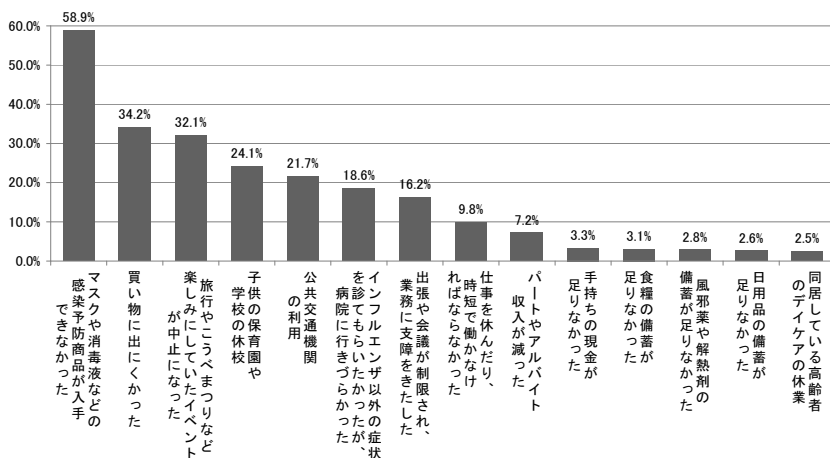
「新型インフルエンザの毒性に関する情報」が34.3%と最も高く、その他は、「インフルエンザの初期対処法」（26.2%）「発熱外来や医療機関の情報」（26.2%）など新型インフルエンザへの対処についての情報の不足感が大きかった。

自由記述欄
(108件回答)

- ①マスクの不足（18件）
- ②イベントの中止に関する情報（12件）
- ③感染経路・原因（10件）
- ④情報過多・過剰な報道（9件）
- ⑤予防方法（8件）

(6) 新型インフルエンザ発症時に普段の生活と比べて困ったこと

58.9%の人が「マスクなど予防商品が入手困難だった」ことをあげた。その他、「買い物に出にくい」（34.2%）、「イベントの中止」（32.1%）があげられ、消費活動が抑制された。子供がいる人には「子供の保育園や学校の休校」（24.1%）、仕事を持つ人には「出張制限」「仕事を休まなければならなかった」といったこともあげられる。



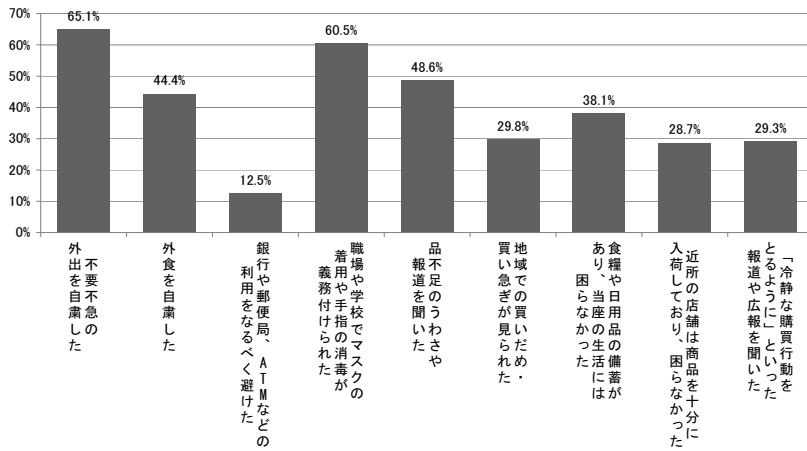
自由記述欄
(175件回答)

- ①外出できなかったこと（46件）
- ②マスクの着用に慣れない（27件）
- ③マスコミや周囲の過剰反応（22件）
- ④子供・孫の世話（21件）
- ⑤県外の人との接触（15件）

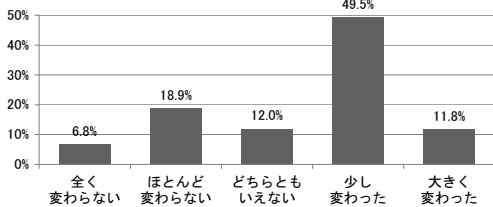
(7) 新型インフルエンザ発症時に遭遇した状況や行動

外出（65.1%）、外出（44.4%）を控えた人の割合が高い。また、「品不足のうわさや報道をきいた」（48.6%）「買いだめ・買い急ぎがみられた」（29.8%）も高かった。

「食料や日用品の備蓄があり困らなかった」人の割合は38.1%で、一部の人は今回の事態に冷静に対処できていた。

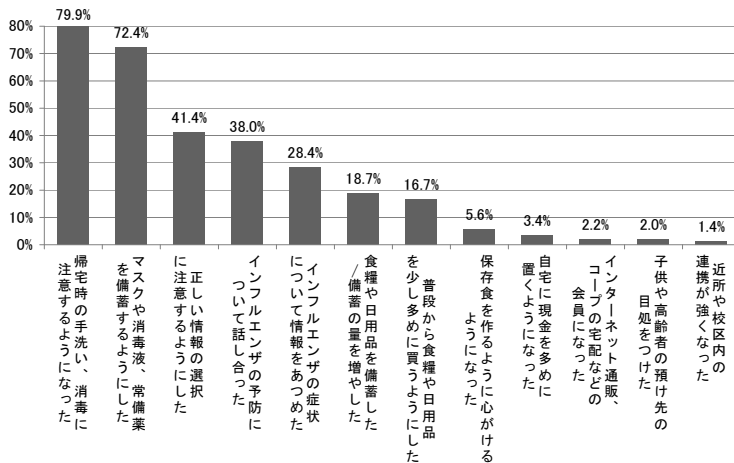


(8) 新型インフルエンザ発症を機に、意識や行動の変化



約6割の人が変化ありと回答し、その内容は、手洗い・消毒の励行（79.9%）、マスクや消毒液の備蓄（72.4%）と高かった。

また、「正しい情報選択に注意する」など、正しい情報を取捨選択していこうとする傾向も見られた。



(9) 今回のインフルエンザ発症時の対応で、満足できた点、不満を感じた点

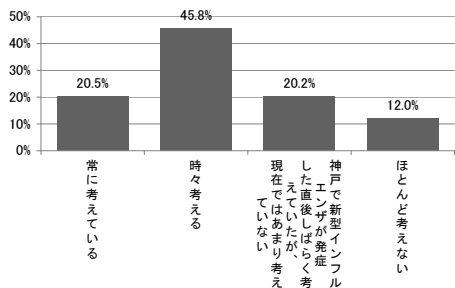
- 満足できた点（回答263名）**
- 1位 休校措置（50件）
 - 2位 行政（神戸市の広報）/ マスコミ報道のスピードと量（32件）
 - 3位 学校・幼稚園の対応（休校時）（29件）
 - 4位 小売店の通常営業（27件）
 - 5位 行政（市政レベル）の早期対応（25件）

- 不満を感じた点（回答573名）**
- 1位 さわぎすぎに思える報道（124件）
 - 2位 マスクや消毒液の不足（66件）
 - 3位 神戸市が発生源のような報道（65件）
 - 4位 行政（国政レベル）の対応（52件）
 - 5位 知りたい情報・正確な情報の不足（50件）

新型インフルエンザ対応では、休校を即断したことは感染予防に役立った、と評価は高かった。また、感染者に関する地域情報についての神戸市広報、学校・幼稚園の対応、小売店の通常営業については評価が高かった。一方、不満点では、普通のインフルエンザ並みの症状なのに報

道がさわぎすぎだという意見やマスク等が店からなくなっていた、という意見が多かった。

(10) 将来に新型インフルエンザの発症例が出た場合の備え



5分の1にあたる人が、再発生への備えを常に考えている。3分の1の人は備えをあまり考えていない。

なお、常に考えているという人の割合は、70歳以上で37%であったが、29歳以下では6.3%と極端に低かった。

新型インフルエンザの対策と 影響に関する市内企業調査報告

平成 21 年 9 月
神戸市産業振興局

[問い合わせ先：庶務課 TEL 078-322-5323]

1. 調査の趣旨

神戸市産業振興局では、新型インフルエンザに関する市内企業における感染拡大防止のための対策、売上や生産、業務への影響、情報の入手先、行政の対応の評価を把握するために、市内企業1,000社を対象に郵送によるアンケート調査を実施した。

この調査は、市内企業の短期的な景況と雇用に関する動向を把握するために、半年に一度（1月1日現在、7月1日現在）実施している景況・雇用動向調査の特別項目として実施したものである。

2. 調査方法

- 調査時期 平成21年7月10日～7月28日
- 調査方法 郵送によるアンケート方式
- 調査対象 市内に本社をおく企業 1,000社（製造業500社、非製造業500社）※
※本調査は日銀短観と同様に、製造業と非製造業がそれぞれ半数となるよう対象企業を抽出している。その中の業種割合は、総務省の実施する事業所企業統計調査による市内企業の割合をもとに決定している。
- 回収状況 回答588社（回収率：58.8%）

		分 類	回答社数
規模別	中小企業（資本金1億円未満）		483社（82.1%）
	中堅企業（資本金1億～10億円未満）		59社（10.0%）
	大企業（資本金10億円以上）		28社（4.8%）
業種別	製造業 287社 (48.8%)	基礎素材	64社（10.9%）
		加工組立	58社（9.9%）
		生活・その他（食料品・飲料・たばこ・飼料等）	165社（28.1%）
	非製造業 283社 (48.1%)	建設	34社（5.8%）
		運輸	24社（4.1%）
		サービス・その他（サービス業、飲食店・宿泊業等）	87社（14.8%）
		卸売・小売	138社（48.1%）

3. 結果の総括

- (1) 個々の企業が行った感染拡大防止のための対策を聞いたところ、5月28日（木）に、神戸市長による「ひとまず安心宣言」が出された直後に、感染防止対策を緩和（会議や就職説明会等の行事の自粛や発熱した従業員の出勤停止など）した企業が多い。特に、出勤時等従業員のマスク着用を要請した企業は、5月22日頃までは72.4%、5月28日頃までは61.6%と多かったが、「ひとまず安心宣言」が出されると、

31日（日）（事実上、営業日は29日（金）のみなのでわずか1日で）までには30.1%と半減し、翌週月曜日以降（6月以降）では6.8%と激減している。

- (2) 大企業では感染確認直後では85.7%と、ほとんどの企業で従業員に通勤時のマスク着用を要請していた。職場における清掃・消毒などほかの感染防止対策と比べても際立って高い割合となっている。大企業では従業員のマスク着用が最優先の対策と位置付けられていたことが伺える。
- (3) 新型インフルエンザによる売上・生産面への影響を聞いたところ、5月22日頃までで「減少した」とする企業が30.3%であり、減少程度では5%以上10%未満が8.8%、5%未満が5.6%とした企業の割合が高い。
- (4) 売上・生産が減少した企業を規模別に見てみると、中小企業で29.8%、中堅企業で32.2%、大企業で32.1%と、規模による影響の差は見られない。業種別に見てみると、非製造業の卸売・小売で43.7%、サービス・その他で42.8%と割合が高く、製造業でも生活・その他（食料品・飲料・たばこ・飼料等）で34.5%となっている。
- (5) 新型インフルエンザの感染防止に関する情報の入手先を聞いてみると、「テレビ・ラジオ」が85.2%と最も多く、次いで「新聞」（60.5%）、「インターネット（Yahoo など民間ニュースサイト）」（26.5%）、「インターネット（神戸市ホームページ）」（23.1%）が続いている。
- (6) 今回行政が新型インフルエンザの感染拡大を防止するために実施した対策について聞いたところ、「今回は適当であった」が6割前後を占めており、最も多くなっている。厳しかったとした意見が比較的多かったのは、『市内全域にわたる学校園の休校』と『保育施設、高齢者施設等の休所』で、約3割を占めていた。

4. 調査結果

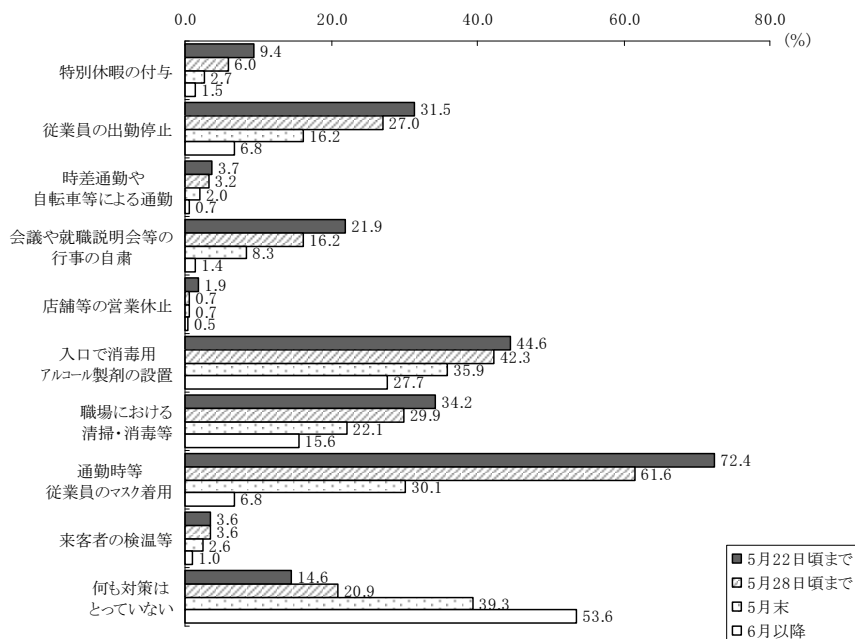
(1) 感染拡大防止のための対策について

新型インフルエンザの感染拡大を防止するためにとった対策をそれぞれの時期ごとに聞いたところ、5月22日頃までと5月28日頃までは、「通勤時等従業員のマスク着用を要請」（5月22日頃：72.4%、5月28日頃：61.6%）が最も多く、次いで「入口で消毒用アルコール製剤の設置」（5月22日頃：44.6%、5月28日頃：42.3%）、「職場における清掃・消毒等」（5月22日頃：34.2%、5月28日頃：29.9%）が続いている。一方、5月末と6月以降では「何も対策はとっていない」（5月末：39.3%、6月以降：53.6%）が最も多くなっている。

「通勤時等従業員のマスク着用を要請」した企業は、5月22日頃までは72.4%であり、5月28日頃までは61.5%と多かったが、「ひとまず安心宣言」の直後となる5月末までは30.1%と激減し、6月以降では6.8%まで大きく減少しており、他の対策に比べて最も下げ幅が大きくなっている。一方、「入口で消毒用アルコール製剤の設置」では6月以降で27.7%となっており、とっている対策の中では最も多くなっている。

「通勤時等従業員のマスク着用を要請」した企業は、規模別に見てみると、5月22日頃までは、中小企業で70.8%、中堅企業で81.4%、大企業で85.7%であり、規模が大きいほど対策がとっている割合が高い。業種別に見てみると、サービス・その他で81.9%、運輸で79.2%と高いが、建設で61.8%と低くなっている。

一方で、「職場における清掃・消毒等を実施」した企業は、規模別に見てみると、5月22日頃までは、中小企業で33.1%、大企業で35.7%、中堅企業で39.0%であり、規模による対策の変化はなみられない。業種別に見てみると、運輸が41.7%と最も高く、サービス・その他が37.0%、卸売・小売が34.5%と続いている。なお、「入口での消毒用アルコール製剤の設置」もほぼ同じ傾向である。



＜規模別・業種別＞

＜複数回答＞（上段・件数 下段・%）

	通勤時等従業員のマスク着用										職場における清掃・消毒等									
	規模別		業 種 別								規模別		業 種 別							
	中小企業	中堅企業	大企業	基礎素材	加工組立	生活・その他	建設	運輸	卸売・小売	サービス・その他	中小企業	中堅企業	大企業	基礎素材	加工組立	生活・その他	建設	運輸	卸売・小売	サービス・その他
5月22日頃まで	342	48	24	50	40	111	21	19	62	113	160	23	10	21	19	52	8	10	30	51
	70.8	81.4	85.7	78.1	69.0	67.3	61.8	79.2	71.3	81.9	33.1	39.0	35.7	32.8	32.8	31.5	23.5	41.7	34.5	37.0
5月28日頃まで	285	43	23	44	31	93	21	17	50	99	139	21	9	18	15	49	6	9	23	48
	59.0	72.9	82.1	68.8	53.4	56.4	61.8	70.8	57.5	71.7	28.8	35.6	32.1	28.1	25.9	29.7	17.6	37.5	26.4	34.8
5月末	139	18	14	16	16	48	8	7	30	49	106	14	7	13	12	38	3	2	21	37
	28.8	30.5	50.0	25.0	27.6	29.1	23.5	29.2	34.5	35.5	21.9	23.7	25.0	20.3	20.7	23.0	8.8	8.3	24.1	26.8
6月以降	32	3	3	5	2	13	0	1	8	11	76	10	4	9	8	28	1	1	12	30
	6.6	5.1	10.7	7.8	3.4	7.9	0.0	4.2	9.2	8.0	15.7	16.9	14.3	14.1	13.8	17.0	2.9	4.2	13.8	21.7

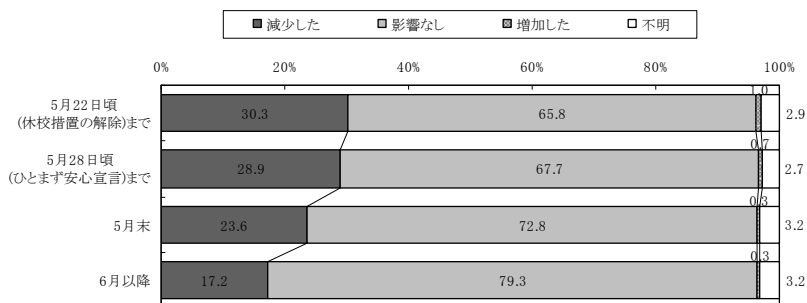
(2) インフルエンザの影響について

① 売上・生産面への影響

新型インフルエンザによる売上・生産面への影響をそれぞれの時期で聞いたところ、5月22日頃で「減少した」が30.3%となっており、5月28日頃では28.9%、5月末は23.6%、6月以降は17.2%と時期が経過するとともに、その割合は減少している。一方、「影響なし」は時期が経過するとともに割合が増加しており、6月以降では79.3%となっており、5月以降（65.8%）に比べて13.5ポイント増加している。「増加した」割合は時期による差はほとんどなく1.0%以下となっている。

売上・生産面での減少程度では、いずれの時期でも「5%未満の減少」と「～10%未満の減少」が多くなっているが、5月22日頃までは「50%以上の減少」（4.3%）も比較的多くなっている。

規模別に見てみると、「減少した」とした企業は、中小企業で29.8%、中堅企業で32.2%、大企業で32.1%と、規模による影響の差は見られない。業種別に見てみると、非製造業の卸売・小売で43.7%、サービス・その他で42.8%と割合が多く、製造業でも生活・その他で34.5%となっている。これに対して、製造業の加工組立5.2%、基礎素材6.3%では、影響を受けた企業が少ない。



	全体	減少							影響なし	増加				
		50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	5%以上 10%未満	5%未満		5%以上 10%未満	10%以上 20%未満	20%以上	不明	
5月22日頃まで	588	25	8	9	22	29	52	33	387	4	1	0	1	17
	100.0	4.3	1.4	1.5	3.7	4.9	8.8	5.6	65.8	0.7	0.2	0.0	0.2	2.9
5月28日頃まで	588	15	6	8	23	29	47	42	398	4	0	0	0	16
	100.0	2.6	1.0	1.4	3.9	4.9	8.0	7.1	67.7	0.7	0.0	0.0	0.0	2.7
5月末	588	11	4	5	17	27	40	35	428	0	2	0	0	19
	100.0	1.9	0.7	0.9	2.9	4.6	6.8	6.0	72.8	0.0	0.3	0.0	0.0	3.2
6月以降	588	5	3	3	10	26	28	26	466	1	1	0	0	19
	100.0	0.9	0.5	0.5	1.7	4.4	4.8	4.4	79.3	0.2	0.2	0.0	0.0	3.2

<規模別・業種別>

<複数回答> (上段・件数 下段・%)

	減少した											影響なし										
	規模別			業種別								規模別			業種別							
	中小企業	中堅企業	大企業	基礎素材	加工組立	生活・その他	建設	運輸	卸売・小売	サービス・その他	中小企業	中堅企業	大企業	基礎素材	加工組立	生活・その他	建設	運輸	卸売・小売	サービス・その他		
5月22日頃まで	144	19	9	4	3	57	3	7	38	59	323	39	16	58	54	105	31	14	40	76		
	29.8	32.2	32.1	6.3	5.2	34.5	8.8	29.2	43.7	42.8	66.9	66.1	57.1	90.6	93.1	63.6	91.2	58.3	46.0	55.1		
5月28日頃まで	137	18	10	4	4	53	3	8	39	53	333	40	15	58	53	108	31	13	43	82		
	28.4	30.5	35.7	6.3	6.9	32.1	8.8	33.3	44.8	38.4	68.9	67.8	53.6	90.6	91.4	65.5	91.2	54.2	49.4	59.4		
5月末	112	15	8	3	2	47	1	6	31	44	357	43	17	59	54	114	33	16	51	90		
	23.2	25.4	28.6	4.7	3.4	28.5	2.9	25.0	35.6	31.9	73.9	72.9	60.7	92.2	93.1	69.1	97.1	66.7	58.6	65.2		
6月以降	81	12	4	2	1	34	0	4	21	34	385	47	22	61	55	127	34	18	59	100		
	16.8	20.3	14.3	3.1	1.7	20.6	0.0	16.7	24.1	24.6	79.7	79.7	78.6	95.3	94.8	77.0	100	75.0	67.8	72.5		

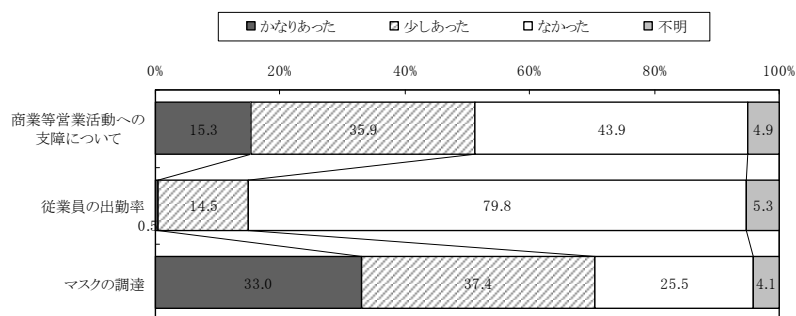
② その他の業務への影響

新型インフルエンザによるその他の業務への影響について聞いたところ、商業等営業活動への支障については「かなりあった」が15.3%、「少しあった」が35.9%となっており、あわせて51.2%の企業が「影響があった」と回答している。

一方、従業員の出勤率については「なかった」が約8割(79.8%)となっており、「かなりあった」+「少しあった」企業は15.0%にとどまっている。

マスクの調達については「かなりあった」が33.0%、「少しあった」が37.4%、あわせて70.4%の企業が「影響があった」と回答しており、他の業務と比べてもその割合は高くなっている。

規模別に見てみると、マスクの調達に「影響があった」(「かなりあった」+「少しあった」)企業は、中小企業で69.6%、大企業で78.6%、中堅企業で74.6%と、大企業ほど割合が大きくなっている。



<規模別・業種別>

〈複数回答〉（上段・件数 下段・％）

	マスクの調達									
	規模別			業種別						
	中小企業	中堅企業	大企業	基礎素材	加工組立	生活・その他	建設	運輸	卸売・小売	サービス・その他
かなりあった	150	27	10	22	11	46	12	10	34	53
	31.1	45.8	35.7	34.4	19.0	27.9	35.3	41.7	39.1	38.4
少しあった	186	17	12	20	30	60	11	7	32	56
	38.5	28.8	42.9	31.3	51.7	36.4	32.4	29.2	36.8	40.6
なかった	125	14	5	19	16	47	10	4	21	26
	25.9	23.7	17.9	29.7	27.6	28.5	29.4	16.7	24.1	18.8

(3) 新型インフルエンザに関する情報の入手先

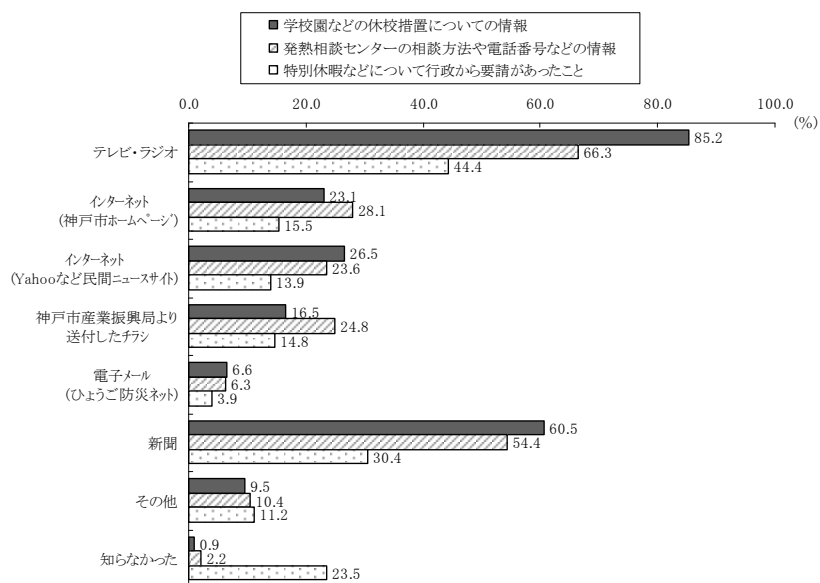
学校園などの休校措置についての情報の入手先を聞いてみると、「テレビ・ラジオ」が85.2%と最も多く、次いで「新聞」(60.5%)、「インターネット (Yahoo など民間ニュースサイト)」(26.5%)、「インターネット (神戸市ホームページ)」(23.1%)が続いている。

発熱相談センターの相談方法や電話番号などの情報については、「テレビ・ラジオ」が66.3%と最も多くなっており、以下、「新聞」(54.4%)、「インターネット (神戸市ホームページ)」(28.1%)、「神戸市産業振興局より送付したチラシ」(24.8%)などが挙げられている。

規模別に見てみると、「テレビ・ラジオ」とした企業は、中小企業で67.9%、中堅企業で54.2%、大企業で64.3%と規模による差はほとんど見られない。これに対して、「インターネット (Yahoo など民間ニュースサイト)」とした企業は、中小企業で20.5%、中堅企業で33.9%、大企業で50.0%であり、「インターネット (神戸市ホームページ)」とした企業も、中小企業で24.2%、中堅企業で45.8%、大企業で64.3%であり、企業規模が大きいほど割合が大きくなった。業種別に見てみると、「インターネット (神戸市ホームページ)」とした企業は、サービスその他で36.2%が最も高く、建設で35.3%、加工組立で31.0%と続いており、運輸の16.7%が最も低くなっている。「産業振興局より送付したチラシ」とした企業は、加工組立で34.5%、基礎素材で26.6%となっているが、建設では14.7%と低くなっている。

特別休暇などについて行政から要請があったことについても、「テレビ・ラジオ」が最も多く、44.4%となっており、次いで「新聞」(30.4%)、「インターネット (神戸市ホームページ)」(15.5%)などが多くあげられている。一方、「知らなかった」が23.5%と比較的多くなっており、情報の認知度が低くなっている。

規模別に見てみると、「インターネット (Yahoo など民間ニュースサイト)」とした企業は、中小企業で11.8%、大企業で35.7%、中堅企業で20.3%であり、「インターネット (神戸市ホームページ)」とした企業も、中小企業で13.3%、大企業で39.3%、中堅企業で25.4%であり、企業規模が大きいほど割合が大きくなった。



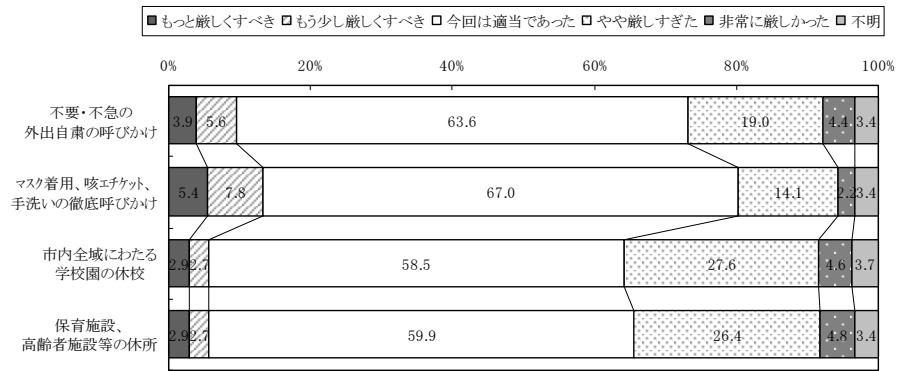
<規模別・業種別>

<複数回答> (上段・件数 下段・%)

	減少した										影響なし									
	規模別			業種別							規模別			業種別						
	中小企業	中堅企業	大企業	基礎素材	加工組立	生活・その他	建設	運輸	卸売・小売	サービス・その他	中小企業	中堅企業	大企業	基礎素材	加工組立	生活・その他	建設	運輸	卸売・小売	サービス・その他
テレビ・ラジオ	328	32	18	47	35	114	20	14	57	91	221	18	13	25	26	91	10	7	29	65
	67.9	54.2	64.3	73.4	60.3	69.1	58.8	58.3	65.5	65.9	45.8	30.5	46.4	39.1	44.8	55.2	29.4	29.2	33.3	47.1
神戸市ホームページ	117	27	18	15	18	37	12	4	26	50	64	15	11	8	10	23	7	1	15	26
	24.2	45.8	64.3	23.4	31.0	22.4	35.3	16.7	29.9	36.2	13.3	25.4	39.3	12.5	17.2	13.9	20.6	4.2	17.2	18.8
Yahoo等民間ニュースサイト	99	20	14	10	9	33	9	7	22	43	57	12	10	7	4	24	6	3	10	25
	20.5	33.9	50.0	15.6	15.5	20.0	26.5	29.2	25.3	31.2	11.8	20.3	35.7	10.9	6.9	14.5	17.6	12.5	11.5	18.1
神戸市産業振興局チラシ	115	23	7	17	20	40	5	6	22	33	63	15	7	9	17	21	4	3	13	18
	23.8	39.0	25.0	26.6	34.5	24.2	14.7	25.0	25.3	23.9	13.0	25.4	25.0	14.1	29.3	12.7	11.8	12.5	14.9	13.0
電子メール・ひょうご防災ネット	27	6	4	6	6	2	2	1	8	12	17	3	3	4	3	3	0	1	4	8
	5.6	10.2	14.3	9.4	10.3	1.2	5.9	4.2	9.2	8.7	3.5	5.1	10.7	6.3	5.2	1.8	0.0	4.2	4.6	5.8
新聞	259	36	17	34	29	85	22	16	54	73	139	21	12	14	21	54	9	9	18	48
	53.6	61.0	60.7	53.1	50.0	51.5	64.7	66.7	62.1	52.9	28.8	35.6	42.9	21.9	36.2	32.7	26.5	37.5	20.7	34.8
その他	47	8	4	4	8	21	0	3	11	14	49	11	5	5	9	19	1	4	8	20
	9.7	13.6	14.3	6.3	13.8	12.7	0.0	12.5	12.6	10.1	10.1	18.6	17.9	7.8	15.5	11.5	2.9	16.7	9.2	14.5
知らなかった	12	0	1	1	1	5	3	0	2	0	118	13	4	16	9	37	12	6	26	27
	2.5	0.0	3.6	1.6	1.7	3.0	8.8	0.0	2.3	0.0	24.4	22.0	14.3	25.0	15.5	22.4	35.3	25.0	29.9	19.6

(4) 行政の新型インフルエンザ対策について

今回行政が新型インフルエンザの感染拡大を防止するために実施した対策について聞いたところ、どの項目においても「今回は適当であった」が6割前後を占めており、最も多くなっている。“厳しかった”(「やや厳しすぎた」+「非常に厳しかった」)が比較的多かったのは、『市内全域にわたる学校園の休校』と『保育施設、高齢者施設等の休所』で、約3割を占めている。一方、“厳しくすべき”(「もっと厳しくすべき」+「もう少し厳しくすべき」)が比較的多かったのは、『マスク着用、咳エチケット、手洗いの徹底呼びかけ』で13.2%となっており、他の項目よりも多くなっている。



市民に向けて情報発信 広報紙 KOBE

「新型インフルエンザ特別号(保存版)」(一部抜粋)

平成 21 年 9 月
神戸市危機管理室
[問い合わせ先: TEL 078-327-6238]
神戸市保健福祉局予防衛生課
[問い合わせ先: TEL 078-322-6787]

1. はじめに

神戸市では、新型インフルエンザの予防知識の啓発を徹底するため、9月1日に、広報 KOBE 特別号として、新型インフルエンザ対策の保存版を発行し、市内全戸に配布した。ここでは、市長のメッセージとともに、新型インフルエンザの予防知識などについて、市民にわかりやすく作成している。以下掲載内容について紹介する。

2. 安心のための6つのこと

その1 新型インフルエンザ(A/H1N1)とは?

→ 多くの点で季節性インフルエンザと似ています

その2 新型インフルエンザはどうやってうつるの?

→ 「せき」や「くしゃみ」に気をつけて

その3 自分を守るためにできること

→ 手洗い・うがいが大事

その4 もし新型インフルエンザにかかったら

→ 「うつさない」ようにしましょう

その5 特に気をつけてほしい

→ 重症になりやすい人がいます

その6 取り組んでいること、取り組んでほしいこと

※本紙の内容は、現在の新型インフルエンザ(A/H1N1)を想定しています

その1 新型インフルエンザ(A/H1N1)とは?

今回はブタ由来のウイルスが人から人に感染する能力をもったインフルエンザです。多くの点で季節性インフルエンザと似ています。

【症状は?】

- ・発熱(38度以上)
- ・体のだるさ
- ・せき
- ・のどの痛み
- ・関節痛・筋肉痛

- ・鼻汁
- ・頭痛

(参考) 神戸市の患者でみられた症状の現れた割合は、発熱(38度以上)が約90%、体のだるさ、せき、のどの痛みが60~80%、関節痛・筋肉痛、鼻汁、頭痛が約50%でした。

【季節性インフルエンザとの違いは】

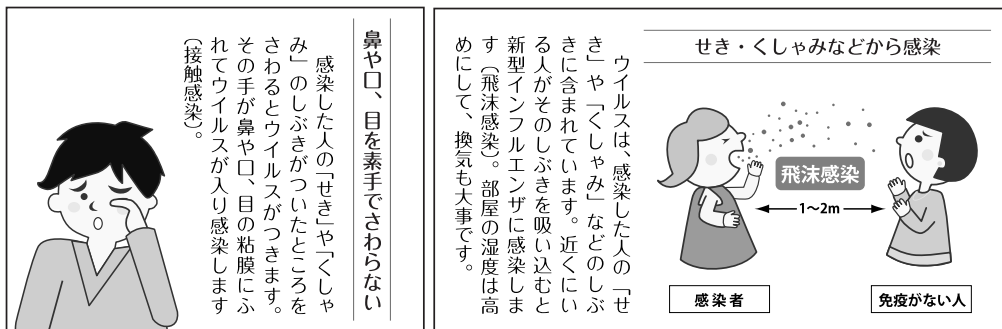
新しい型のインフルエンザなので、多くの人は免疫を持っていません。そのため人から人へ世界中で広がっています。

【かかったかなと思ったときは】

「インフルエンザかな」という症状があるときは、まずかかりつけ医か最寄りの医療機関に電話でご相談ください。受診の際はマスクを必ず着けてください。医療機関が分からない場合は、**新型インフルエンザ健康相談窓口078(335)2151**へご相談ください。

その2 新型インフルエンザはどうやってうつるの？

「せき」や「くしゃみ」に気をつけて。うつり方は季節性インフルエンザと同じです。



多くの人がふれる場所にはウイルスがある可能性があります



その3 自分を守るためにできること

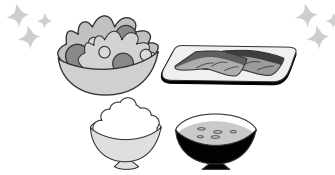
手洗い・うがいが大事

新型インフルエンザの免疫を持たない人が多いので、「うつらない」ように普段の生活の中で、感染を防ぐための習慣を身につけましょう。

帰宅時や食事の前など、こまめに手洗い(15秒以上)とうがいをしましょう。

うがいはのどをうるおすことにも有効です。

休養とバランスの良い食事を



十分な睡眠とバランスの良い食事を心がけ、
体力と抵抗力を付けておきましょう。

その4 もし新型インフルエンザにかかったら

「うつさない」ようにしましょう

Q 季節性のインフルエンザより重症になるのでしょうか？

A 健康な人が新型インフルエンザに感染しても、大多数は比較的軽症のまま回復しています。重症になる可能性の高い人については、次の頁「その5」をご覧ください。

Q 治療法は？

A もともと健康な人は通常、特別な治療をしなくても回復します。タミフルなど抗インフルエンザウイルス薬は、症状を軽減するので、医師が必要と認める場合は処方されます。

Q 自宅ではどのように過ごせばいいですか？

A 水分補給と十分な睡眠を心がけてください。処方された薬は指示通りに最後まで飲んでください。

Q 自宅でどのくらい療養すればいいのでしょうか？

A 多くの人は、おおむね1週間で回復しています。熱が下がっても1～2日は自宅で様子をみましょう。

Q 家族がかかりましたが、何か気をつけることはありますか？

A 患者の看護をしたあとなどに、手をこまめに洗いましょう。また、できれば患者と別の部屋で過ごすようにしてください。患者と接するときは、なるべくマスクを着けましょう。

※ 患者の使った食器や衣類は、通常の洗い方、乾燥で消毒できます。

「うつさない」ためにできること

せきエチケット

「せき」や「くしゃみ」をするときは、周りの人から顔をそむけ、ティッシュペーパーなどで口と鼻をおおってください。ティッシュペーパーはごみ箱に捨て、そのあとは手をよく洗いましょう。

マスクの着用

「せき」や「くしゃみ」の症状があるときは、ほかの人への感染を防ぐためにマスクを着けましょう。また鼻や口に不用意に手が触れないために有効です。マスクは、すき間ができないよう鼻までしっかりおおってください。使ったマスクは「燃えるゴミ」です。決められた日時にだしてください。

ひょうご防災ネット

災害に備えて「ひょうご防災ネット」に登録しましょう。新型インフルエンザに関する情報も届きます。「ひょうご防災ネット」は、携帯電話のメールアドレスを登録すると、神戸市や兵庫県から、地震や津波、気象警報、避難勧告など、災害時の緊急情報のお知らせメールが届くサービスです（登録は無料）。

登録の方法

携帯電話から <http://bosai.net/kobe/> にアクセスし、「お知らせメールの登録」を選択してメールを送り、返信される。メールの案内に沿って操作すると、メール配信サービスに登録できます。



アクセスはこちらから

最新の情報は各ホームページの新型インフルエンザのページで確認できます。

市の対応状況など

<http://www.city.kobe.lg.jp/safety/health/infection/influ-index.html>

市での感染症発生動向

<http://www.city.kobe.lg.jp/life/health/infection/trend/shuuhou.html>

県の対応状況など

<http://web.pref.hyogo.jp/ac02/influenza.html>

厚生労働省（国の通知など）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/index.html>

国立感染症研究所感染症情報センター（日本や世界での発生状況など）

http://idsc.nih.go.jp/disease/swine_influenza/index.html

その5 特に気をつけてほしいこと

重症になりやすい人がいます。持病のある人は、かかりつけ医に相談を。

持病のある人の中には、治療の経過や管理の状況により、インフルエンザに感染すると重症になりやすいと判断される人がいます。特に下記に該当する人はかかりつけ医に相談し、「うつらない」よう感染を防ぐための習慣をつけましょう。

- 慢性の呼吸器の病気
（ぜんそく・在宅酸素を使っている人など）
- 慢性の心臓の病気
- 慢性の腎臓の病気・透析をしている人
- 糖尿病やステロイド治療などにより免疫機能が低下している時（抵抗力が弱い）

次に該当する人についても、インフルエンザが重症化することがあると報告されています。感染予防をこころがけ、かかりつけ医がいる人は、発熱時の対応について相談しておきましょう。

- 高齢者
- 乳幼児
- 妊娠中の人

医師に聞きました

財先端医療振興財団
先端医療センター 病院長 西尾利一

子どもは重症になりやすいので注意を

子どもが新型インフルエンザにかかると次のような症状を起こす場合があります。

- ・呼吸が苦しくなる
- ・皮膚が白くなる
- ・すぐに吐く
- ・元気がなく、ぐったりする
- ・いったん熱が下がって再び発熱する

このような場合は、肺炎や脳炎を起こしている可能性があります。かかりつけ医などに電話で相談した上で、診察を受けてください。

●ここに気をつけましょう

【糖尿病の人】

血糖コントロールのよくない人、合併症のある人などは重症になりやすいので注意が必要です。糖尿病にも関わらず治療していない人は、病気への抵抗力が弱いため感染症にかかりやすくなります。定期的を受診して、普段から血糖値をよい状態にしておきましょう。

※くわしくは国立国際医療センターのホームページ

(http://imcj-dm.jp/center/topics_01.html) をご覧ください。

【透析をしている人】

腎臓の解毒作用が十分でなく、病気への抵抗力が弱いため、感染症にかかりやすいといわれます。かかりつけ医・主治医にいざというときの対応を相談しておきましょう。

※くわしくは日本透析医学会のホームページ

(<http://www.jsdt.or.jp/>) をご覧ください。

【妊娠中の人】

季節性インフルエンザに感染すると、症状が重くなり肺炎などを引き起こすことがあります。新型インフルエンザに関しては、まだデータが不十分ですが、妊娠中の人は重症化しやすいといわれているため、お腹の中の赤ちゃんの発育に影響を与えないよう注意が必要です。

※くわしくは日本産婦人科学会のホームページ

(http://www.jsog.or.jp/news/html/announce_20090804a.html) をご覧ください。

その6 取り組んでいること、取り組んでほしいこと

市や国が取り組んでいること

感染症早期探知地域連携システム『神戸モデル』

新型インフルエンザなど感染症の集団発生のきっかけを早く見つけて、地域で広げないために、市と地域・学校・医療機関などが連携を強化します。そのため新たに専任の保健師を区役所に配置して、普段から施設や学校を巡回し、「顔の見える関係」をつくりながら指導・助言をしていきます。また感染症対策特別講座を開催し、社会福祉施設や学校の職員に感染症の知識をつけていただきます。

H1N1 ワクチンについて

国は、今年中に約二千万本を生産する計画を立てています。どのような人に優先的に接種するのかなどについては、国の方針が決まり次第、進めていきます。

みなさんに取り組んでほしいこと

会社・企業で

事業者に対する事業自粛要請は行っていません。新型インフルエンザのために多くの社員が休んでも、取引先などから重要な業務が中断しないことを企業は望まれます。そのため、事業継続計画を立てておきましょう。

※くわしくは内閣府の企業防災のホームページ

(<http://www.bousai.go.jp/kigyoubousai/index.html>) をご覧ください。

集会・スポーツ大会などで

一律の自粛要請は行いません。感染を広げないための工夫を主催者の判断でお願いします。例えば、体調が悪い人の参加の自粛を呼びかけたり、会場で正しい衛生手段を行うことを伝えたりするなど運営方法を検討してください。

家庭で

食料品や日用品を備蓄しておく心安いです。

※くわしくは農林水産省の家庭用食料品備蓄ガイドのホームページ

(<http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/anpo/pdf/gaido.pdf>) をご覧ください。

3. おわりに

今後、秋冬に向けて、新型インフルエンザの感染拡大が心配されるが、神戸市民の健康被害をできるだけ小さくし、暮らしへの影響を可能な限り減らすためには、国や県・市の対策のみならず家庭や職場での対策が大切になるが、この新型インフルエンザ特別号がその一助になることを期待する。



リサイクル政策の形成と市民参加

寄本勝美 著



有斐閣
本体4,800円＋税

従来から、日本の社会は、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会であったが、時代の趨勢は、リサイクル社会の実現を目標とし、適量生産・適量消費・最小廃棄の方向を目指している。今回、著者が、題材とした容器包装リサイクル法の改正は、まさに、リサイクル社会の建設を目指した、自治体や産業界、NPO等との意見の対立や利害の対立の存在を前提としながらの合意形成のプロセスである。

本書において著者は、政治家、官僚、自治体、企業、住民、市民団体、研究者等の様々な関係者の行動を精査し、容器包装リサイクル法の制定・改正の過程を丹念に分析している。

そして、リサイクル政策の形成に対する市民参加を、デモクラシーの内容の変遷の文脈の中で整理している。すなわち、デモクラシーの原型である、代議制民主主義のもとでは、市民が政治に過度に参加することはマイナスに評価された。その後、1970年代になると、参加民主主義への関心が高まり、議論も活発になった。さらに、1990年前後になると、参加だけでなく、討議の重要性が認識され、討議民主主義が重視されるようになった。

著者は、このような観点から、今回の改正過程における市民参加を評価し、市民側は、多くの市民団体が全国レベルのネットワークのもとに結集して100万人もの請願署名を集める力量を持ったこと、専門性からみても極めてレベルの高い内容の「市民案」を作成する政策立案能力を有していたこと、活動を続けていく上での独善性を排するための努力を続けてきたこと等から、制定時と比較して、明らかに異なった変化と発展がみられると評価している。

そして、今後の施行後5年目の二度目の改正の際には、討議に劣らず重要な実行（実践）が重要であると指摘し、討議民主主義、実践民主主義がもっと注目され具体的な政策論の検討を展開してもらいたいと締めくくっている。

政策形成過程が具体的に理解できるとともに、リサイクル社会を考える上でも、今後の市民参加や民主主義を考える上でも、参考となる一冊である。



国土形成計画（全国計画）の解説

国土交通省国土計画局監修



時事通信社
本体3,200円＋税

我が国が人口減少時代を迎えつつある今日、国民の不安感や不透明感が拡大する中で、国土及び国民生活の将来の姿を示すことは極めて重要である。

このため、平成17年の国土総合開発法の抜本改正と、同年9月以降の国土審議会を中心とする調査検討を経て、平成20年7月4日に新しい国土計画である、国土形成計画（全国計画）が閣議決定された。

この計画では、新しい国土像として、東京を頂点とする太平洋ベルト地帯に人口や諸機能が集中する「一極一軸型」の国土構造の是正を目指して、「多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図る」ことが提示されている。

このような新しい国土像を実現するため、「東アジアとの円滑な交流・連携」、「持続可能な地域の形成」、「災害に強いしなやかな国土の形成」、「美しい国土の管理と継承」及び「『新たな公』を基軸とする地域づくり」を戦略的目標として掲げている。

このうち、「『新たな公』を基軸とする地域づくり」とは、個人、NPO、企業等、多様な民間主体を地域づくりの担い手としてとらえ、そのような主体が協働し、従来の公の領域に加え、公共的価値を含む私の領域や、公と私との中間的な領域にその活動を広げ、地域住民の生活を支え、地域活力を維持する機能を果たしていくという考えである。このような考え方は、新しい計画の横断的な視点として位置付けられ、非常に重要なものとなる。

したがって、今後、計画を推進する上では、行政関係者のみならず、国民一人一人が、主体的に国土づくり、地域づくりに取り組むことが重要であり、そのためには、一人でも多くの人が、国土形成計画（全国計画）の内容を理解し、それぞれの地域において、様々な課題を解決するために活動することが不可欠となる。

本書では、国土形成計画（全国計画）の全文を掲載するとともに、計画の基本的考え方として、時代の潮流と国土政策上の課題、新しい国土像実現のための戦略的目標などを示し、分野別施策の基本的方向として、地域の整備、産業、文化及び観光、交通・情報通信体系、防災、国土資源及び海域の利用と保全、環境保全及び景観形成、「新たな公」による地域づくりに関する基本的な施策、広域地方計画の策定・推進などを関連するデータや資料を豊富に示しながら、わかりやすく詳細に解説している。本書が、一人でも多くの方々に活用され、豊かで美しい国土の形成に寄与することを期待する。



自治体を民間が運営する都市 -米国サンディ・スプリングスの衝撃- オリバー・W・ポーター 著



時事通信社
本体2,500円＋税

本書は、AT&T（米国通信会社）役員を退任後、米国ジョージア州のサンディ・スプリングス市（人口9万人）にPPP（Public/Private Partnership：公民連携）による市の運営モデルを提案し、実現させた著者の著書2冊を訳出したものである。具体的には、警察・消防を除く市のサービスを民間企業に包括的に委託した同市の誕生と運営実績の詳細を綴ったドキュメントである。第1部「サンディ・スプリングス市の誕生」では、「CREATING THE NEW CITY OF SANDY SPRINGGS」（2006）をもとに同市の誕生までを記している。第2部「PPPモデルの成果と発展」の「PUBLIC PRIVATE PARTNERSHIPS for LOCAL GOVERNMENTS」（2008）では、同市の運営実績をもとに自治体にとってのPPPモデルのあり方を述べている。第3部「日本への応用可能性」は、新たな翻訳者並びに監修者が書き下ろした日本への応用である。同市は、その業務の大半（警察・消防を除く市のサービス）を民間企業に包括的に委託した結果、同市の職員は、わずか「4人」しかいない。先進国においては、少子高齢化、人口減少による国や地方の財源の減少や逼迫化により、公（官）から民への流れは歴史的必然である。そうした中で公（官）と民が互いに知恵を出し合い、連携することにより、両者がリスクとリターンを分かち合いながら、市民が求める高質なサービスを効率的に提供することが求められ、重要となっている。本書では、市民が求める高質なサービスを効率的に提供していく手法である「PPPとは一体何なのか」。大半の業務を民間企業に総括的に委託し、「職員4名で同市を一体どのように効率的に運営しているのか」等

について、誕生に携わった著者の実体験に裏打ちされた説得力のある説明が加えられている。もちろん、本書に提示されたモデルがそのまま日本に当てはまるとは考えられないが、当該モデルは、市民自身の発想による住民主体の活動による成果であること、PPPを単なる効率化ではなくサービスの質の向上という観点で捉え直していることなど、各国の事情を超えた普遍性を持っているため、地方分権論議が盛んになっている現代日本でも、多くの地域関係者の地域問題解決に資する注目すべき1冊である。



分権改革は都市行政機構を変えたか

松村岐夫他 編著



第一法規
本体2,700円＋税

1993年に、衆参両院で「地方分権の推進に関する決議」がなされ、地方分権が政治日程にあがった。それ以降、地方分権改革は、地方分権一括法、三位一体改革の第一期を経て、2007年の地方分権改革推進法施行により、第2期がスタートしている。

本書は、過去10数年間の地方分権改革や「平成の大合併」が都市行政機構をどのように変えたのかについて、財団法人日本都市センターにより、都市自治体の首長個人及び事務部門を対象として実施されたアンケート調査「分権型社会の都市行政と組織改革に関する調査研究」をもとに明らかにするものである。

全体は、5部に分かれており、I部は、都市自治体の首長の意識や事務機構との関わりや組織改革の多数の項目を総括的に分析している。II部では、都市自治体における事務事業の外部化と、事務機構のスリム化・フラット化、定数管理について論じている。III部は、都市自治体における人事行政と事務機構について論じている。IV部では、住民と事務機構との関わりについて触れている。V部では、市町村合併により特定政策課題への専門組織設置を促進したことなどについて論じている。

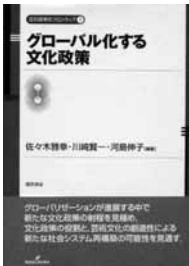
この中で、首長が地方分権改革をどう評価しているのかを見ると、評価は全体として低く、また人口規模によって評価が分かれている。特に小規模都市には必ずしも喜ばれていないという結果となっている。また、今後の改革課題としては「税源移譲」が1番多い。この意見を人口規模別にみると、自治体の人口規模が大きくなるにつれて「税源移譲派」が増えている。

本書は、都市自治体の関係者や地方行政に関心のある研究者などにとって参考となる内容となっている。



グローバル化する文化政策

佐々木雅幸、川崎賢一、河島信子 編著



勁草書房
本体3,600円＋税

本書は、約15年前からの新自由主義的グローバリゼーションの進展する中で、新たな文化政策の射程を見極めるべく共同の研究を行ってきた著者たちが、新自由主義的グローバリゼーションの限界性や問題点を乗り越えるためのグローバル視点からの文化政策の役割と、芸術文化の創造性によって新しい社会システムを都市や地域から再構築していく可能性を提唱するものである。

本書は、総論と各論の2部構成になっている。総論では、グローバル化する文化政策の全体を捉えようとしている。まず、グローバル文化論を論じるときに避けることができない「文化帝国主義論」を取り上げている。次いで、都市における持続可能性と文化政策の関連性を論じている。

各論ではアメリカ、ドイツ、フィンランド、シンガポール、日本の国々や地域で展開している文化政策を様々な角度から分析している。

その中で、ユネスコ UNESCO (国連教育科学文化機関) の創造都市のグローバル・アライアンス (ネットワーク) を紹介し、創造都市のネットワークが国内外に広がっていくとき、文化多様性に富んだ第2段階のグローバリゼーションへの流れが加速して行くに違いないと指摘する。

本書は、近年、日本でも創造都市論への関心が高まっているが、グローバル化が進展する中で、芸術文化を始めとした文化政策が果たす役割を理解する上で、有用な書の一つであろう。



H5N1 強毒性新型インフルエンザウィルス 日本上陸のシナリオ

岡田晴江 著



幻冬舎文庫
本体600円＋税

本書は、強毒性の H5N1 ウィルスが発生した場合の最初の 2 ヶ月について、ウィルス学の専門家

が科学的根拠を基に最悪のシナリオを描いたものである。著者は、日本の感染症に対する危機意識は余りにも低く、現状のまま手をこまねいていけば致命的な手遅れが生じると警告する。強毒性新型インフルエンザ大流行による膨大な健康被害と、二次的な社会・経済活動の崩壊を防ぐためには、事前のリスク評価と、最悪のシナリオに対応した事前準備を行い、さらに実際に起こった際の緊急対応計画を立て、これをいつでも実行できる状態しておくことが必要であると唱える。

具体的には、新型インフルエンザ大流行による膨大な健康被害と、二次的な社会・経済活動の崩壊を防ぐために、次の3つの目標を掲げている。①新型インフルエンザの発生を防止する。②健康被害を最小限にとどめる。③社会・経済機構の崩壊を防ぎ、社会生活を維持する。①について、新型インフルエンザの発生を阻止することは不可能に近く、何とか流行を抑制して、新型インフルエンザ発生を回避しているという状況は今後も続く」と指摘する。②の対策として、新型インフルエンザ出現の早期発見と流行予測評価、発生地域における早期封じ込め、検疫などによる流行拡大の防止、抗ウィルス剤による予防と治療、ワクチンによる予防、必要な医療サービスの確保などを挙げる。③の対応において、政府・地方の全行政機関を始めとして、国内外のあらゆる機関、団体、事業所から地方社会、家庭、個人に至るまで、すべての人がその実施主体であり、またその実施対象となると指摘する。

危機管理上、新型インフルエンザがいつ発生しても、冷静に対応できるように、新型インフルエンザに関して事前

理解しておくことが必須である。本書は、新型インフルエンザの情報を、シナリオ手法を用いて、わかりやすく提供するものであるといえる。

編 集 後 記

- ◎京都議定書に続く地球温暖化対策の国際枠組み構築の後押しを目指して、9月22日にニューヨークで開かれた国連気候変動首脳会合(気候変動サミット)において、鳩山首相は日本の温室効果ガス排出量を2020年までに「1990年比で25%削減」する意向を表明した。
- ◎地球温暖化は、グローバルな問題でもあるので、このような取り組みは、世界全体で進めることが必要であるとともに、国としての確固たるリーダーシップも求められています。
- ◎しかしながら、地球環境問題も、個々の取り組みは地域から始まり、地域に立脚したものでなくてはなりません。
- ◎本号で紹介した理論や先進事例が、今後、私たちがこの問題に、いかに対応していけばよいのかを議論する上で、一つの参考となることを期待します。
- ◎次号は、「阪神・淡路大震災の教訓は危機管理にどのように生かされているか」を特集します。ご期待ください。

[問い合わせ先]

〒651-0083 神戸市中央区浜辺通5丁目1-14 神戸商工貿易センタービル18F FAX 078-252-0877
神戸都市問題研究所内 季刊「都市政策」編集部宛

次号138号予告 (2010年1月1日発行予定)

— 特集 阪神・淡路大震災の教訓は危機管理にどのように生かされているか —
(敬称略)

教訓と都市政策としての危機管理	新 野 幸次郎
教訓を生かした国の制度	三 井 泰 壽
危機管理と制度上の市町村の役割	高 寄 昇 三
阪神・淡路大震災後の災害ボランティアの展開	渥 美 公 秀
災害報道から見た教訓	桜 間 裕 章

<執筆者、タイトルについては変更になる場合があります>

季 刊 都 市 政 策

第137号

印 刷 平成21年9月20日 発 行 平成21年10月1日

発行所 財団法人神戸都市問題研究所 発行人 新 野 幸次郎

〒651-0083 神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号(神戸商工貿易センタービル18F)
電話 (078) 252-0984

発売元 勁 草 書 房

〒112-0005 東京都文京区水道2の1の1

振替口座 00150-2-175253 電話 (03) 3814-6861

印 刷 田中印刷出版株式会社



職員・議員・市民必携の政策情報誌

月刊『地方自治職員研修』

毎月15日発行、B5判130頁、定価800円（最寄りの書店より取り寄せてできます）
直接送付・年間定期購読：8,880円（税送料込み、前払い）

- 10月号 〈特集〉人事が自治体を変える！
9月号 〈特集〉国との関係を洗い直す～政策分野ごと「国・地方関係」を徹底検証
8月号 〈特集〉豊かに「老い」を生きられる地域へ

臨時増刊
最新・92号

『自治体ひとつづくり読本』

管理職“養成”講座
10月15日発行 定価1,680円（税込み）

好評
発売中

『市民自治のこれまで・

これから』今井照・編著
定価2,625円（税込み）

公職研 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 2-20

<http://www.koshokuken.co.jp>

tel.03-3230-3701 / fax.03-3230-1170 / e-mail:hello@koshokuken.co.jp



地方自治を語るみんなの広場

【月刊】

自治フォーラム

2009.10 VOL.601

定価600円（本体571円）

特集 議会・監査制度改革とローカルガバナンス

- 視 点 自治体におけるチェック機能の強化と議会・監査制度 ……斎藤 誠
解 説 住民自治と地方議会
一直接民主主義と議会基本条例一 ……片木 淳
地方公共団体ガバナンスにおける監査機能の役割 ……小関 勇
事 例 開かれた議会と住民参加 ……北海道栗山町議会
議会の体制整備改革「決算・予算審査システムの構築」 ……徳島県小松島市議会
行財政構造改革の推進 ……岡 山 市
エッセイ 首長が語る地方自治 ……静岡県富士宮市長 小室 直義

（タイトルについては、変更になることがあります。）

編 集 自治研修研究会（財団法人自治研修協会内）

発行所 第一法規株式会社

〒107-8560 東京都港区南青山2-11-17 電話 03(3404)2251 振替口座：東京3-133197

特集 政権交代と分権改革

慶應義塾大学法学部教授 片山善博／（財）地方自治総合研究所所長 辻山幸宣

福島大学行政政策学類教授 今井 照

インタビュー 帝塚山大学大学院法政策研究科教授 中川幾郎

特別企画 「この国のあり方」を問うシンポジウム

基調講演：関西学院大学人間福祉学部教授 神野直彦

パネルディスカッション

ニュース／ルポ がんばる自治体 伊勢崎市（群馬県）／智頭町（鳥取県）／美馬市（徳島県）

三重発、 NPO／自治体職員 他

企画・編集：三重県政策部企画室

「地域政策－三重から」

（〒514-0004）三重県津市栄町1-891

電話 059-224-2767

発行所：（株）公人の友社

（〒112-0002）東京都文京区小石川5-26-8

電話 03-3811-5701

近代都市史・行政史の新シリーズ、3冊目刊行！

京都市政史

第1巻 市政の形成

定価 六〇〇〇円（税込）

A5判約八〇〇頁 口絵・解説付

発行 京都市

編集 京都市市政史編さん委員会

〔本巻編集委員〕伊藤之雄（代表）・松下孝昭

〔本巻執筆者〕秋元せき・伊藤之雄・井上幸治・

小林丈広・佐藤満・鈴木栄樹・奈良岡聰智・

西山伸・福家崇洋・松下孝昭・松中博

◆都市改造・近代自治・文化・観光など明治維新から一九五〇年までの京都市の都市再生をめぐるドラマを描く。

◆市政史にとどまらない京都の社会や経済、文化の変化までも描きだすきめ細かな章立てを設定。

◆京都市の行政資料をはじめ新出の政治家書簡や日記・新聞など多様な資料群から新事実を多数掲載。

◆近代日本の都市史研究に一石を投じるのみならず、読みやすい文章と豊富な図版によって幅広い読者に配慮。

【次回配本予定】

第2巻 市政の展開

【既刊】（各税込六〇〇〇円）

第4巻 資料 市政の形成／第5巻 資料 市政の展開

◆ご注文はこちらまで

京都市歴史資料館

〒602-0867 京都市上京区寺町通丸太町上る

Tel 075 (241) 4312 Fax 075 (241) 4012

http://www.city.kyoto.lg.jp/somu/soshiki/3-1-6-0-0_1.html

都市政策バックナンバー

- 第110号 特集 大都市制度のこれから 2003年1月1日発行
- 第111号 特集 都市の活性化と地域連携 2003年4月1日発行
- 第112号 特集 行政コスト分析の課題 2003年7月1日発行
- 第113号 特集 第三セクターの課題と展望 2003年10月1日発行
- 第114号 特集 福祉と民間活力 2004年1月1日発行
- 第115号 特集 震災復興の都市政策的検証Ⅰ 2004年4月1日発行
- 第116号 特集 震災復興の都市政策的検証Ⅱ 2004年7月1日発行
- 第117号 特集 ユニバーサルデザイン 2004年10月1日発行
- 第118号 特集 阪神・淡路大震災10年 2005年1月1日発行
- 第119号 特集 地域におけるセクター間の連携 2005年4月1日発行
- 第120号 特集 地方自治体の人事・給与 2005年7月1日発行
- 第121号 特集 集客観光都市の創造 2005年10月1日発行
- 第122号 特集 空港が開く都市の未来 2006年1月1日発行
- 第123号 特集 パブリックガバナンス—外部監査と外部評価— 2006年4月1日発行
- 第124号 特集 地域の力を活かした防災・防犯力の強化 2006年7月1日発行
- 第125号 特集 大学と地域・産業との連携によるまちづくり 2006年10月1日発行
- 第126号 特集 デザインを生かしたまちづくり 2007年1月1日発行
- 第127号 特集 ソーシャルキャピタルと地域づくり 2007年4月1日発行
- 第128号 特集 神戸医療産業都市構想 2007年7月1日発行
- 第129号 特集 神戸開港140年 2007年10月1日発行
- 第130号 特集 少子高齢社会における受益と負担の関係 2008年1月1日発行
- 第131号 特集 景観行政の変遷と意義 2008年4月1日発行
- 第132号 特集 ソーシャル・インクルージョン手法による地域の再生 2008年7月1日発行
- 第133号 特集 文化創生都市づくりとビエンナーレ 2008年10月1日発行
- 第134号 特集 これからの神戸づくりの論点 2009年1月1日発行
- 第135号 特集 大都市制度 2009年4月1日発行
- 第136号 特集 都市の就業戦略 2009年7月1日発行

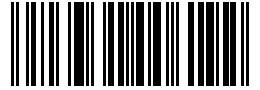
ISBN978-4-326-96177-1
C3331 ¥619E



9784326961771

定価650円(本体619円)

勁草書房



1923331006192



発売元

勁草書房

東京都文京区水道2の1の1
振替口座00150-2-175253

☎03-3814-6861